

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）  
使用前検査実施要領書（その 2-1）

〔核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〕  
〔放射性廃棄物の廃棄施設〕

原子力規制委員会

## 改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
—	新規制定	令和2年2月14日
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）2. 配筋検査の検査手順にフレア溶接部の検査方法を追加</li> <li>・排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）2. 配筋検査にフレア溶接部の判定基準を追加</li> <li>・表3に排気筒にフレア溶接の継ぎ手長さの追加</li> </ul>	令和2年4月6日

## 目 次

I	検査目的及び項目	1
II	検査場所	1
III	検査範囲	1
IV	検査方法	2
V	判定基準	12
VI	その他	16
VII	添付資料	16

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき実施する試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第3条の4第3号に係る使用前検査について、法第27条第1項の規定に基づき試験研究用等原子炉に係る設計及び工事の方法を認可した申請（以下「設工認申請書」という。）に従い、製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会の定める技術上の基準に適合していることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第23号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第6条及び第7条第1項である。

### ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室）

材料検査、配筋検査、型枠検査、外観検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

### ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（燃料管理施設）

材料検査、配筋検査、型枠検査、外観検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒）

材料検査、寸法検査、配筋検査、型枠検査、外観検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

## II 検査場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 JRR-3原子炉施設

## III 検査範囲

### 1. 検査対象設備及び範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち

試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち

耐震構造のうち

使用済燃料貯槽室

燃料管理施設

放射性廃棄物の廃棄施設のうち

試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち

耐震構造のうち

排気筒

## 2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

平成31年3月14日付け原規規発第1903142号

## IV 検査方法

### ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強））

#### 1. 材料検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1、表2、表7、表8、図1.1~1.10、図2.10及び図2.11」を参照のこと。

- ① 鉄筋
- ② アンカー筋
- ③ シアコネクタ筋
- ④ あと施工アンカー（接着系・カプセル系）
- ⑤ コンクリート

#### 2. 配筋検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

##### (2) 検査手順

- ① 鉄筋、アンカー筋及びシアコネクタ筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図1.1~図1.10、図2.10及び図2.11」を参照のこと。
- ② アンカー筋及びシアコネクタ筋の埋め込み長さ並びにアンカー筋の定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図1.1~図1.7、図1.9、図2.10及び図2.11」を参照のこと。
- ③ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表3、表4、図1.1~図1.10、図2.10及び図2.11」を参照のこと。
- ④ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書に示された値以上で施工されているこ

とを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表5、図1.1～図1.8、図1.10及び図2.10」を参照のこと。

### 3. 型枠検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

型枠の寸法が、設工認申請書のとおり施工されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表6、図1.1～図1.8、図1.10及び図2.10」を参照のこと。

### 4. 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

柱、梁、壁の増打ち補強部が、添付資料-2「図1.1～図1.8及び図1.10」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないことを立会により確認する。

## ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強））

### 1. 材料検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1、表2、表7、表8及び図2.1～図2.11」を参照のこと。

- ① 鉄筋
- ② アンカー筋
- ③ シアコネクタ筋
- ④ あと施工アンカー（接着系・カプセル系）
- ⑤ コンクリート

### 2. 配筋検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

- ① 鉄筋、アンカー筋及びシアコネクタ筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図 2.1～2.11」を参照のこと。
- ② アンカー筋及びシアコネクタ筋の埋め込み長さ並びにアンカー筋の定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図 2.1～図 2.7 及び図 2.9～図 2.11」を参照のこと。
- ③ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 3、表 4、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」を参照のこと。
- ④ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 5、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」を参照のこと。

### 3. 型枠検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

型枠の寸法が、設工認申請書のとおり施工されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 6、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」を参照のこと。

### 4. 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

柱、梁、壁の増打ち補強部が、添付資料-2「図 2.1～図 2.8」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないことを立会により確認する。

### ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強））

## 1. 材料検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### (2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1、表2、表7、表8及び図3.1～図3.17」を参照のこと。

- ① 鉄筋
- ② アンカー筋
- ③ スパイラル筋
- ④ あと施工アンカー（接着系・カプセル系）
- ⑤ コンクリート
- ⑥ 無収縮モルタル

## 2. 配筋検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

### (2) 検査手順

- ① 鉄筋及びアンカー筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図3.1～図3.17」を参照のこと。
- ② アンカー筋の埋め込み長さ及び定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図3.1～図3.17」を参照のこと。
- ③ スパイラル筋の径（呼び径）、外径及びピッチが、設工認申請書のとおり施工されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図3.1～図3.17」を参照のこと。
- ④ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表3、表4及び図3.1～図3.17」を参照のこと。
- ⑤ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表5及び図3.1～図3.17」を参照のこと。

### 3. 型枠検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

型枠の寸法が、設工認申請書のとおり施工されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表6及び図3.1～図3.17」を参照のこと。

### 4. 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

連結補強部の柱、梁、壁及び床スラブが、添付資料-2「図3.1～図3.17」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないことを、立会又は申請者の品質記録により確認する。

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（杭基礎の新設））

#### 1. 材料検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### (2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1、表2、表7、表8、図4.2及び図4.13」を参照のこと。

- ① 鋼管
- ② 鉄筋
- ③ コンクリート

#### 2. 寸法検査

##### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

## (2) 検査手順

杭の径（呼び径）及び杭の長さが、設工認申請書に記載された寸法以上であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「図 4.2 及び図 4.13」を参照のこと。

## 3. 配筋検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

### (2) 検査手順

- ① 鉄筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「図 4.2 及び図 4.13」を参照のこと。
- ② 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「表 3、表 4、図 4.2 及び図 4.13」を参照のこと。

## 4. 外観検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### (2) 検査手順

- ① 杭が添付書類－2「図 4.2」に示す位置に配置されていることを、申請者の品質記録により確認する。
- ② 鋼管表面に有害な傷、へこみ等がないことを、申請者の品質記録により確認する。

## ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設））

### 1. 材料検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「表 1、表 2、表 7、表 8、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」を参照のこと。

- ① 鉄筋

## ② コンクリート

### 2. 配筋検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

- ① 鉄筋の径(呼び径)、本数又は間隔が、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」を参照のこと。
- ② 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていること。また、フレア溶接を行った場合の継手部については、割れ等の有害な欠陥がないことを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 3、表 4、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」を参照のこと。
- ③ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書に示された値以上で施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 5、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」を参照のこと。

### 3. 型枠検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

型枠の寸法が、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 6、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」を参照のこと。

### 4. 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

基礎、基礎柱、基礎梁及び床板が、添付資料-2「図 4.1、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」に示す位置に施工されており、コンクリート表面に有害な傷、へこみ等がないことを、立会又は申請者の品質記録により確認する。

## ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（支持鉄塔の新設））

### 1. 材料検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1、表2、表7、図4.4～図4.12、図4.15～図4.18及び図4.23」を参照のこと。

- ① 鉄骨部材
- ② アンカーボルト
- ③ あと施工アンカー（金属系）
- ④ 無収縮モルタル（排気筒とリング梁接合部への充填を行う無収縮モルタルを対象とする。）

### 2. 寸法検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

鉄骨部材の断面寸法及びアンカーボルトの径（呼び径）が、設工認申請書に記載された寸法であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図4.4～図4.12、図4.15～図4.18及び図4.23」を参照のこと。

### 3. 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

- ① 鉄骨部材が、添付資料-2「図4.4～図4.12、図4.15～図4.18及び図4.23」に示す位置に施工されており、鉄骨部材の表面に有害な傷、へこみ等がないことを、立会又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 現場溶接部を目視にて割れ等の有害な欠陥がないことを、立会又は申請者の品質記録により確認する。
- ③ アンカーボルトが、設工認申請書のとおり配置されていることを、申請者の品質

記録により確認する。詳細は添付資料-2「図 4. 4～図 4. 12、図 4. 15～図 4. 18 及び図 4. 23」を参照のこと。

- ④ 支持鉄塔が、設工認申請書どおりに配置されていることを、立会により確認する。  
詳細は添付資料-2「図 4. 1、図 4. 4～図 4. 12、図 4. 15～図 4. 18 及び図 4. 23」を参照のこと。

## ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（鋼製ダンパーの新設））

### 1. 材料検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。  
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

鋼製ダンパーに設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 1、表 2 及び図 4. 19～図 4. 23」を参照のこと。

### 2. 寸法検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。  
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。  
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

#### (2) 検査手順

鋼製ダンパーが、設工認申請書に示す大臣認定品として定められた所定の形状であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「図 4. 21 及び図 4. 22」を参照のこと。

### 3. 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。  
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

- ① 鋼製ダンパーが、添付資料-2「図 4. 19～図 4. 23」に示す位置に施工されており、鋼製ダンパーの表面に有害な傷、へこみ等がないことを立会により確認する。  
② 鋼製ダンパーの据付状態に異常ないことを立会により確認する。

## ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室、燃料管理施設）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒）

## 1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### (2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

- ・試験研究用等原子炉施設の地盤（第6条）
- ・地震による損傷の防止（第7条第1項）

## 2. 品質管理の方法等に関する検査

### (1) 検査前確認事項

法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

### (2) 検査手順

設工認申請書に定められた品質保証計画書に基づき、工事及び検査に係る申請者の保安活動が行われていることについて、工事の特徴を踏まえ次の項目を確認する。

#### ①品質保証の実施に係る組織

- ・工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が設工認申請書に従って行われていること。
- ・供給者の選定や管理が設工認申請書に従って行われていること。

#### ②保安活動の計画

- ・工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び①の体制、情報伝達等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・①の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても設工認申請書に従って定められていること。

#### ③保安活動の実施

- ・工事及び検査が②の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても設工認申請書に従って行われていること。

#### ④保安活動の評価

- ・調達物品や役務、原子力施設が要求事項に適合していることを実証するため、②の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても②の計画に従って行われていること。

⑤保安活動の改善

- ・ 予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

## V 判定基準

### ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強））

#### 1. 材料検査

設工認申請書（添付資料-2「表1、表2、表7、表8、図1.1～1.10、図2.10及び図2.11」参照）に記載された材料が使用されていること。

#### 2. 配筋検査

- ① 鉄筋、アンカー筋及びシアコネクタ筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（添付資料-2「図1.1～図1.10、図2.10及び図2.11」参照）のとおり施工されていること。
- ② アンカー筋及びシアコネクタ筋の埋め込み長さ並びにアンカー筋の定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「図1.1～図1.7、図1.9、図2.10及び図2.11」参照）に示された値以上で施工されていること。
- ③ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「表3、表4、図1.1～図1.10、図2.10及び図2.11」参照）に示された値以上で施工されていること。
- ④ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（添付資料-2「表5、図1.1～図1.8、図1.10及び図2.10」参照）に示された値以上で施工されていること。

#### 3. 型枠検査

型枠の寸法が、設工認申請書（添付資料-2「表6、図1.1～図1.8、図1.10及び図2.10」参照）のとおり施工されていること。

#### 4. 外観検査

柱、梁、壁の増打ち補強部が、添付資料-2「図1.1～図1.8及び図1.10」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないこと。

### ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強））

#### 1. 材料検査

設工認申請書（添付資料-2「表1、表2、表7、表8及び図2.1～図2.11」参照）に記載された材料が使用されていること。

#### 2. 配筋検査

- ① 鉄筋、アンカー筋及びシアコネクタ筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（添付資料-2「図2.1～2.11」参照）のとおり施工されていること。

- ② アンカー筋及びシアコネクタ筋の埋め込み長さ並びにアンカー筋の定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「図 2.1～図 2.7 及び図 2.9～図 2.11」参照）に示された値以上で施工されていること。
- ③ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「表 3、表 4、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」参照）に示された値以上で施工されていること。
- ④ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（添付資料-2「表 5、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」参照）に示された値以上で施工されていること。

### 3. 型枠検査

型枠の寸法が、設工認申請書（添付資料-2「表 6、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」参照）のとおり施工されていること。

### 4. 外観検査

柱、梁、壁の増打ち増設部が、添付資料-2「図 2.1～図 2.8」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないこと。

## ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強））

### 1. 材料検査

設工認申請書（添付資料-2「表 1、表 2、表 7、表 8 及び図 3.1～図 3.17」参照）に記載された材料が使用されていること。

### 2. 配筋検査

- ① 鉄筋及びアンカー筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（添付資料-2「図 3.1～図 3.17」参照）のとおり施工されていること。
- ② アンカー筋の埋め込み長さ及び定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「図 3.1～図 3.17」参照）に示された値以上で施工されていること。
- ③ スパイラル筋の径（呼び径）、外径及びピッチが、設工認申請書（添付資料-2「図 3.1～図 3.17」参照）のとおり施工されていること。
- ④ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「表 3、表 4 及び図 3.1～図 3.17」参照）に示された値以上で施工されていること。
- ⑤ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（添付資料-2「表 5 及び図 3.1～図 3.17」参照）に示された値以上で施工されていること。

### 3. 型枠検査

型枠の寸法が、設工認申請書（添付資料-2「表 6 及び図 3.1～図 3.17」参照）のとおり施工されていること。

### 4. 外観検査

連結補強部の柱、梁、壁及び床スラブが、添付資料-2「図 3.1～図 3.17」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないこと。

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（杭基礎の新設））

#### 1. 材料検査

設工認申請書（添付資料-2「表 1、表 2、表 7、表 8、図 4.2 及び図 4.13」参照）に記載された材料が使用されていること。

#### 2. 寸法検査

杭の径（呼び径）及び杭の長さが、設工認申請書（添付資料-2「図 4.2 及び図 4.13」参照）に記載された寸法以上であること。

#### 3. 配筋検査

① 鉄筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（添付資料-2「図 4.2 及び図 4.13」参照）のとおり施工されていること。

② 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「表 3、表 4、図 4.2 及び図 4.13」参照）に示された値以上で施工されていること。

#### 4. 外観検査

① 杭が添付書類-2「図 4.2」に示す位置に配置されていること。

② 鋼管表面に有害な傷、へこみ等がないこと。

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設））

#### 1. 材料検査

設工認申請書（添付資料-2「表 1、表 2、表 7、表 8、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）に記載された材料が使用されていること。

#### 2. 配筋検査

① 鉄筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（添付資料-2「図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）のとおり施工されていること。

② 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（添付資料-2「表 3、表 4、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）に示された値以上で施工されていること。また、フレア溶接を行った場合の継手部については、割れ等の有害な欠陥がないこと。

③ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（添付資料-2「表 5、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）に示された値以上で施工されていること。

#### 3. 型枠検査

型枠の寸法が、設工認申請書（添付資料-2「表 6、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）

のとおり施工されていること。

#### 4. 外観検査

基礎、基礎柱、基礎梁及び床板が、添付資料-2「図 4. 1、図 4. 2、図 4. 3 及び図 4. 14」に示す位置に施工されており、コンクリート表面に有害な傷、へこみ等がないこと。

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（支持鉄塔の新設））

#### 1. 材料検査

設工認申請書（添付資料-2「表 1、表 2、表 7、図 4. 4～図 4. 12、図 4. 15～図 4. 18 及び図 4. 23」参照）に記載された材料が使用されていること。

#### 2. 寸法検査

鉄骨部材の断面寸法及びアンカーボルトの径（呼び径）が、設工認申請書（添付資料-2「図 4. 4～図 4. 12、図 4. 15～図 4. 18 及び図 4. 23」参照）に記載された寸法であること。

#### 3. 外観検査

- ① 鉄骨部材が、添付資料-2「図 4. 4～図 4. 12、図 4. 15～図 4. 18 及び図 4. 23」に示す位置に施工されており、鉄骨部材の表面に有害な傷、へこみ等がないこと。
- ② 現場溶接部に割れ等の有害な欠陥がないこと。
- ③ アンカーボルトが、設工認申請書（添付資料-2「図 4. 4～図 4. 12、図 4. 15～図 4. 18 及び図 4. 23」参照）のとおり配置されていること。
- ④ 支持鉄塔が、設工認申請書（添付資料-2「図 4. 1、図 4. 4～図 4. 12、図 4. 15～図 4. 18 及び図 4. 23」参照）のとおり配置されていること。

### ○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（鋼製ダンパーの新設））

#### 1. 材料検査

鋼製ダンパーに設工認申請書（添付資料-2「表 1、表 2 及び図 4. 19～図 4. 23」参照）に記載された材料が使用されていること。

#### 2. 寸法検査

鋼製ダンパーが、設工認申請書（添付資料-2「図 4. 21 及び図 4. 22」参照）に示す大臣認定品として定められた所定の形状であること。

#### 3. 外観検査

- ① 鋼製ダンパーが、添付資料-2「図 4. 19～図 4. 23」に示す位置に施工されており、鋼製ダンパーの表面に有害な傷、へこみ等がないこと。
- ② 鋼製ダンパーの据付状態に異常ないこと。

## ○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室、燃料管理施設）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒）

### 1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・試験研究用等原子炉施設の地盤（第6条）
- ・地震による損傷の防止（第7条第1項）

### 2. 品質管理の方法等に関する検査

工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

## VI その他

設工認申請書に記載されている試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の4第5号に基づく試験研究用等原子炉施設の性能検査をもって終了とする。

## VII 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書（設工認申請書等をもとに作成したものである。）

表1 主要材料仕様

表2 鋼材等の種類

表3 鉄筋の継手の長さ

表4 鉄筋の定着長さ

表5 鉄筋と型枠とのかぶり厚さ

表6 型枠の寸法許容差

表7 コンクリート材料表

表8 構造体強度補正值と適用期間

図1.1 使用済燃料貯槽室 1階伏図

図1.2 使用済燃料貯槽室 Z2階伏図

図1.3 使用済燃料貯槽室 Z3階伏図

図1.4 使用済燃料貯槽室 F通軸組図

図1.5 使用済燃料貯槽室 K通軸組図

図1.6 使用済燃料貯槽室 補強柱断面図

図1.7 使用済燃料貯槽室 補強梁断面図

図1.8 使用済燃料貯槽室 補強壁断面図

図1.9 使用済燃料貯槽室 あと施工アンカー配置図

図1.10 使用済燃料貯槽室 K通開口補強筋要領図

図2.1 燃料管理施設 1階伏図

- 図 2.2 燃料管理施設 Z2 階伏図
- 図 2.3 燃料管理施設 Z3 階伏図
- 図 2.4 燃料管理施設 A 通軸組図
- 図 2.5 燃料管理施設 E 通軸組図
- 図 2.6 燃料管理施設 補強柱断面図
- 図 2.7 燃料管理施設 補強梁断面図
- 図 2.8 燃料管理施設 補強壁断面図
- 図 2.9 燃料管理施設 あと施工アンカー配置図
- 図 2.10 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設 外側増打ち補強配筋標準図
- 図 2.11 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設 外側増打ちあと施工アンカー標準配置図
- 図 3.1 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 地下 1 階伏図
- 図 3.2 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 1 階伏図
- 図 3.3 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 G 通軸組図
- 図 3.4 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 A-A' 断面図
- 図 3.5 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 B-B' 断面図
- 図 3.6 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 J 通軸組図
- 図 3.7 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 C-C' 断面図
- 図 3.8 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 D-D' 断面図
- 図 3.9 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 スラブ断面図
- 図 3.10 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 スラブ接合部断面図
- 図 3.11 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 壁断面図
- 図 3.12 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 壁接合部断面図
- 図 3.13 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 地下 1 階新設床配筋詳細図
- 図 3.14 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 1 階新設床配筋詳細図
- 図 3.15 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 新設壁配筋詳細図(G, H 通)
- 図 3.16 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 新設壁配筋詳細図(J 通)
- 図 3.17 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 新設壁配筋詳細図(G-H 通間)
- 図 4.1 排気筒の配置図及び検査対象範囲
- 図 4.2 排気筒 基礎伏図
- 図 4.3 排気筒 HTZ1 伏図
- 図 4.4 排気筒 HTZ2 伏図
- 図 4.5 排気筒 HTZ3 伏図
- 図 4.6 排気筒 HTZ4 伏図
- 図 4.7 排気筒 HTZ5 伏図
- 図 4.8 排気筒 HTZ6 伏図
- 図 4.9 排気筒 HTZ7、HTZ8 伏図
- 図 4.10 排気筒 HTZ9 伏図
- 図 4.11 排気筒 X1, X3 通軸組図

- 図 4.12 排気筒 Y1 通軸組図
- 図 4.13 排気筒 杭リスト
- 図 4.14 排気筒 基礎リスト
- 図 4.15 排気筒 鉄骨部材リスト
- 図 4.16 排気筒 柱脚リスト
- 図 4.17 排気筒 鉄骨架構詳細図
- 図 4.18 排気筒 支持鉄塔鉄骨部材継手リスト
- 図 4.19 排気筒 HTZ9 鋼製ダンパー取付詳細図
- 図 4.20 排気筒 HTZ6 鋼製ダンパー取付詳細図
- 図 4.21 排気筒 HTZ9 鋼製ダンパー詳細図
- 図 4.22 排気筒 HTZ6 鋼製ダンパー詳細図(2)
- 図 4.23 排気筒 リング梁-排気筒接合要領図

添付資料-3 使用前検査成績書様式

# 立 会 区 分 表

施設名	機器等の名称		耐震 クラス	立会区分					
				材料	寸法	配筋	型枠	外観	設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	試験研究用等原子炉施設の一般構造 耐震構造 使用済燃料貯槽室 燃料管理施設	使用済燃料貯槽室：壁、柱、梁の増打ち補強	B	B	—	B	B	A	B
		燃料管理施設：壁、柱、梁の増打ち補強	B	B	—	B	B	A	B
		使用済燃料貯槽室・燃料管理施設：連結補強	B	B	—	B	B	A/B	B
放射性廃棄物の 廃棄施設	試験研究用等原子炉施設の一般構造 耐震構造 排気筒	杭基礎の新設	C	B	B	B	—	B	B
		基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設	C	B	—	B	B	A/B	B
		支持鉄塔の新設	C	B	B	—	—	A/B	B
		鋼製ダンパーの新設	C	B	B	—	—	A	B
備 考 [記号説明] A：立会検査、A/B：抜取立会検査、B：記録検査									

表1 主要材料仕様

建家名	材料仕様	備考
使用済燃料貯槽室	鉄筋：SD295A、SD345(JIS G 3112) コンクリート：普通コンクリート(JIS A 5308) アンカー筋：SD295A、SD345(JIS G 3112)	壁、柱、梁への増打ち補強
使用済燃料貯槽室 燃料管理施設	鉄筋：SD295A、SD345(JIS G 3112) コンクリート：普通コンクリート(JIS A 5308) アンカー筋：SD295A、SD345(JIS G 3112)	壁、床スラブの新設による建家の連結補強
燃料管理施設	鉄筋：SD295A、SD345(JIS G 3112) コンクリート：普通コンクリート(JIS A 5308) アンカー筋：SD295A、SD345(JIS G 3112)	壁、柱、梁への増打ち補強
排気筒	鋼管：SKK490-IR(JIS A 5525) 鉄筋：SD295A、SD345、SD390(JIS G 3112) コンクリート：普通コンクリート(JIS A 5308)	場所打ち鋼管コンクリート基礎杭の新設
	鉄筋：SD295A、SD345、SD490(JIS G 31112) コンクリート：普通コンクリート(JIS A 5308)	基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設
	鋼材：SN400B(JIS G 3136) STKN490B(JIS G 3475) アンカーボルト：SS400(JIS G 3101)	支持鉄塔の新設
	鋼材：SN400B(JIS G 3136) 鋼製ダンパー：大臣認定品(MVBR-0501、0531)	鋼製ダンパーの新設

表2 鋼材等の種類

部材	材料	備考
鋼材	SN400B (大梁、ブレース)	JIS G 3136
	STKN490B (柱)	JIS G 3475
	SKK400-IR (杭)	JIS A 5525
	SS400 (アンカーボルト)	JIS G 3101
鉄筋	SD295A (D10、D13、D16)	JIS G 3112
	SD345 (D16、D19、D22、D25、D29)	
	SD390 (D35)	
	SD490 (D38)	
アンカー筋	SD295A (D10)	JIS G 3112
	SD345 (D19、D22)	
あと施工アンカー (接着系・カプセル型)	D10～D22 用	JCAA 認証品
あと施工アンカー (金属系)	M16	JCAA 認証品
シアコネクタ筋	SD295A (D10)	JIS G 3112
スパイラル筋	SR235 (6φ)	JIS G 3112
鋼製ダンパー	SUD50R×4T、SUD45R×4T	大臣認定品 MVBR-0501、0531

表3 鉄筋の継手の長さ

建家名	鉄筋の種類	継手の長さ		備考
使用済燃料貯槽室 燃料管理施設	SD295A	重ね継手	35d 又は 25d フック付き	JASS 5N
	SD345	フレア溶接	片面 10d 又は両面 5d	建築改修工事監理指針
排気筒	SD295A SD345	重ね継手	35d 又は 25d フック付き	JASS 5N 及び 鉄筋コンクリート造 配筋指針・同解説
		フレア溶接	片面 10d 又は両面 5d	
	SD390	重ね継手	40d 又は 30d フック付き	
	SD490	重ね継手	50d 又は 35d フック付き	

表4 鉄筋の定着長さ

鉄筋の種類	定着長さ	備考
SD295A SD345	30d 又は 20d フック付き	JASS 5N
SD390	35d 又は 25d フック付き	
SD490	40d 又は 30d フック付き	

表5 鉄筋と型枠とのかぶり厚さ

部位	かぶり厚さ(mm)		備考
土に接しない部分	床スラブ		40
	耐力壁 柱 梁	屋内	40
		屋外	50
土に接する部分	柱・梁・耐力壁・床スラブ		50
	基礎		70

表6 型枠の寸法許容差

項目	許容差(mm)	備考
柱・梁・壁・スラブの断面寸法	-5	JASS 5N
	+15	
基礎	-5 +(規定せず)	

表7 コンクリート材料表

種類	設計基準強度	品質基準強度	備考
普通コンクリート	36 N/mm <sup>2</sup> 以上	36 N/mm <sup>2</sup> 以上	JASS 5N
無収縮モルタル	40 N/mm <sup>2</sup> 以上	—	

※ 普通コンクリートの圧縮強度の平均値が、表7に示す品質基準強度に表8に示す構造体強度補正値を加えた値以上であり、かつ、個々の値が表7に示す品質基準強度に表8に示す構造体強度補正値を加えた値の85%以上であること。

表8 構造体強度補正値と適用期間

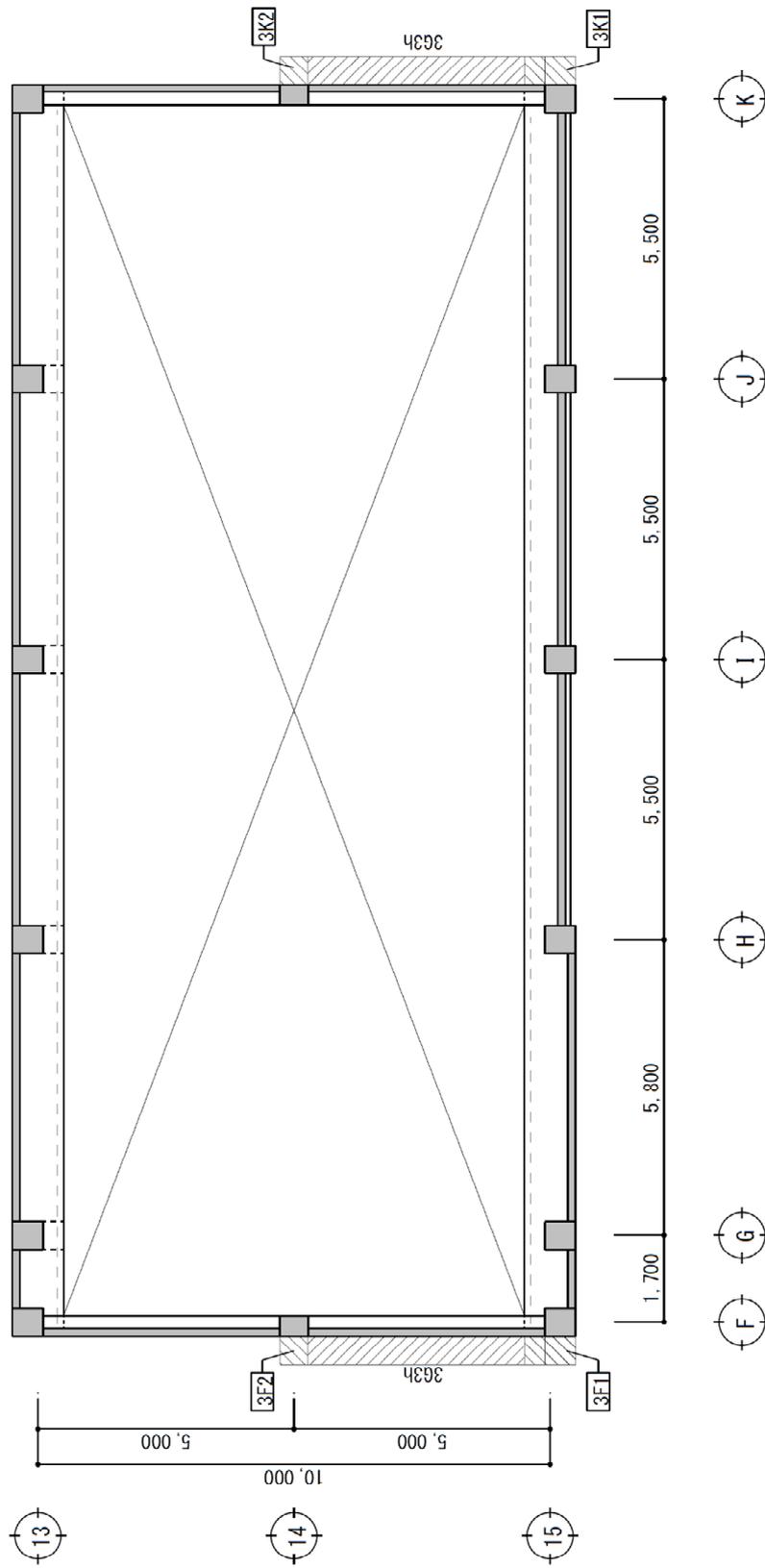
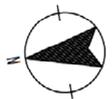
(強度管理材齢 28 日)

適用期間	構造体強度補正値 (N/mm <sup>2</sup> )
3月12日～7月27日	3
7月28日～8月23日	6
8月24日～11月14日	3
11月15日～3月11日	6

※ 茨城県北部生コンクリート協同組合の通達による。

図 1.1 使用済燃料貯槽室 1 階伏図

図 1.2 使用済燃料貯槽室 Z2 階伏図



凡例

- 補強箇所 (増打ち柱)
- 補強箇所 (増打ち梁)
- あと施工アンカー配置記号

(単位：mm)

図 1.3 使用済燃料貯槽室 Z3 階伏図

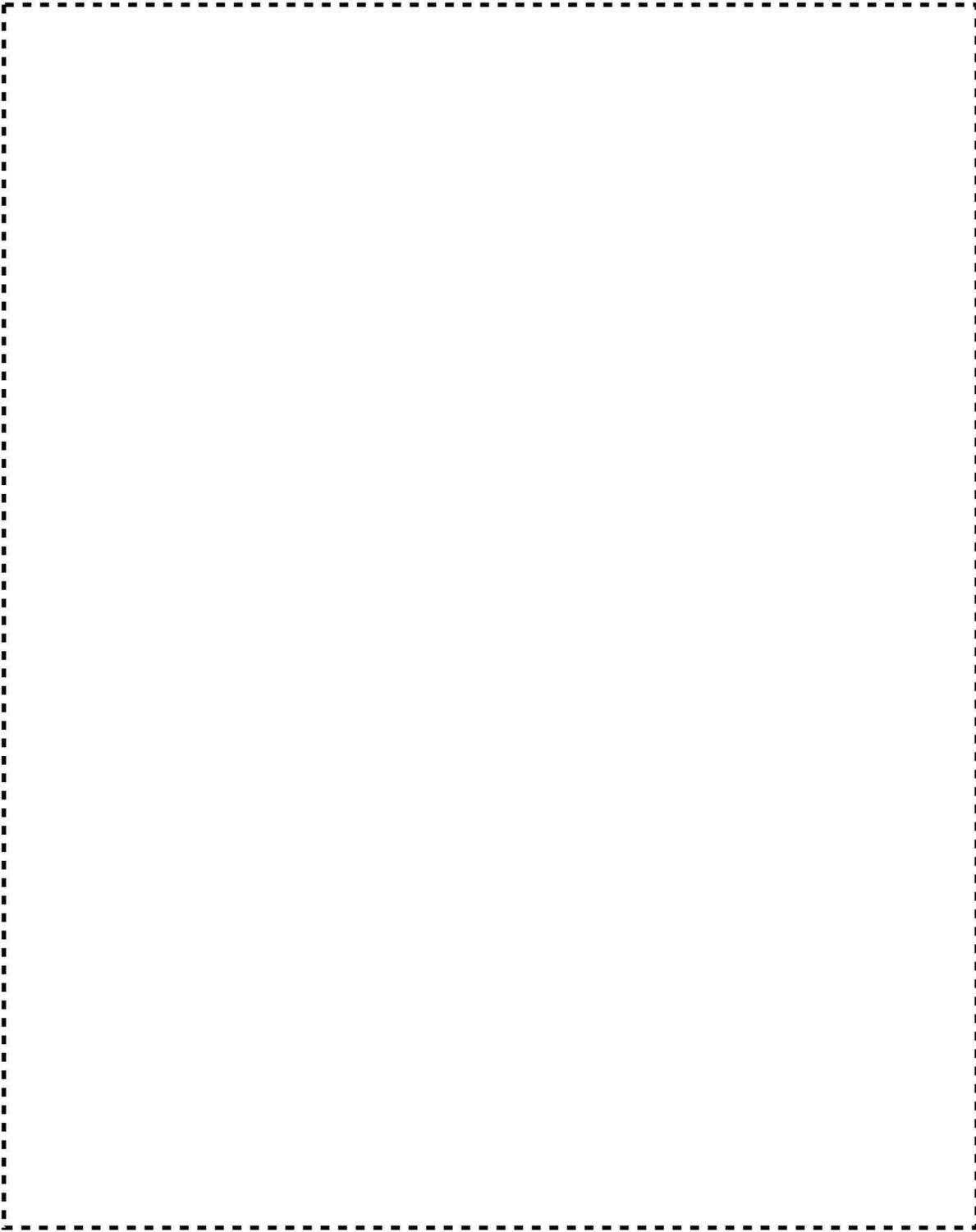


図 1.4 使用済燃料貯槽室 F 通軸組図

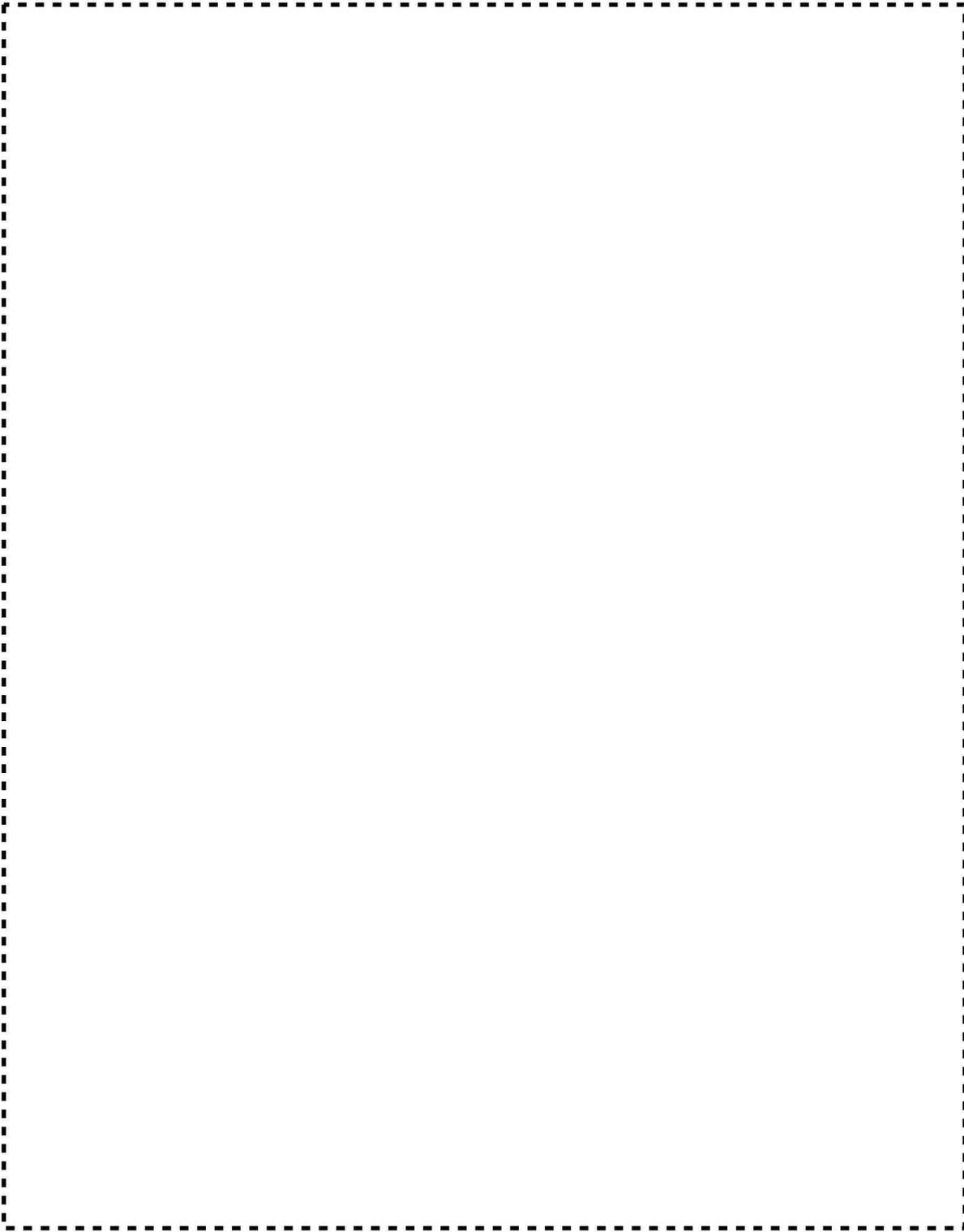


図 1.5 使用済燃料貯槽室 K 通軸組図

柱断面リスト

符号	1C1h	1C2h	2C1h	2C2h	1C3h	2C3h
断面						
主筋	15-D19				9-D19	
帯筋	□-D13@100				□-D13@100	
あと施工アンカー本数	3×21	3×29	3×26	3×26	3×29 (F通り) 3×21 (K通り)	3×26
備考	F通り、K通りは左右対称				F通り、K通りは左右対称	

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。

(単位：mm)

----- は補助鉄筋を示す。

屋外に面する部分はその面に20mmのフカンを考慮する。

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 1.6 使用済燃料貯槽室 補強柱断面図

梁断面リスト

符号	1G5h	1G6h	2G1h	3G3h
範囲	両端・中央共	両端・中央共	両端・中央共	両端・中央共
断面				
上端筋	4-D22	4-D22	4-D22	6-D22
下端筋	4-D22	4-D22	4-D22	6-D22
あと施工 アンカー本数	4×22	4×22	4×22	4×22
あばら筋	D13@150	D13@150	D13@150	D13@150

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
 ×及び-----は補助鉄筋を示す。  
 屋外に面する部分はその面に20mmのフカシを考慮する。  
 (単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 1.7 使用済燃料貯槽室 補強梁断面図

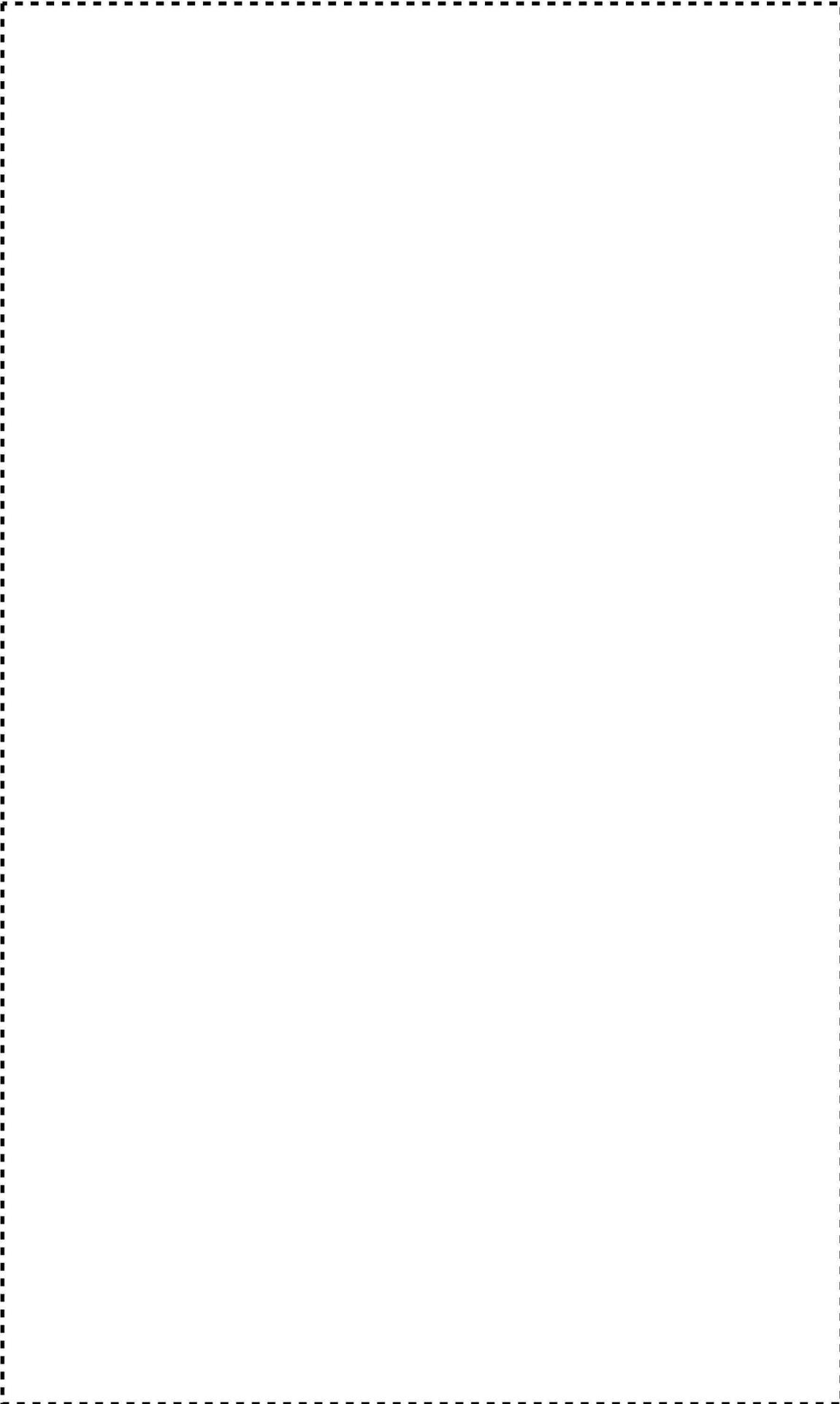


図 1.8 使用済燃料貯槽室 補強壁断面図

あと施工アンカーリスト

符号	1F1	1F2	2F1
断面			
あと施工アンカー	5x6-D22	3x4-D22	5x4-D22
符号	2F2	3F1	3F2
断面			
あと施工アンカー	3x4-D22	28-D22	3x4-D22

注：あと施工アンカーの埋め込み長さは286mm、定着長さは440mmとする。

あと施工アンカーリスト

符号	1K1	1K2	1K3	2K1
断面				
あと施工アンカー	5x6-D22	3x4-D22	5x6-D22	5x4-D22
符号	2K2	2K3	3K1	3K2
断面				
あと施工アンカー	3x4-D22	5x6-D22	28-D22	3x4-D22

注：あと施工アンカーの埋め込み長さは286mm、定着長さは440mmとする。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 1.9 使用済燃料貯槽室 あと施工アンカー配置図

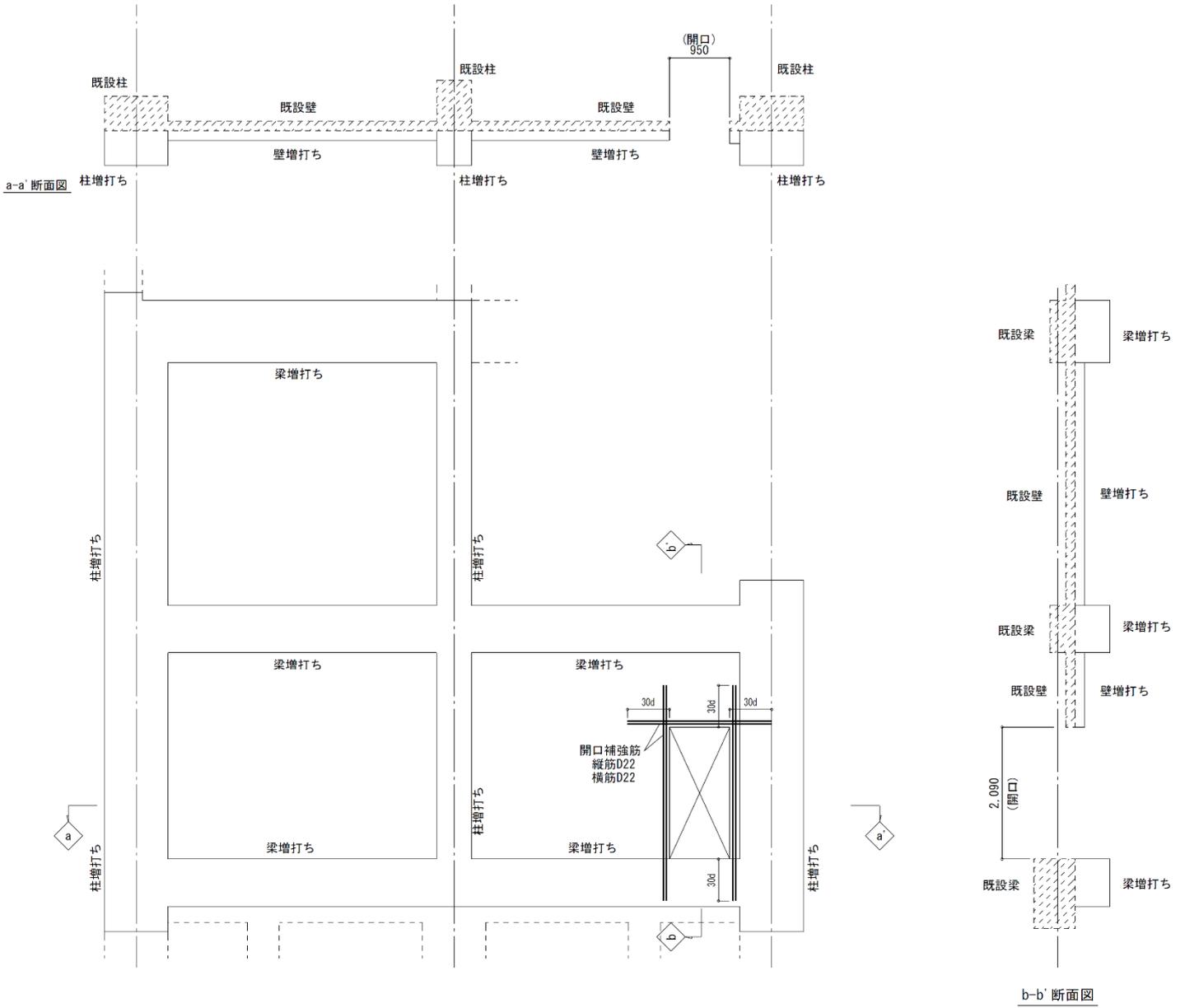


図 1.10 使用済燃料貯槽室 K 通開口補強筋要領図

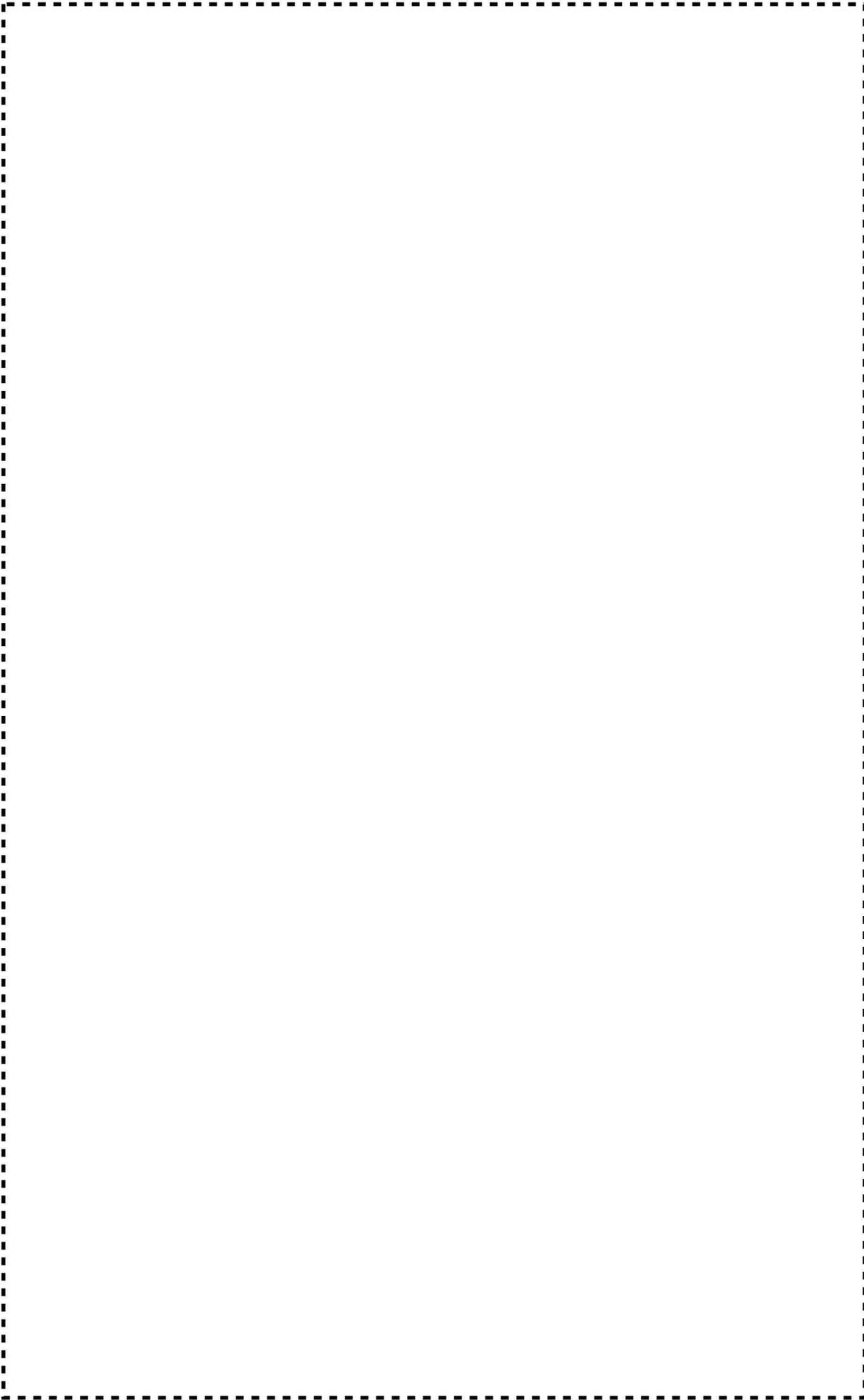


図 2.1 燃料管理施設 1 階伏図

図 2.2 燃料管理施設 Z2 階伏図

図 2.3 燃料管理施設 Z3 階伏図

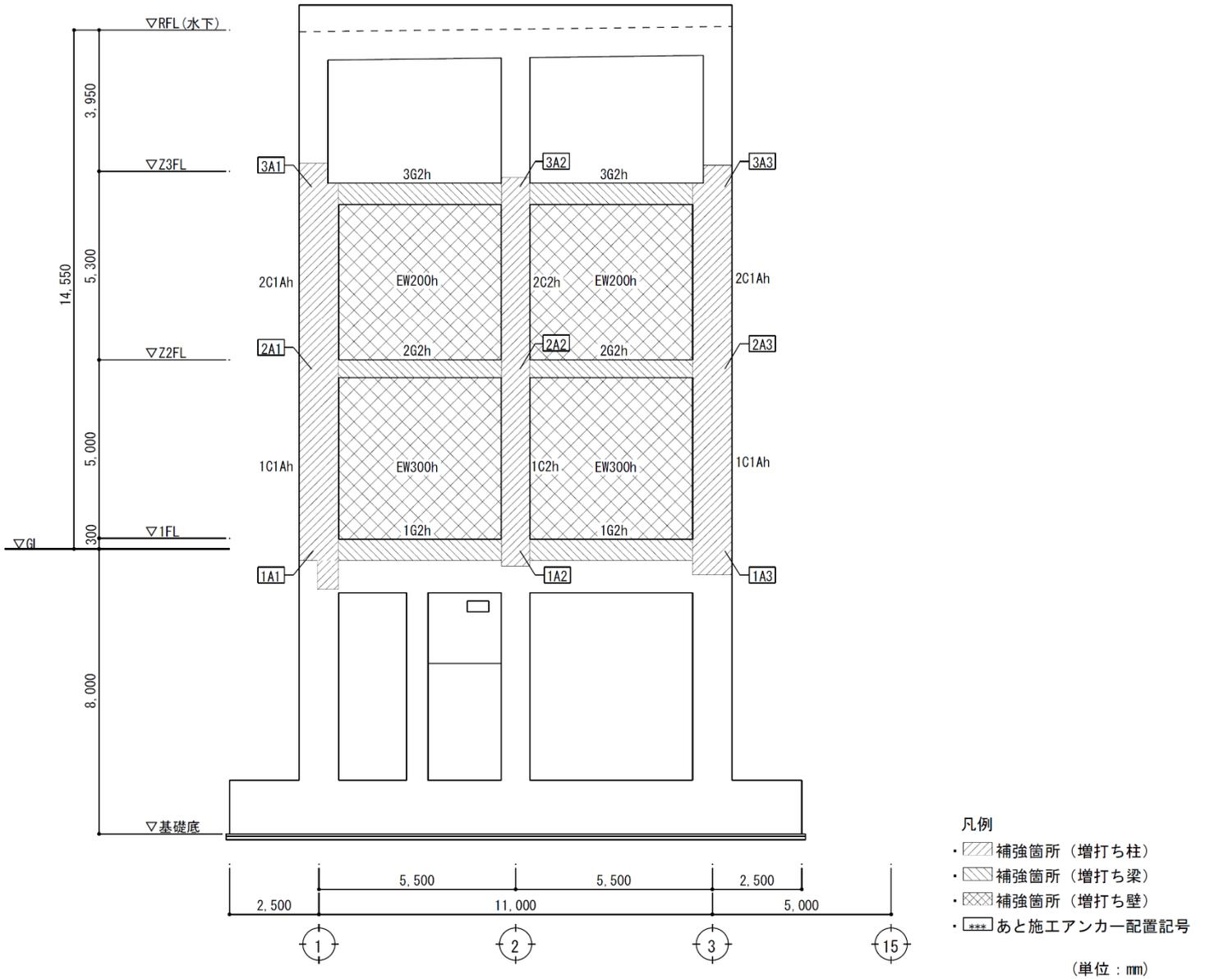


図 2.4 燃料管理施設 A 通軸組図



柱断面リスト

符号	1C1Ah	1C1Ch	2C1Ah	2C1Ch	1C2h	1C2Ah	2C2h	2C2Ah
断面								
主筋	15-D19				12-D19			
帯筋	□-D13@100				□-D13@100			
あと施工アンカー一本数備考	3×23	4×18	3×22	4×22	3×23	3×19	3×22	3×22
	A通り、E通りは左右対称				A通り、E通りは左右対称			

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
は補助鉄筋を示す。

屋外に面する部分はその面に20mmのフカシを考慮する。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 2.6 燃料管理施設 補強柱断面図

梁断面リスト

符号	162h		2G2h	3G2h
範囲	全断面		全断面	全断面
断面				
上端筋	4-D22		4-D22	4-D22
下端筋	4-D22		4-D22	4-D22
あと施工アンカー一本数	3×23		3×23	3×23
あばら筋	D13@150		D13@150	D13@150

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
×及びは補助鉄筋を示す。

屋外に面する部分はその面に20mmのフカシを考慮する。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 2.7 燃料管理施設 補強梁断面図

図 2.8 燃料管理施設 補強壁断面図

あと施工アンカーリスト

符号	1A1	1A2	1A3
断面			
あと施工アンカー	4-D19、23-D22	3x3-D22	5x5-D22
符号	2A1	2A2	2A3
断面			
あと施工アンカー	11-D22	8-D22	11-D22

注：あと施工アンカーD22の埋め込み長さは286mm、定着長さは440mmとする。  
 あと施工アンカーD19の埋め込み長さは247mm、定着長さは380mmとする。

あと施工アンカーリスト

符号	3A1	3A2	3A3
断面			
あと施工アンカー	25-D22	3x3-D22	25-D22

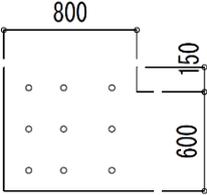
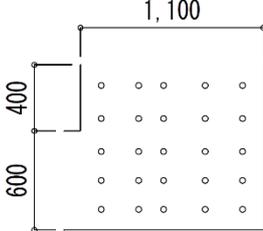
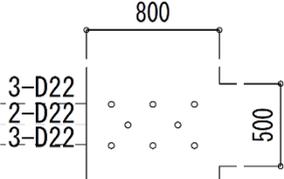
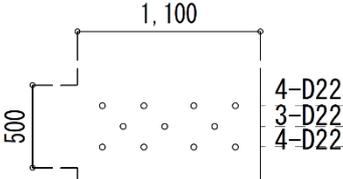
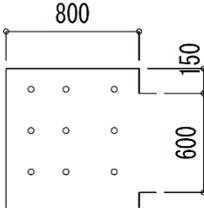
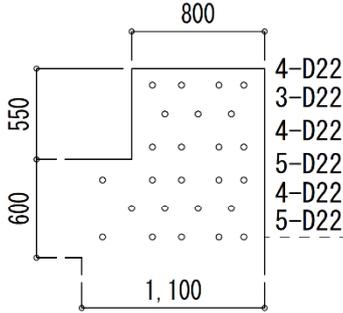
注：あと施工アンカーの埋め込み長さは286mm、定着長さは440mmとする。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 2.9 燃料管理施設 あと施工アンカー配置図(1/2)

あと施工アンカーリスト

符号	1E1	1E2	2E1
断面			
あと施工アンカー	3x3-D22	5x5-D22	8-D22
符号	2E2	3E1	3E2
断面			
あと施工アンカー	11-D22	3x3-D22	25-D22

注：あと施工アンカーの埋め込み長さは286mm、定着長さは440mmとする。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 2.9 燃料管理施設 あと施工アンカー配置図(2/2)

注：既存躯体の配筋状況等により、  
本図の通りに施工できない場合、  
あと施工アンカー及びシアコネクタの  
位置を変更することがある。この場合、  
同本数のあと施工アンカーを確保した  
施工とする。

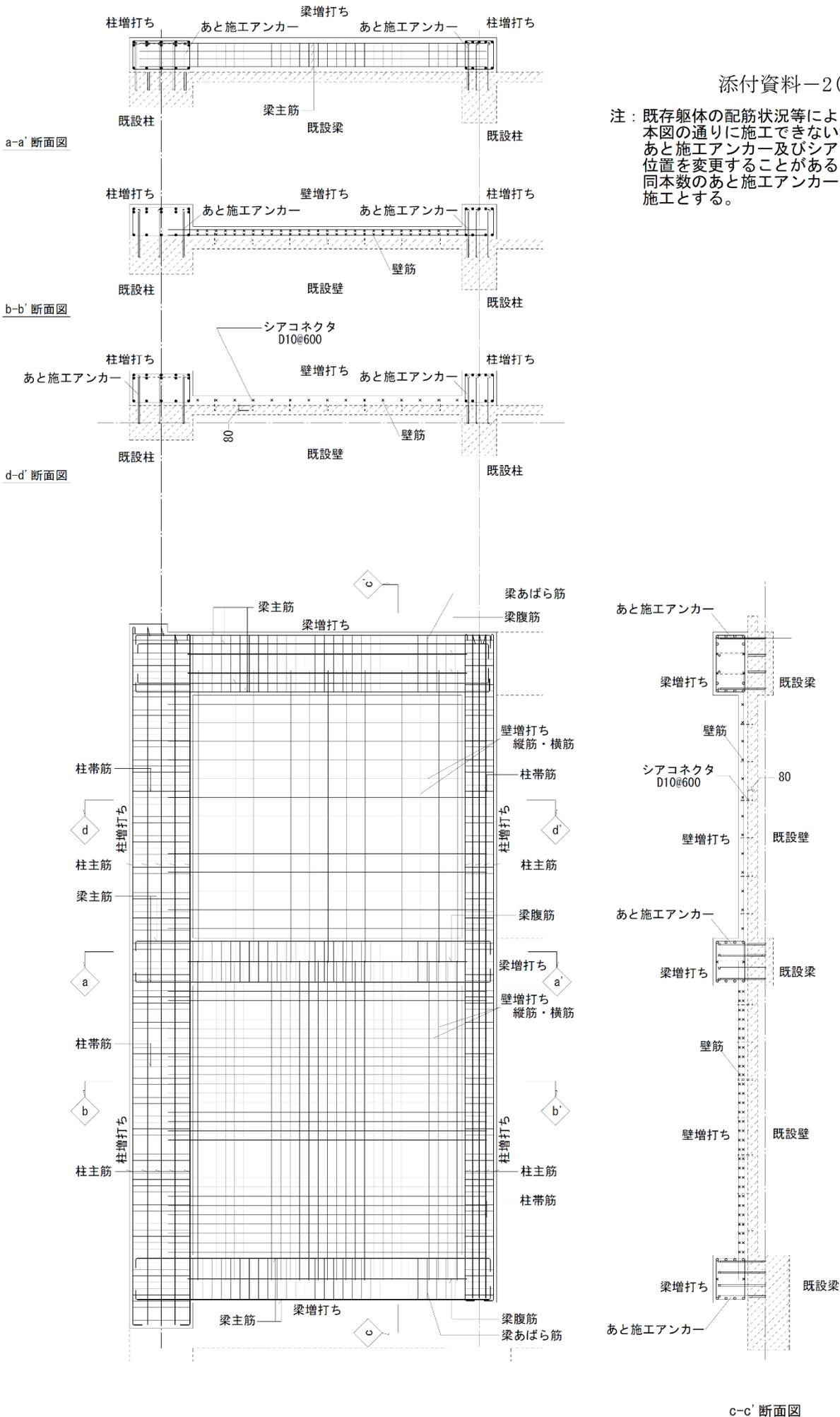
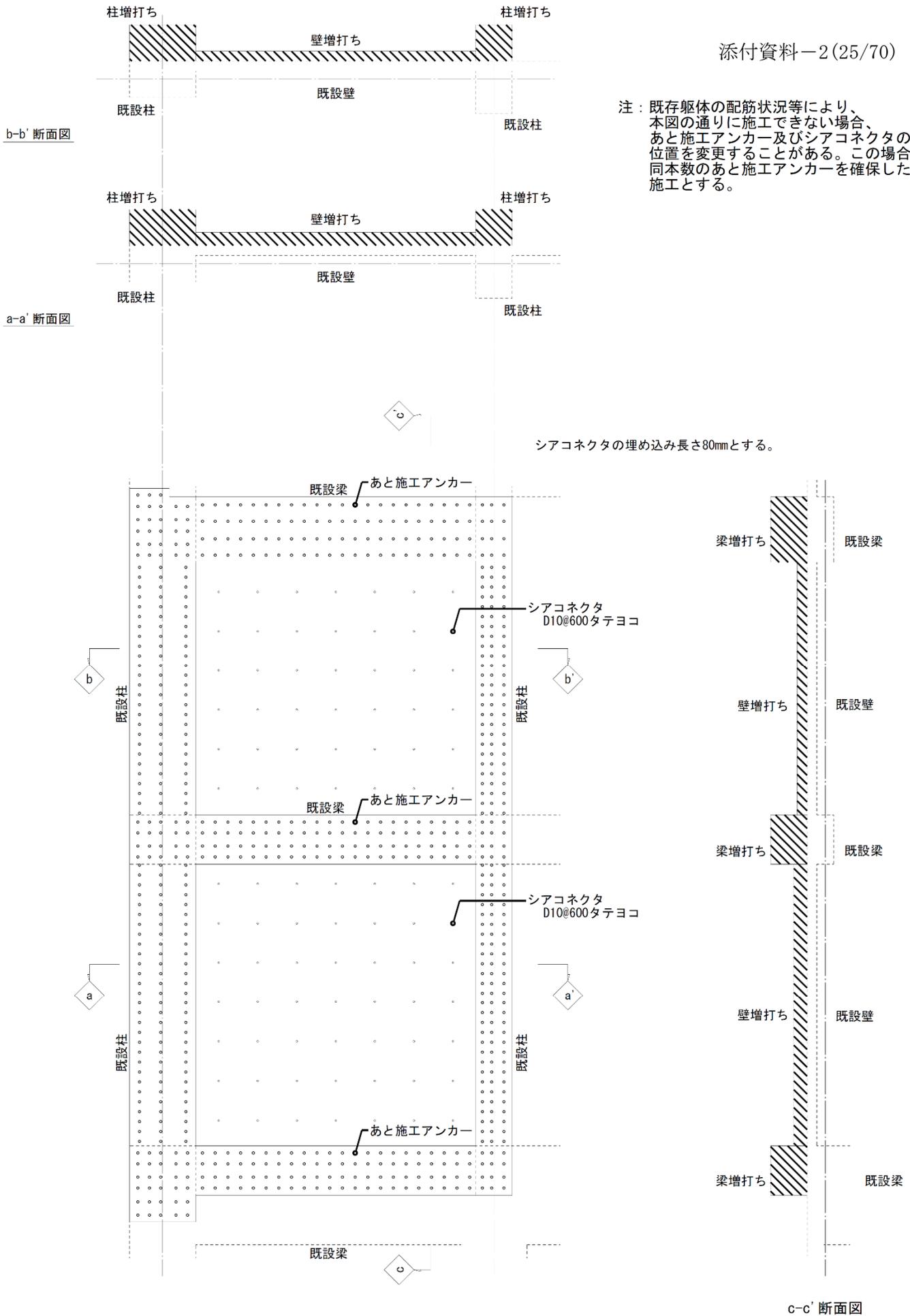


図 2.10 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設 外側増打ち補強配筋標準図



注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー及びシアコネクタの位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

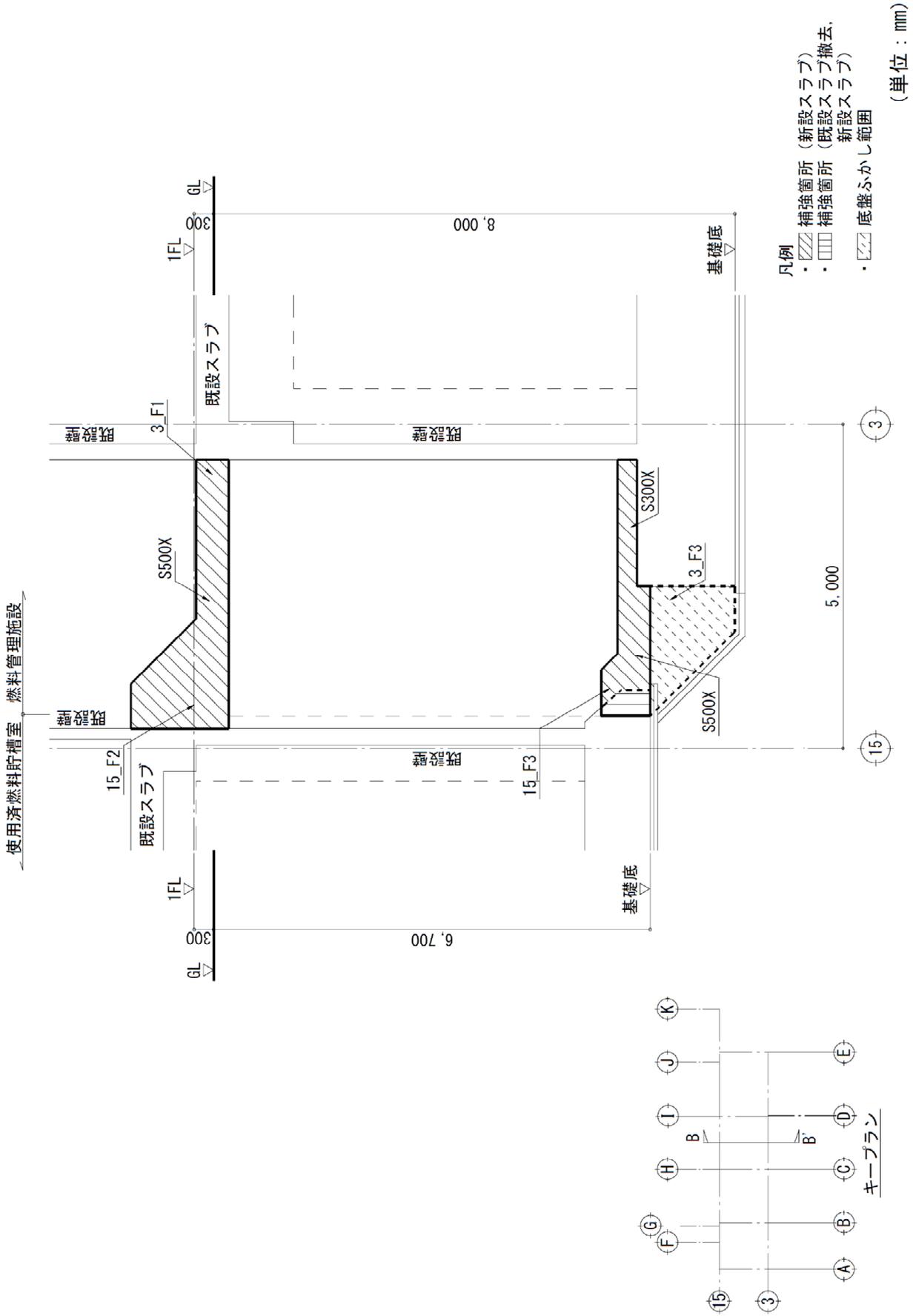
図 2.11 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設 外側増打ちあと施工アンカー標準配置図

図 3.1 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 地下 1 階伏図

図 3.2 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 1 階伏図

図 3.3 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 G 通軸組図

図 3.4 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 A-A' 断面図



使用済燃料貯槽室 燃料管理施設

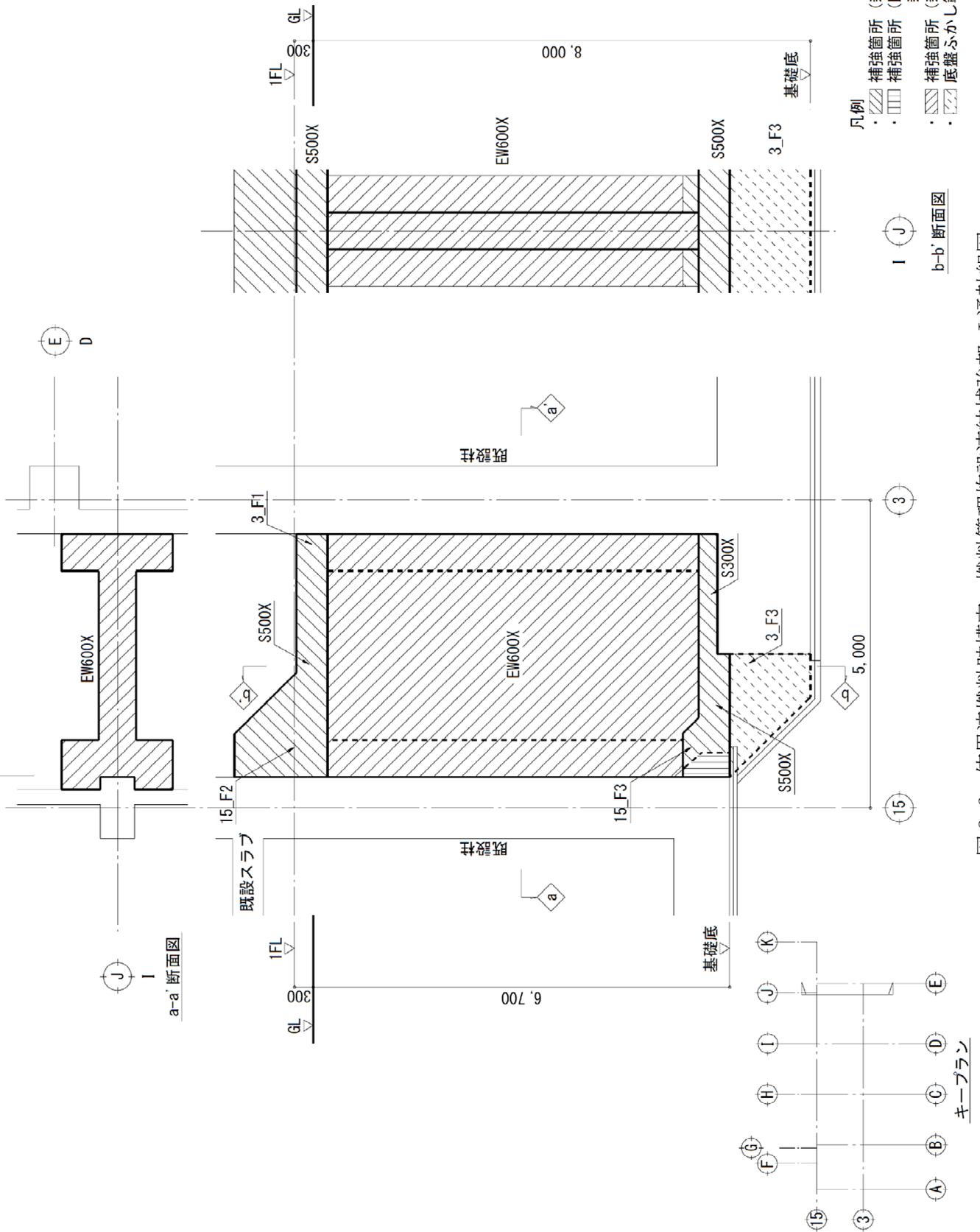
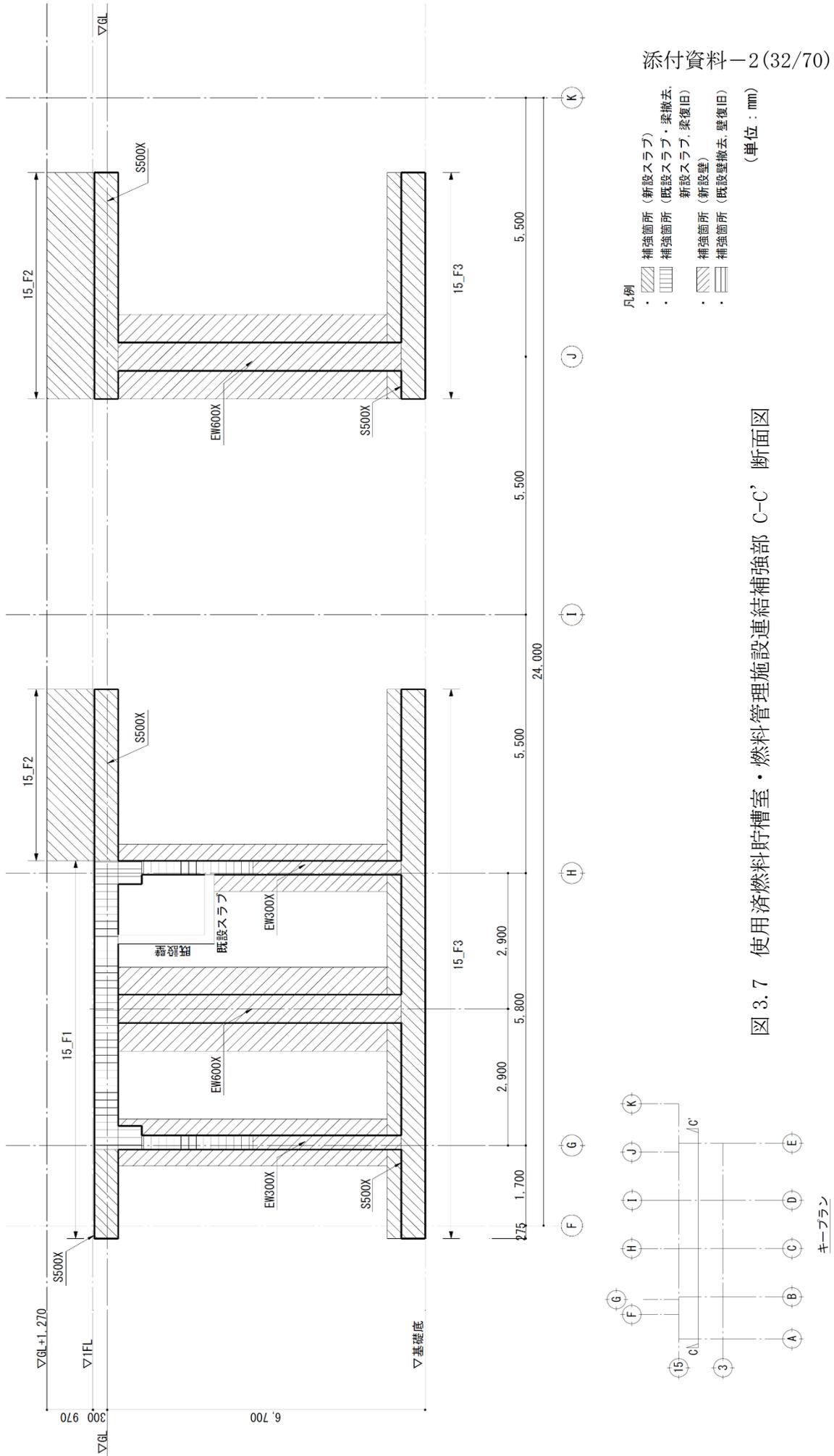
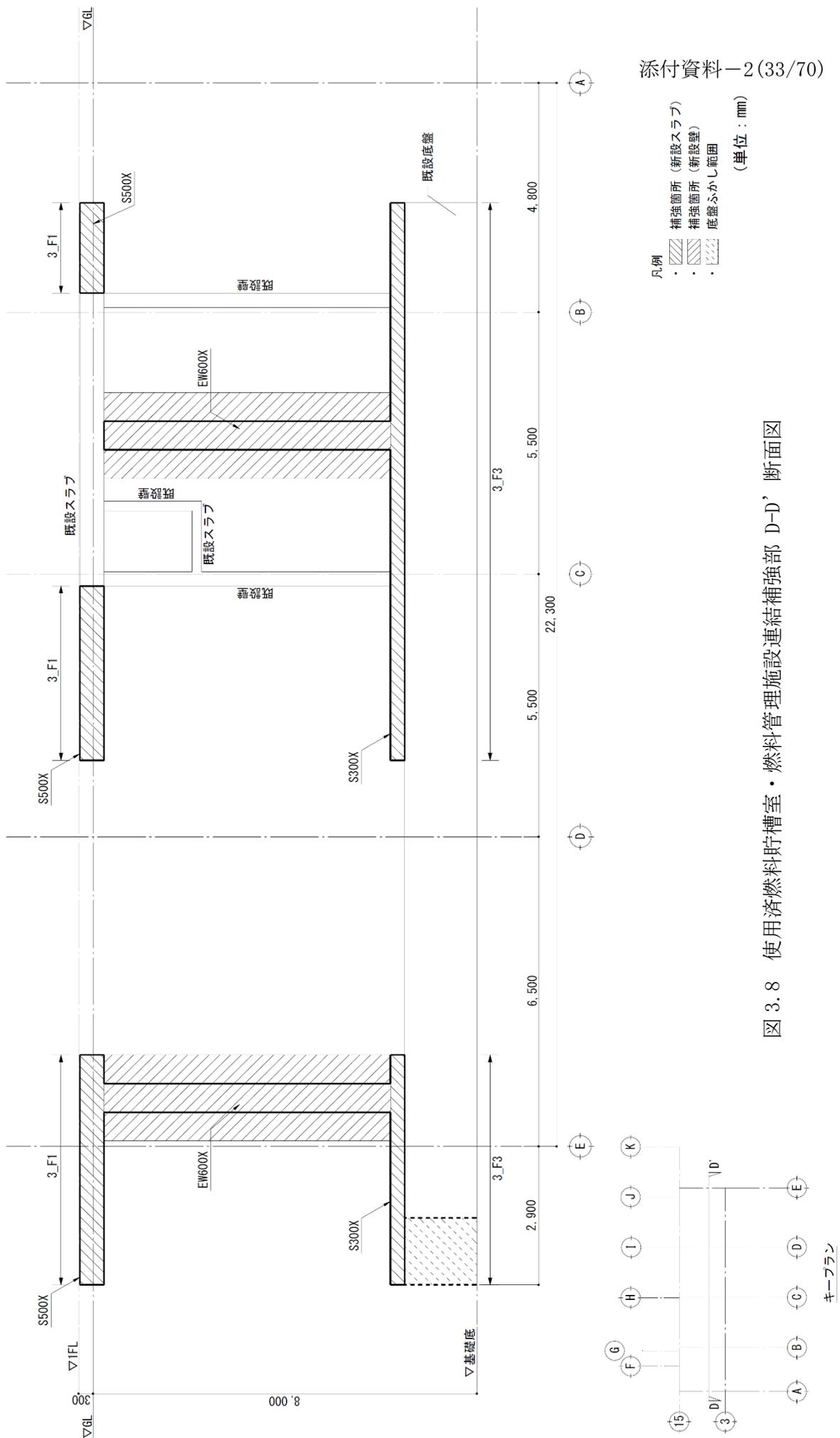


図 3.6 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 J 通軸組図



- 凡例
- [Hatched pattern] 補強箇所 (新設スラブ)
  - [Hatched pattern] 補強箇所 (既設スラブ・梁撤去・新設スラブ・梁復旧)
  - [Hatched pattern] 補強箇所 (新設壁)
  - [Hatched pattern] 補強箇所 (既設壁撤去・壁復旧)
- (単位: mm)

図 3.7 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 C-C' 断面図



スラブ断面リスト

符号	S300X	S500X
断面		
主筋	D22@200	D22@200
配力筋	D22@200	D22@200

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。

(単位：mm)

図 3.9 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 スラブ断面図

スラブ接合部リスト (使用済燃料貯槽室側)

符号	15_F1	15_F2	15_F3
断面	<p>あと施工アンカー D19</p>	<p>あと施工アンカー D19</p>	<p>あと施工アンカー D19</p>
あと施工アンカー一本数範囲	2 × 32 F-H通り間	2 × 14 H-J通り間	2 × 46 F-I通り間
		2 × 19 J-K通り間	2 × 19 J-K通り間

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
 .....は補助用のあと施工アンカーを示す。  
 × 及び ---- は補助鉄筋を示す。  
 ○ は割裂補強筋 (スパイラル筋) 2-6φ 外径 150@50 を示す。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.10 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 スラブ接合部断面図 (1/3)

スラブ接合部リスト (燃料管理施設側)

符号	3_F1	3_F2	3_F3
断面			
あと施工アンカー一本数	2×7	2×14	2×9
範囲	A-B通り間	C-D通り間	E通り
	2×14	2×14	2×14
	A-B通り間	C-D通り間	E通り
	(D10)8×46	(D19)1×46※	(D10)8×13
	A-D通り間		E通り
			(D19)1×13※

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
 .....は補助用のあと施工アンカーを示す。  
 ×及び.....は補助鉄筋を示す。  
 ○は割裂補強筋(スパイラル筋)2-6φ 外径 150φ50 を示す。  
 ※は底盤側面部のあと施工アンカーを示す。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.10 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 スラブ接合部断面図(2/3)

スラブ接合部リスト (燃料管理施設側)

符号	3_F4	
断面		
あと施工アンカー本数	(D10) 6 × 13	(D19) 1 × 19 ※
範囲	2-3通り間	

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
 は補助用のあと施工アンカーを示す。  
 × 及び ---- は補助鉄筋を示す。  
 ※は底盤側面部のあと施工アンカーを示す。  
 (単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.10 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 スラブ接合部断面図(3/3)

壁断面リスト

符号	EW300X	EW600X
断面		
タテ筋	D16@200	D22@200
ヨコ筋	D16@200	D22@200

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
 D16はSD345を使用する。  
 ----- は補助鉄筋を示す。  
 ○ は割裂補強筋 (スパイラル筋) 2-6φ 外径 200@40 を示す。  
 (単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.11 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 壁断面図

壁接合部リスト

符号	EW300X (G通り)	EW300X (H通り)	
断面			
あと施工 アンカー本数	5×28	5×18	3×10
主筋	14-D22	16-D22	12-D22
せん断補強筋	-D13@100	-D13@100	-D13@100

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。

(単位：mm)

注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.12 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 壁接合部断面図(1/2)

壁接合部リスト

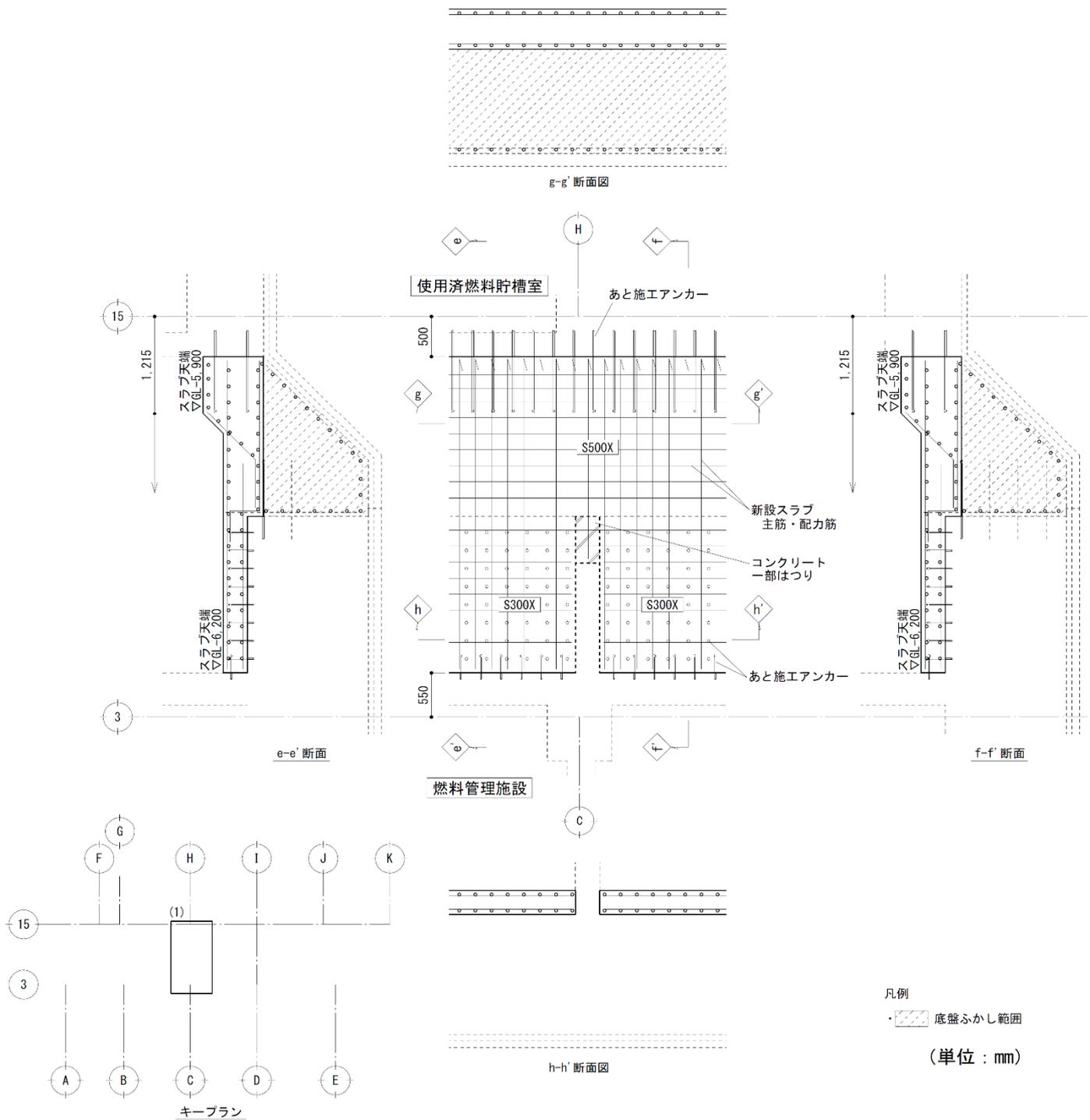
符号	EW600X (G-H通り間)	EW600X (J通り間)
断面		
あと施工 アンカー本数	9×28 (15通り側)   9×30 (3通り側)	9×33 (15通り側)   9×30 (3通り側)
主筋	22-D22	28-D22
せん断補強筋	-D13@100	-D13@100

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。

(単位：mm)

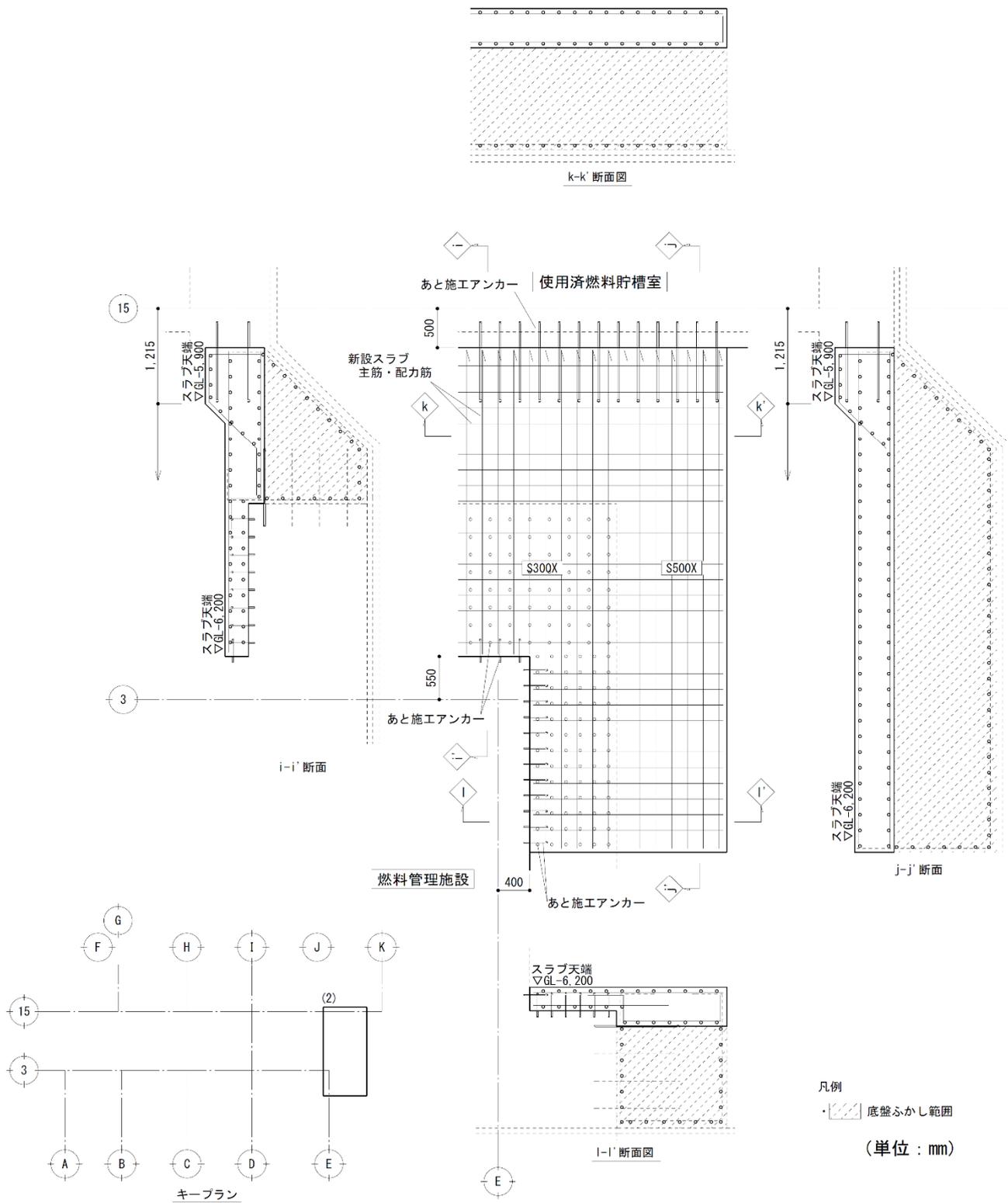
注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.12 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 壁接合部断面図(2/2)



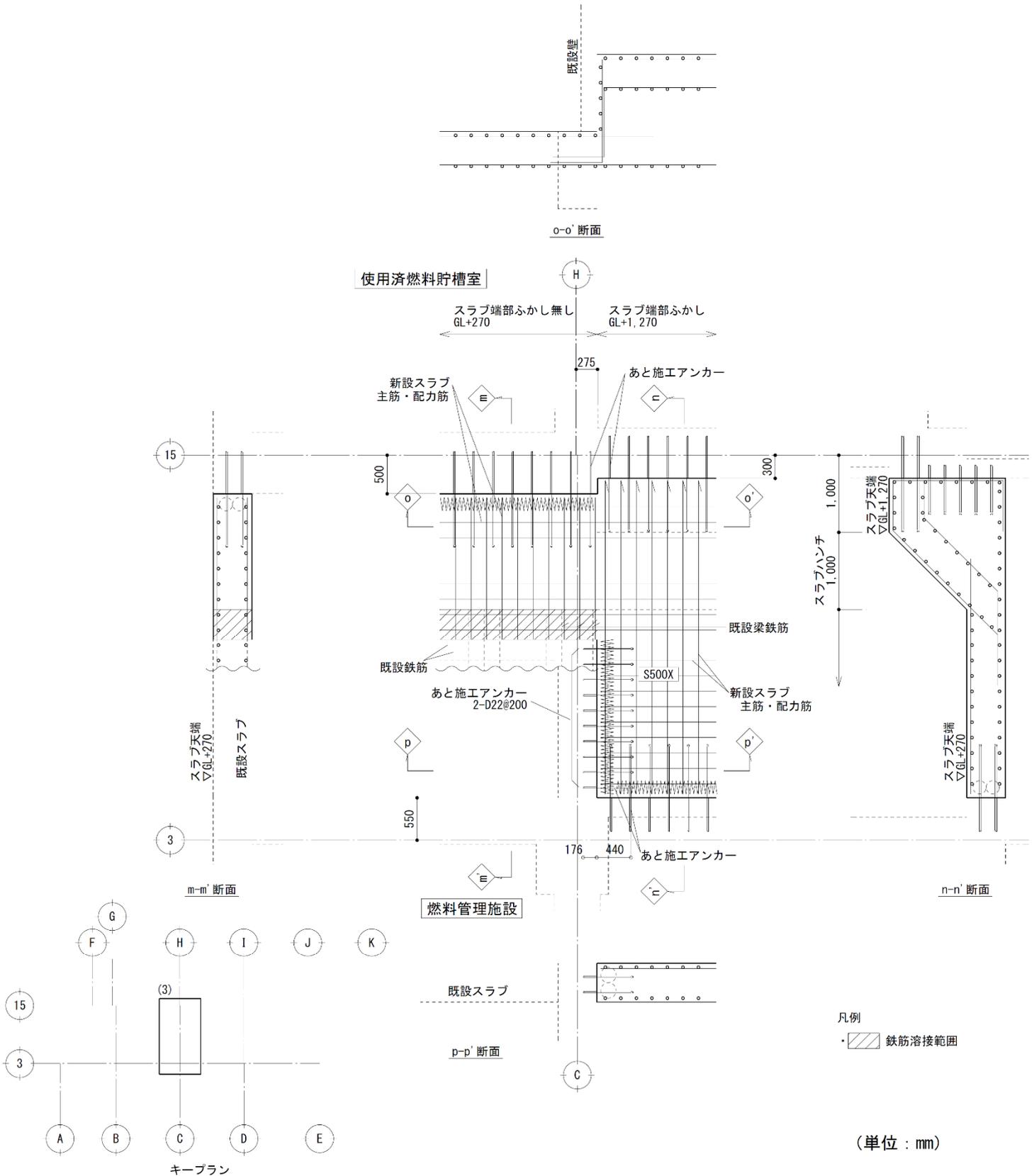
注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.13 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 地下 1 階新設床配筋詳細図(1/2)



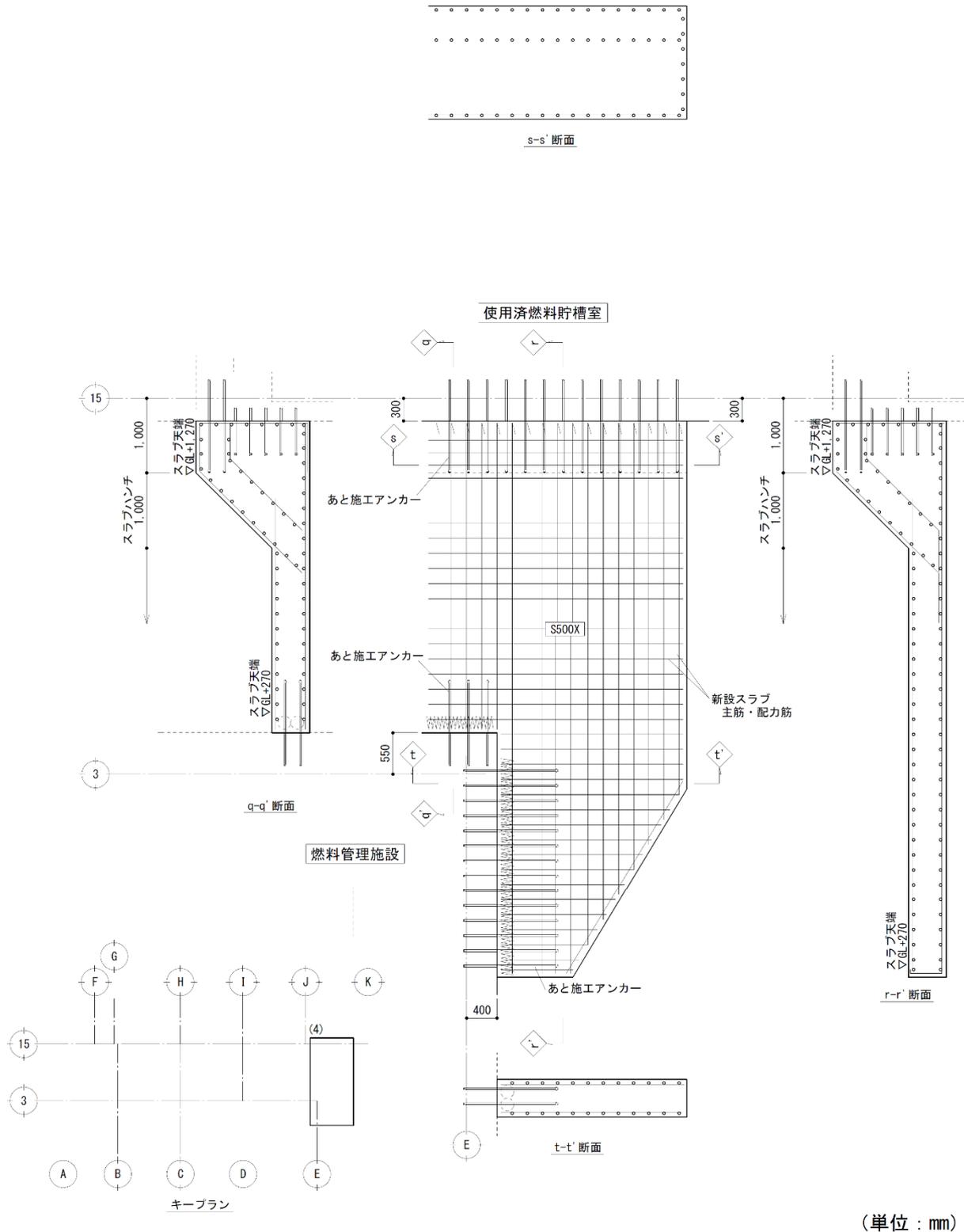
注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.13 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 地下 1 階新設床配筋詳細図 (2/2)



注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.14 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 1 階新設床配筋詳細図 (1/2)

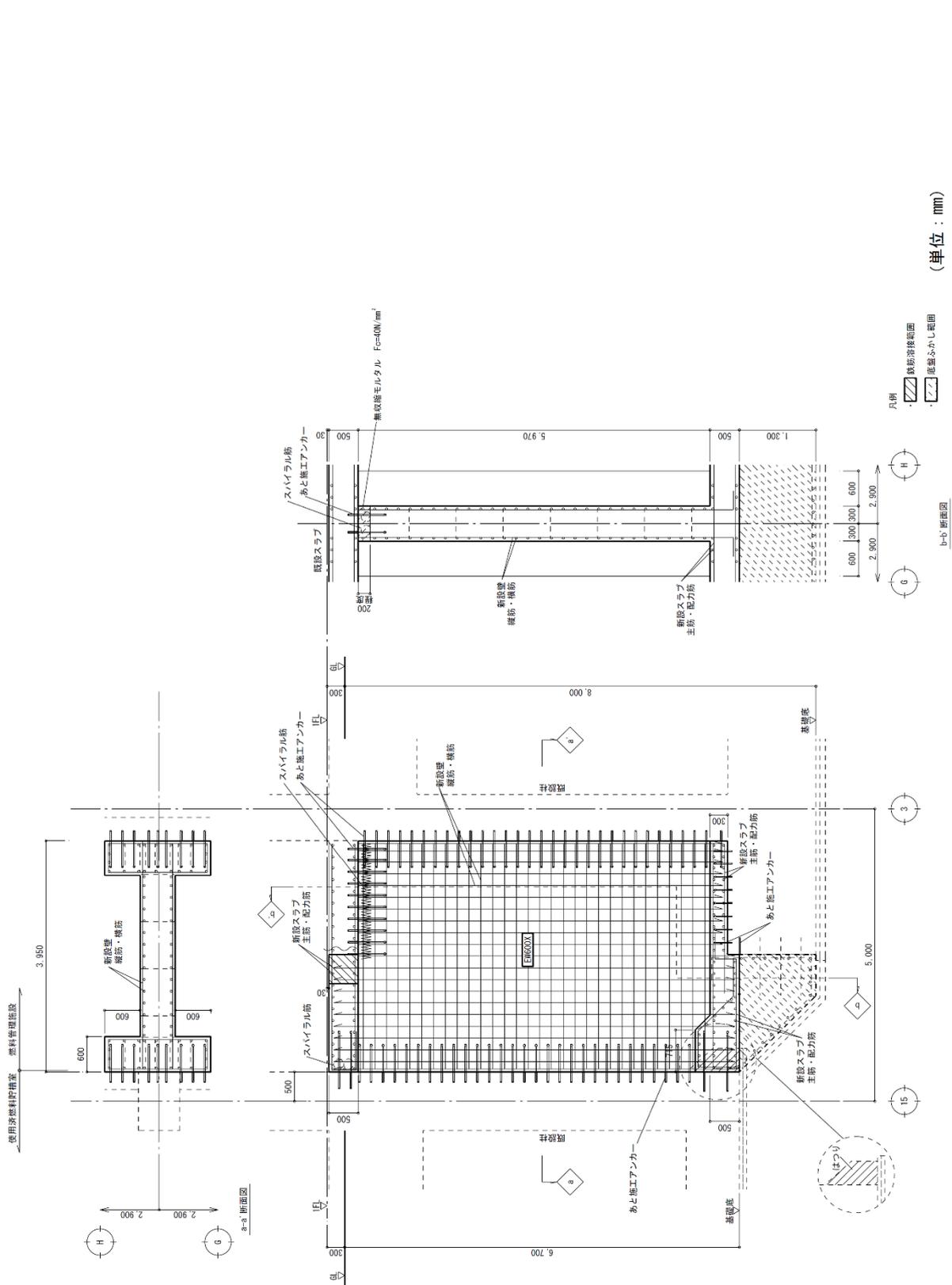


注 : 既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと施工アンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと施工アンカーを確保した施工とする。

図 3.14 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設連結補強部 1 階新設床配筋詳細図 (2/2)







注：既存躯体の配筋状況等により、本図の通りに施工できない場合、あと据えアンカー位置を変更することがある。この場合、同本数のあと据えアンカーを確保した施工とする。

図 3.17 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設結補強部 新設壁配筋詳細図(G-H 通間)

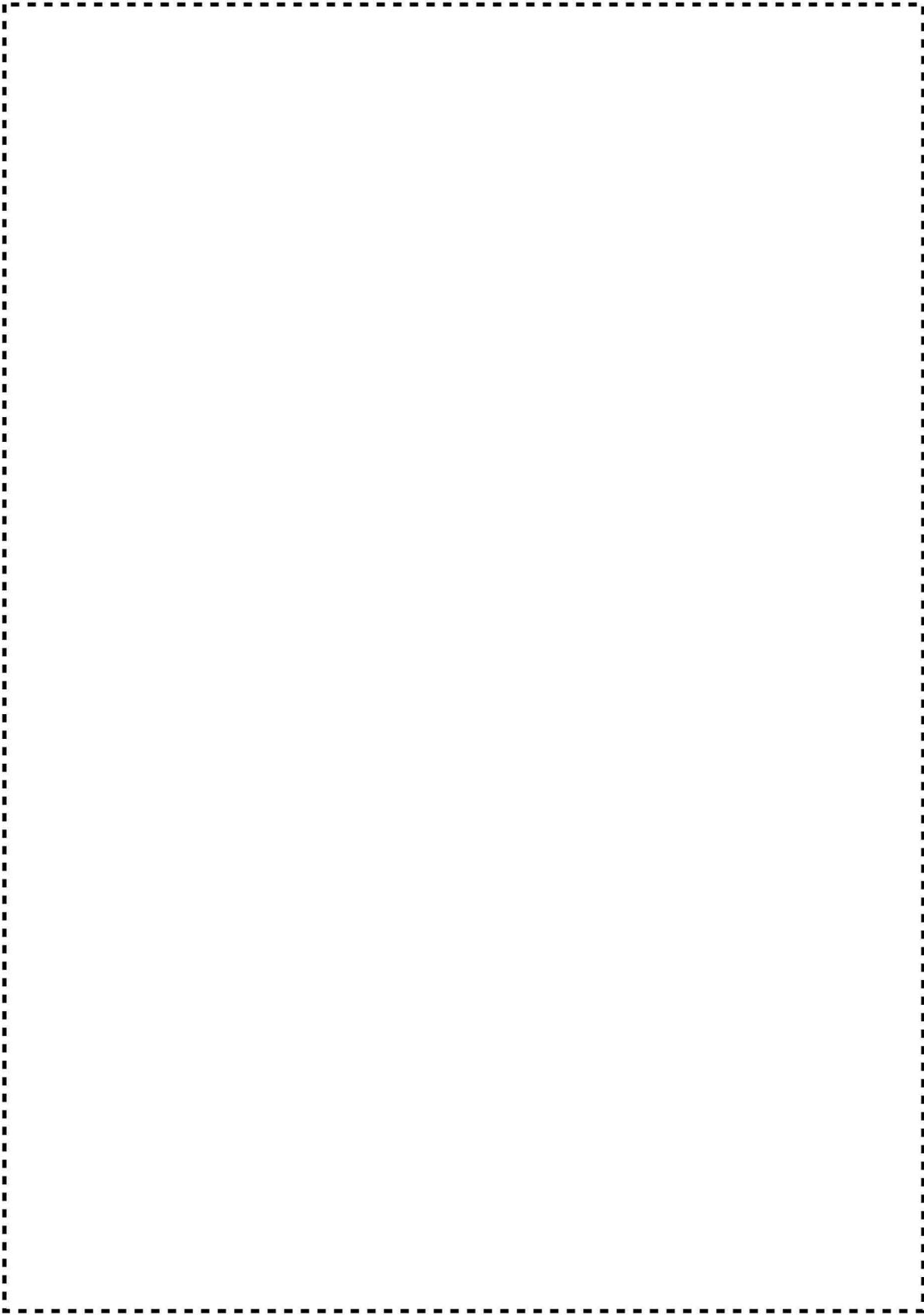


図 4.1 排気筒の配置図及び検査対象範囲

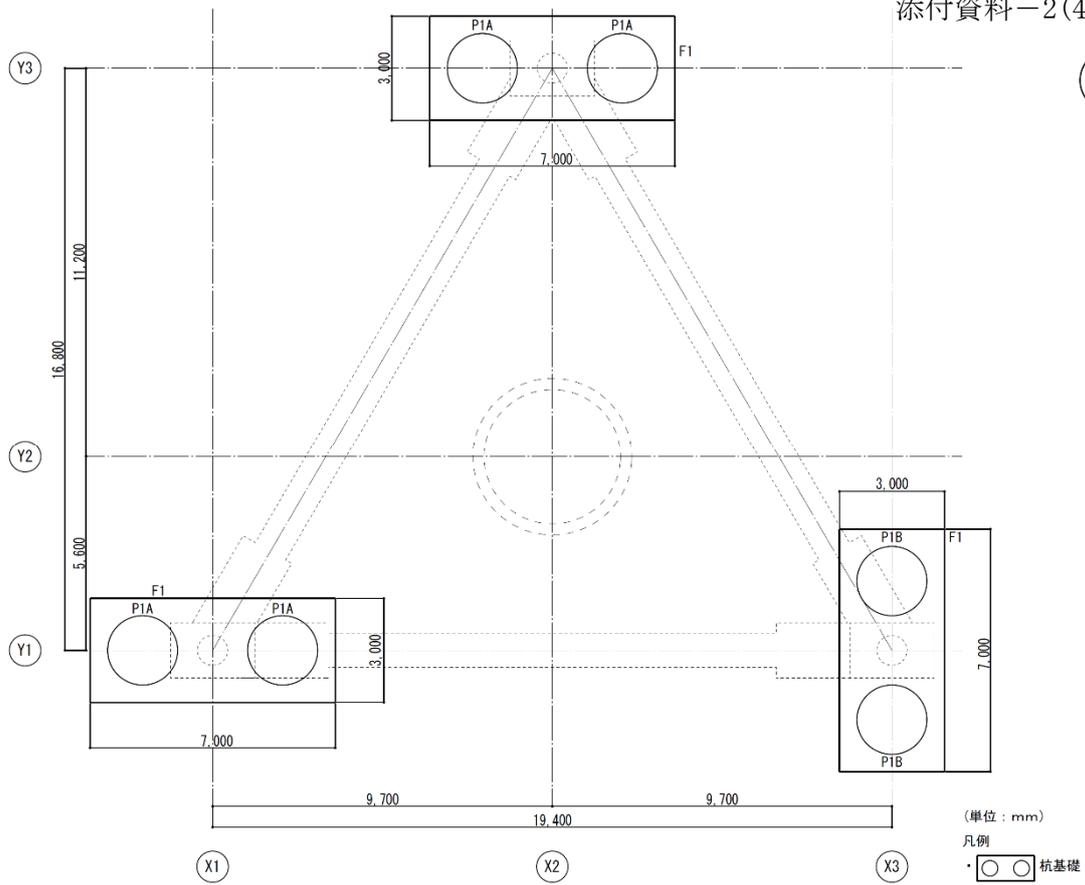


図 4.2 排気筒 基礎伏図

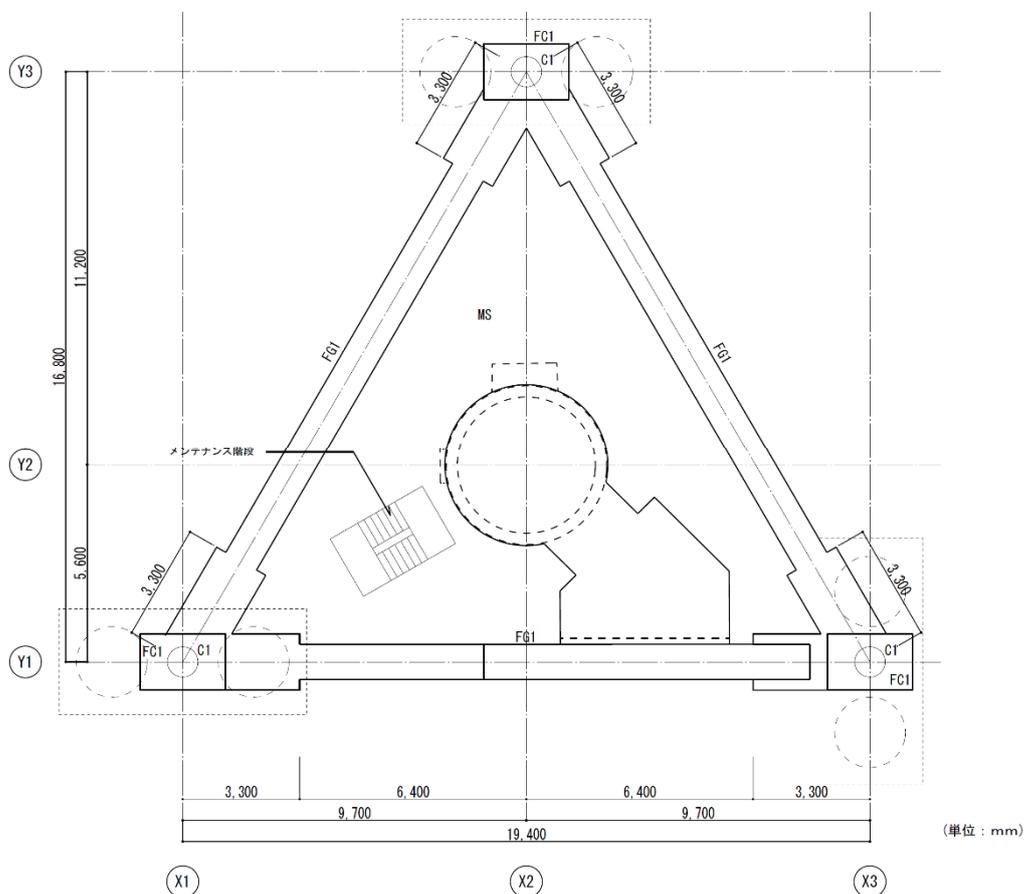


図 4.3 排気筒 HTZ1 伏図

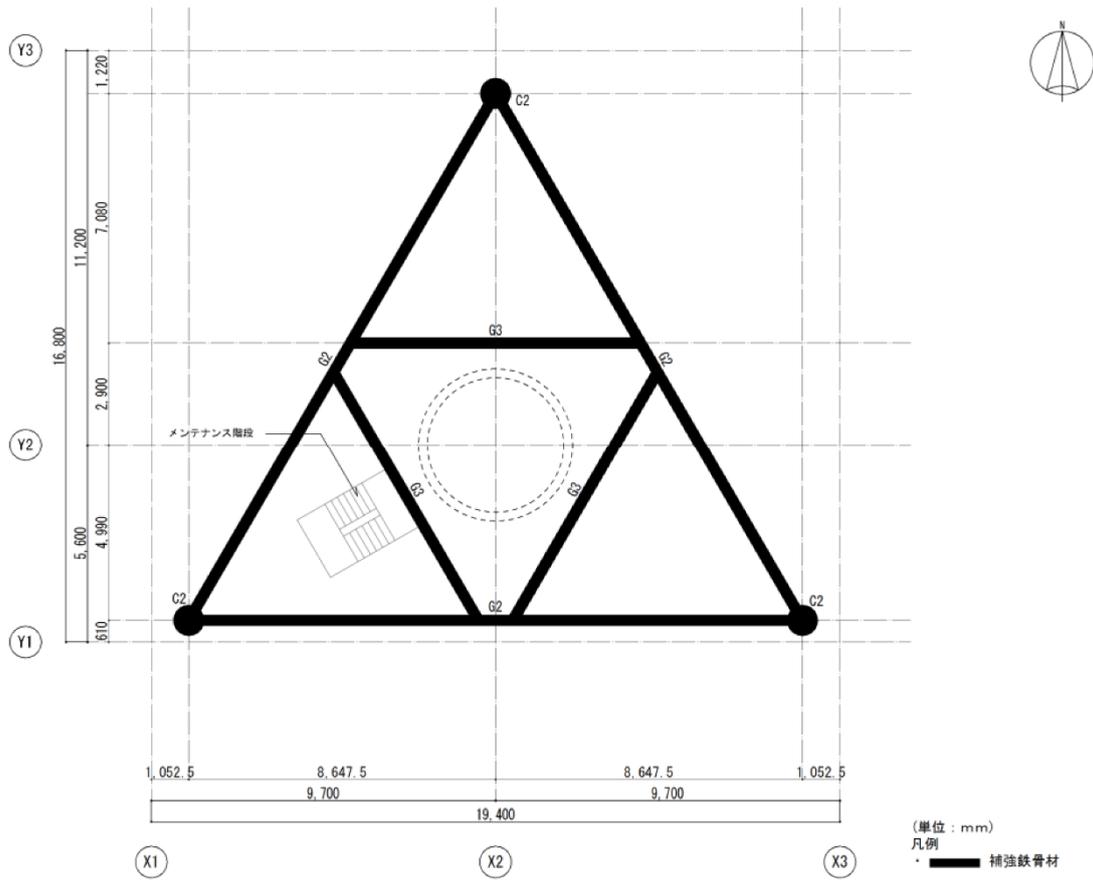


図 4.4 排気筒 HTZ2 伏図

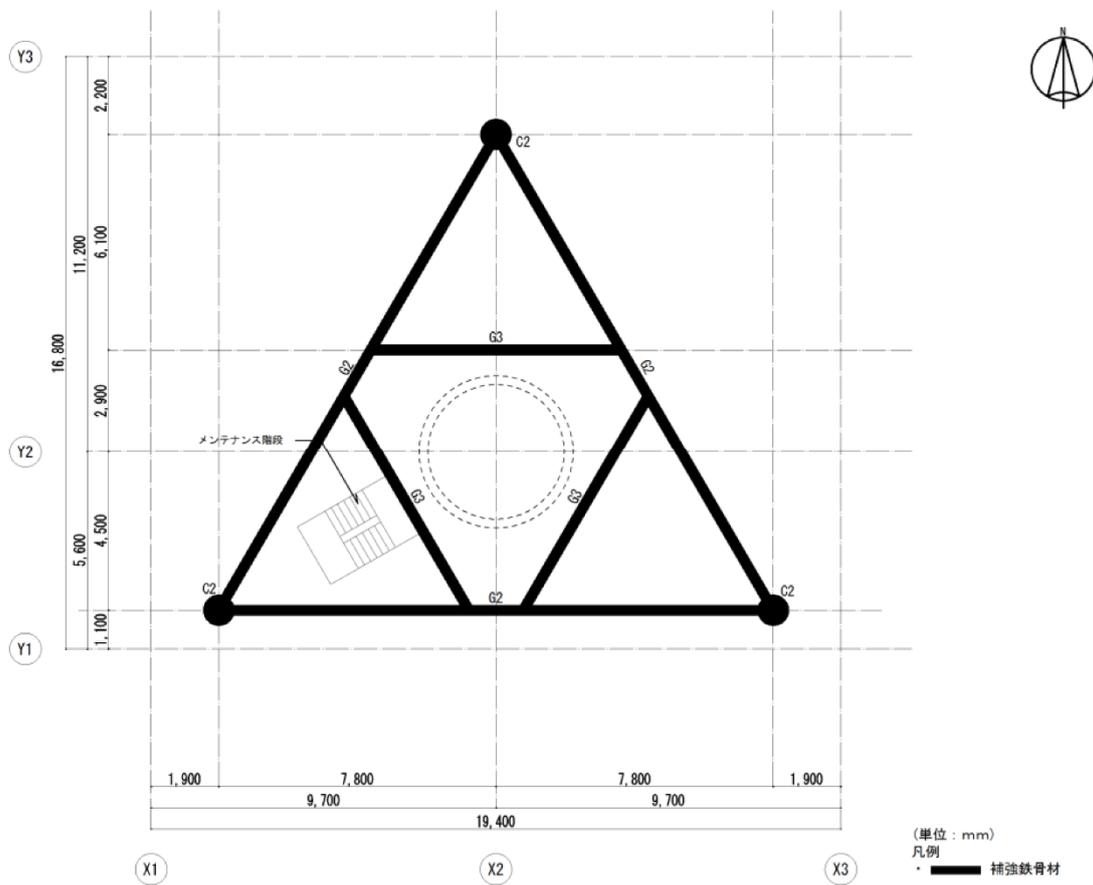


図 4.5 排気筒 HTZ3 伏図

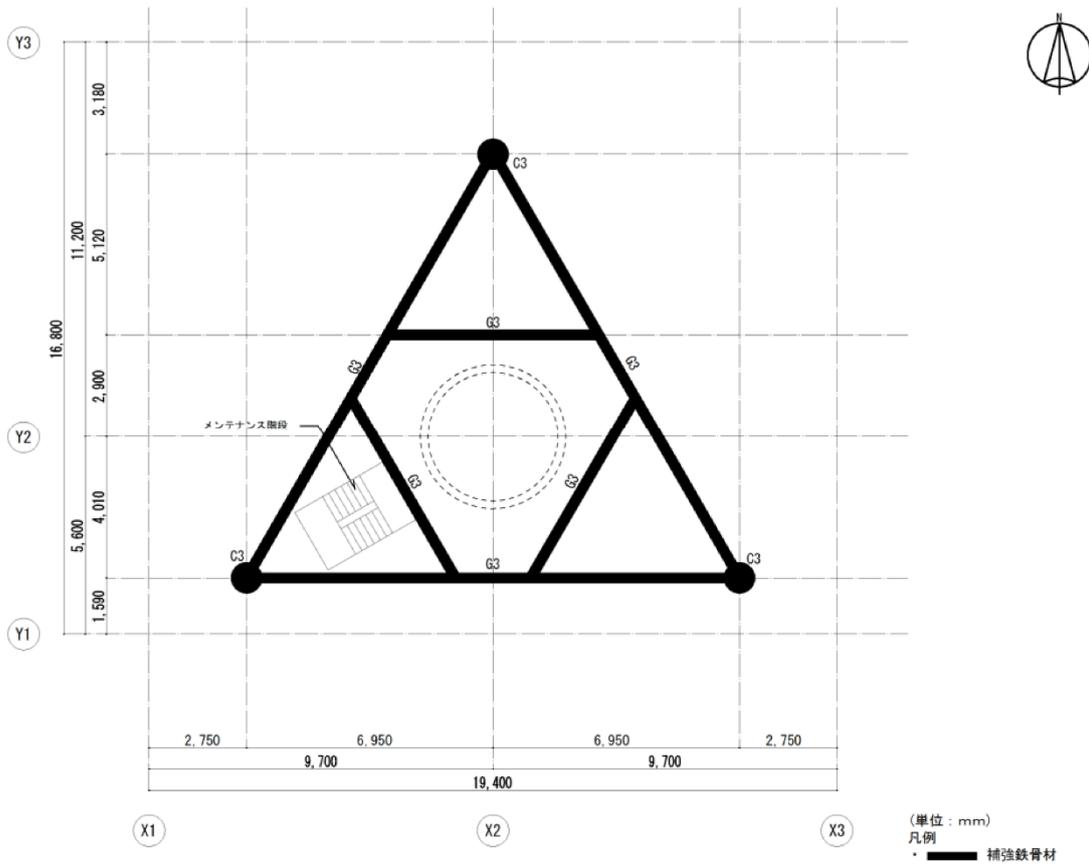


図 4.6 排気筒 HTZ4 伏図

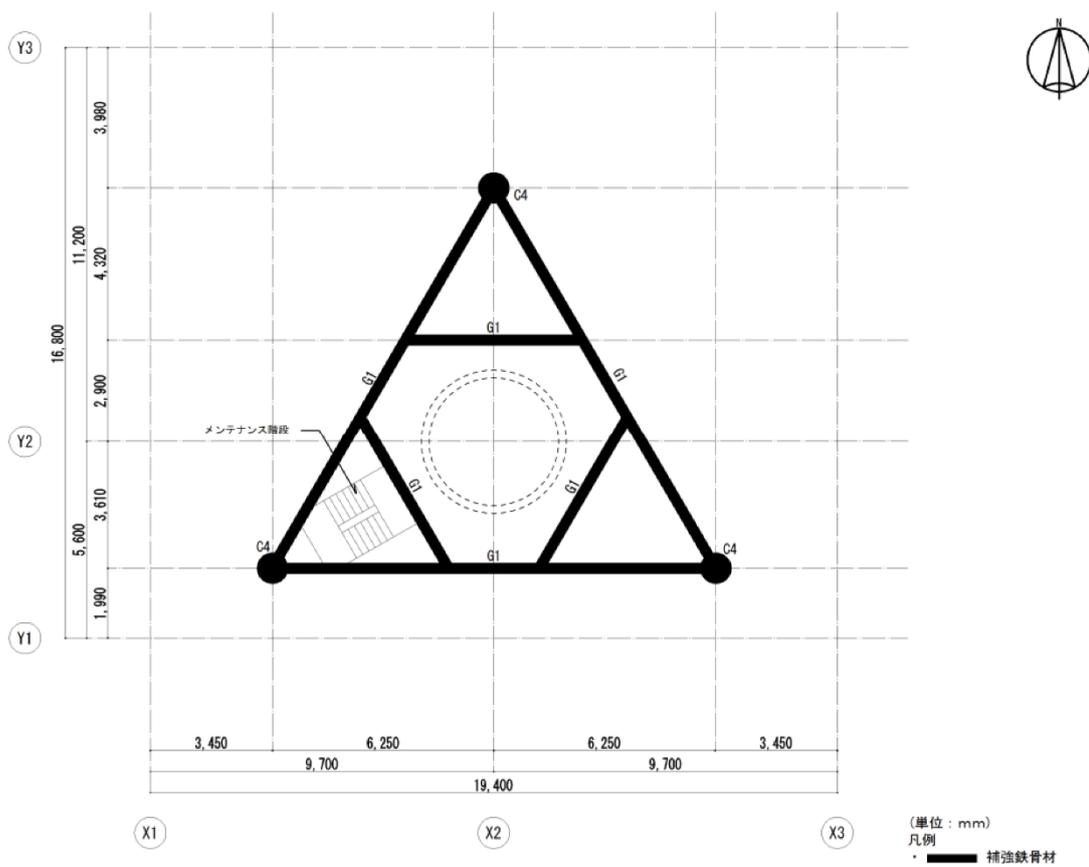


図 4.7 排気筒 HTZ5 伏図

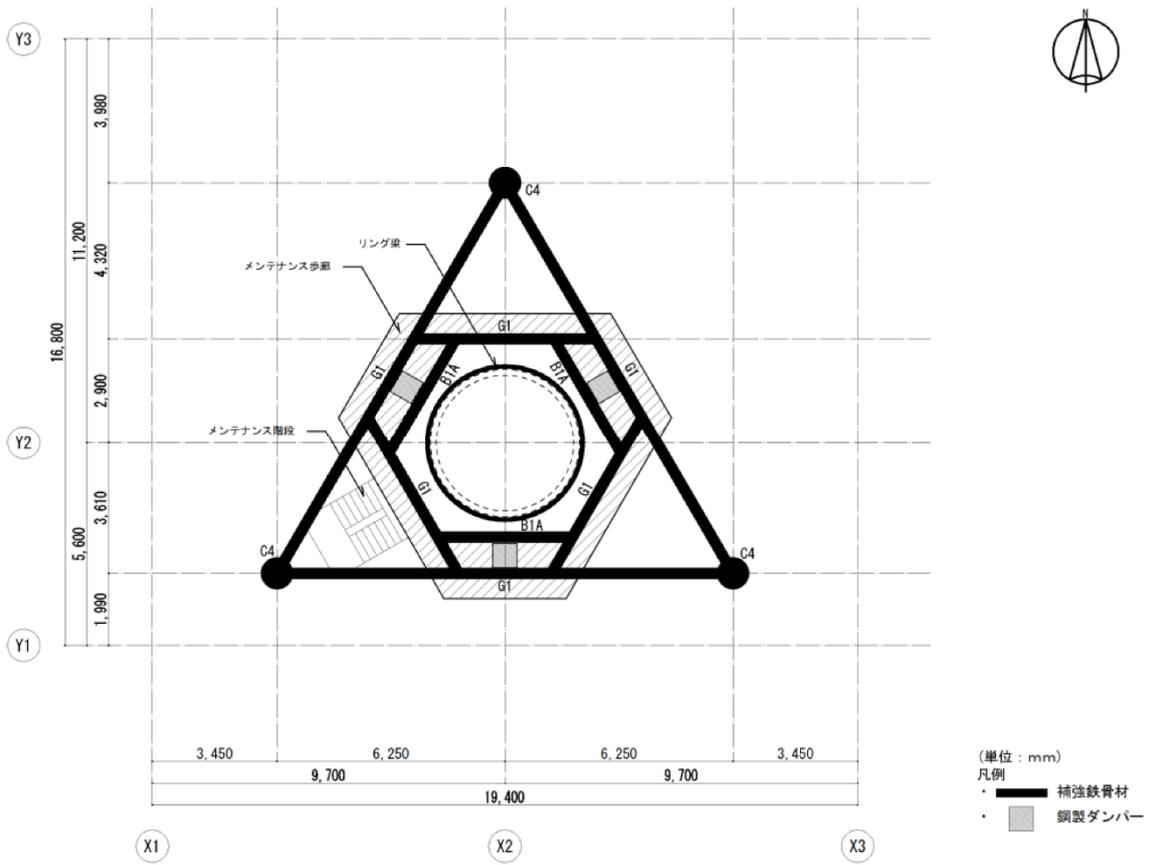


図 4.8 排気筒 HTZ6 伏図

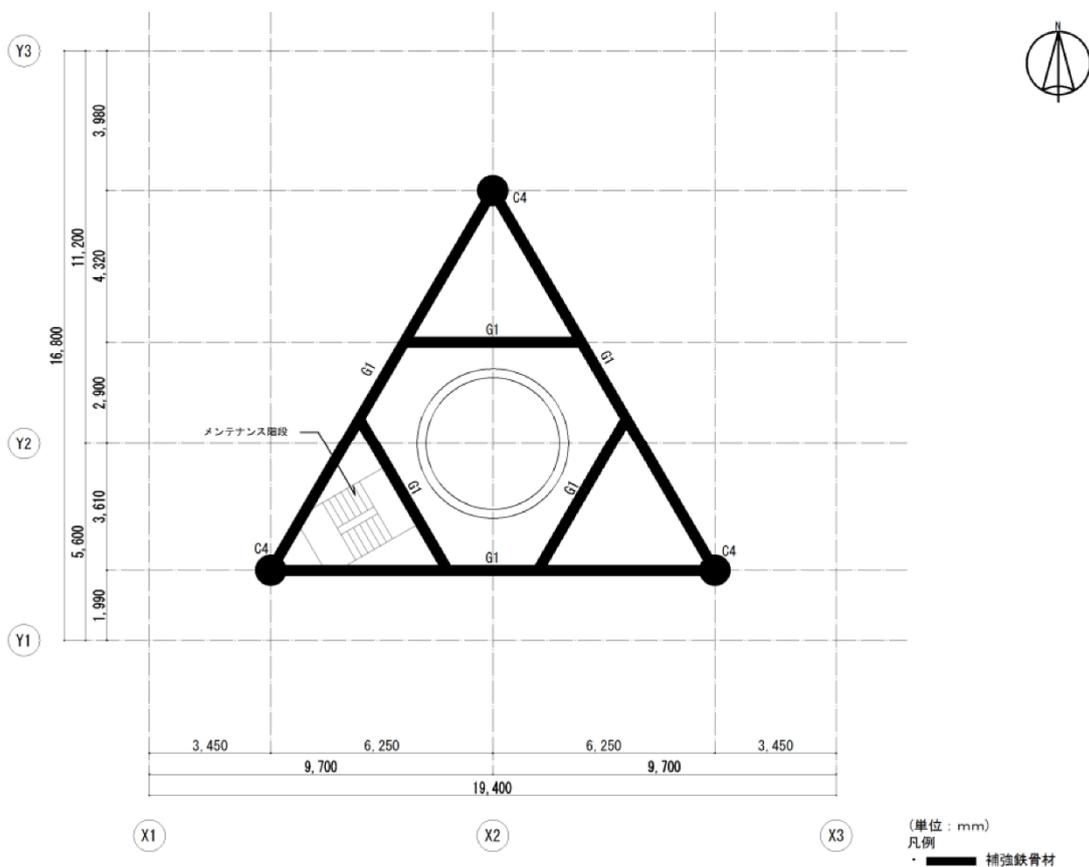


図 4.9 排気筒 HTZ7、HTZ8 伏図

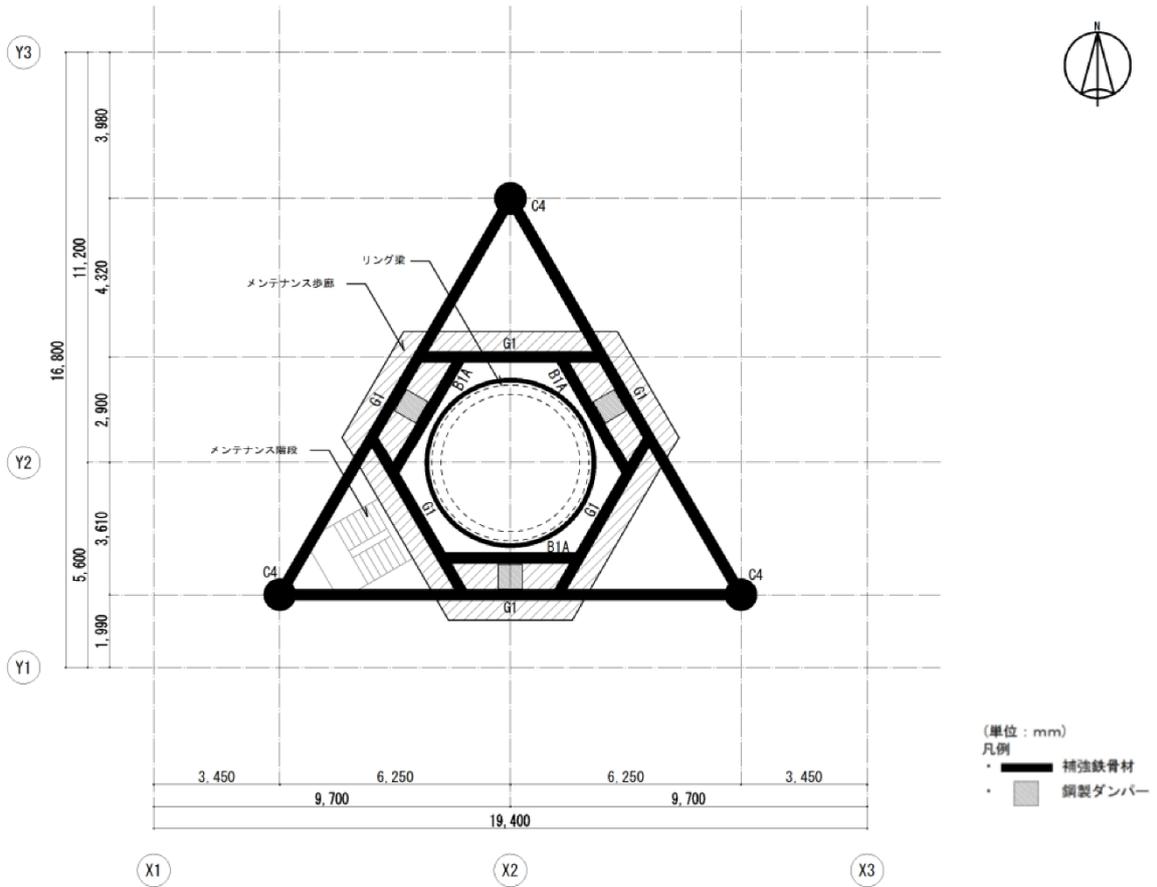
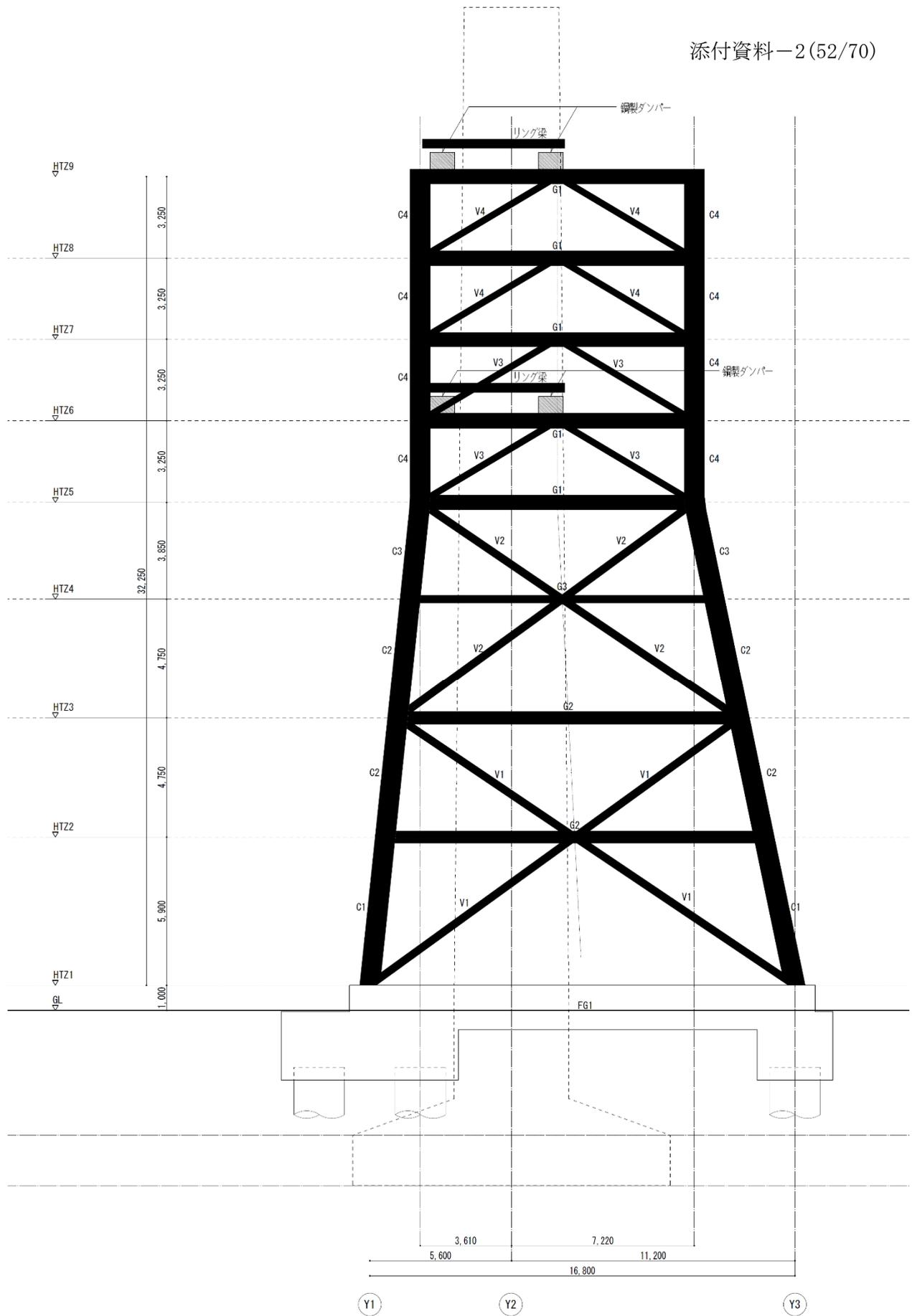


図 4.10 排気筒 HTZ9 伏図



(単位 : mm)

図 4.11 排気筒 X1, X3 通軸組図  
(X1 通は反転となる。)

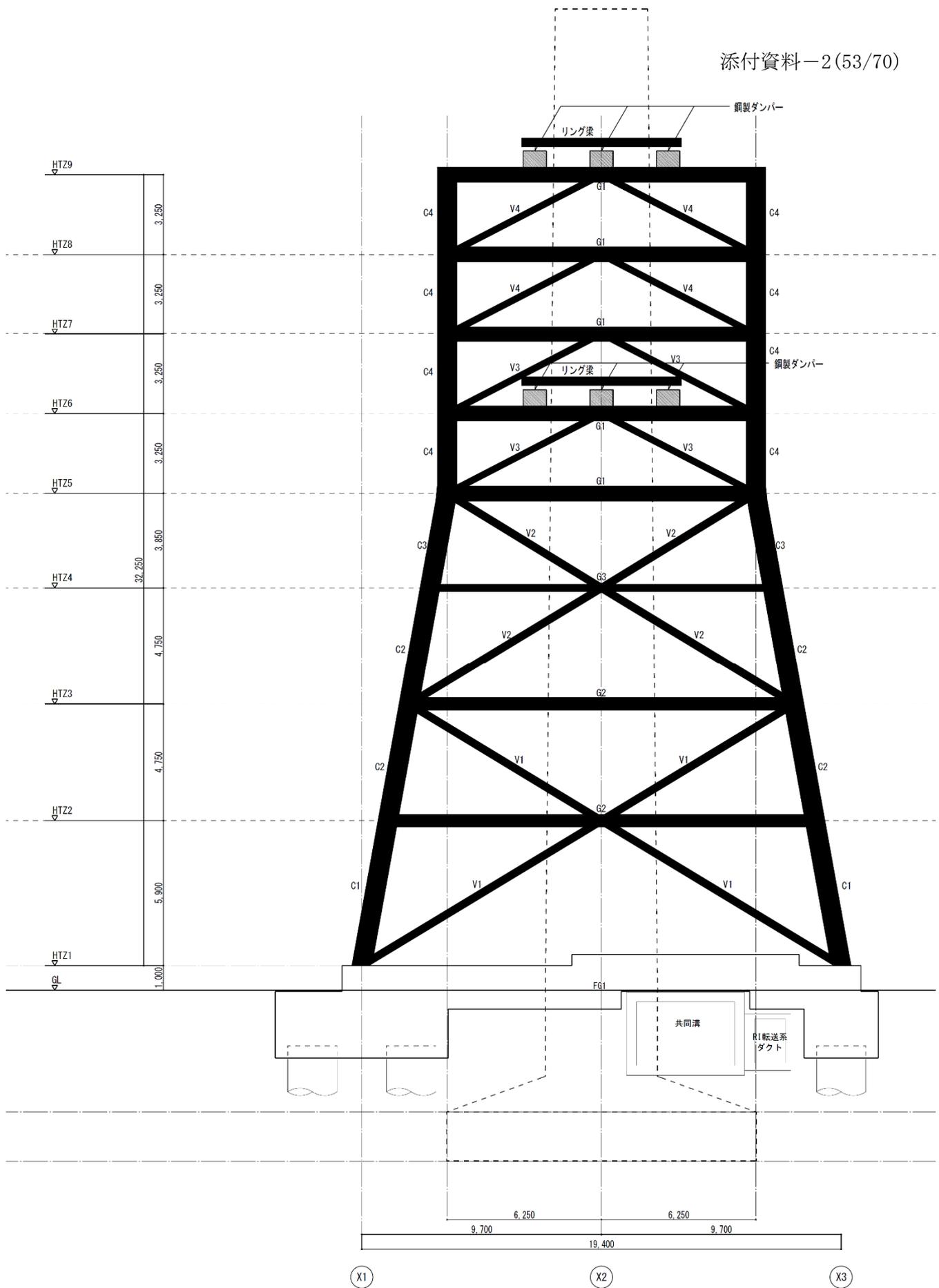
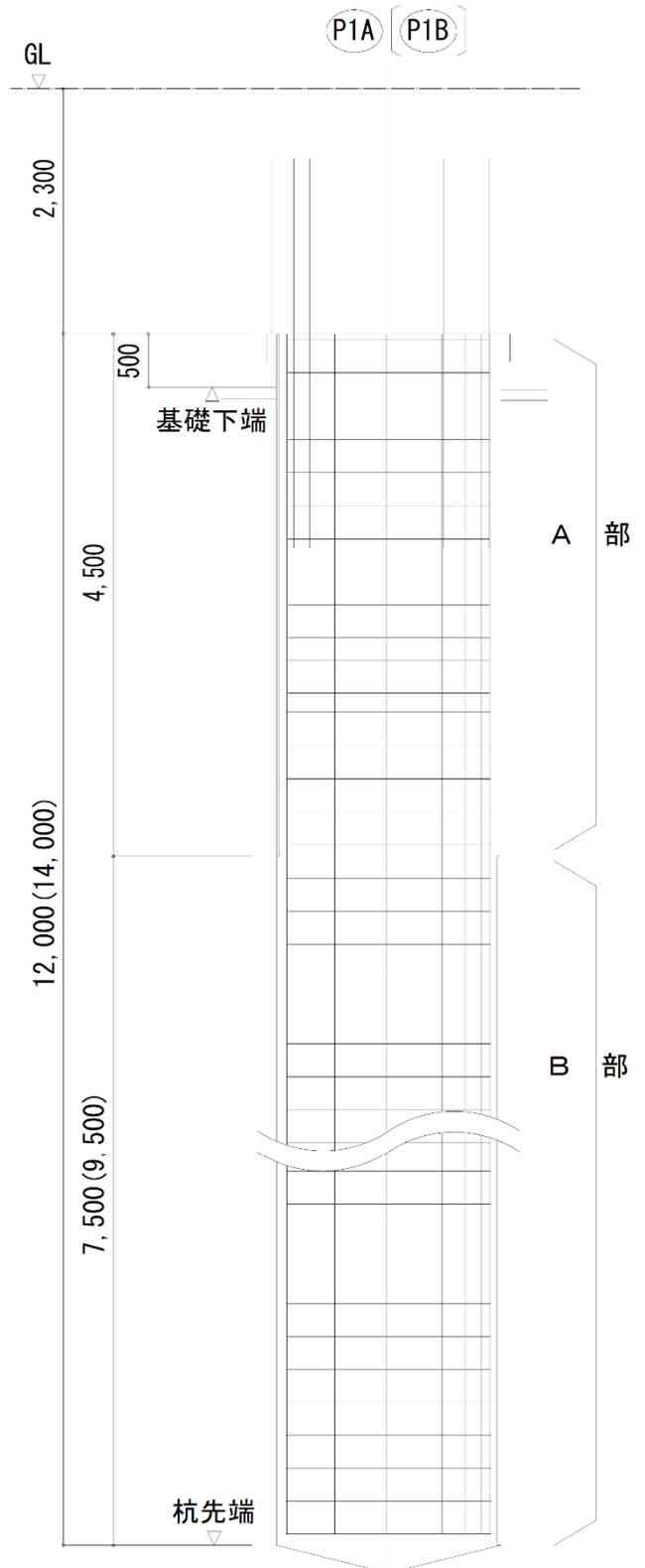
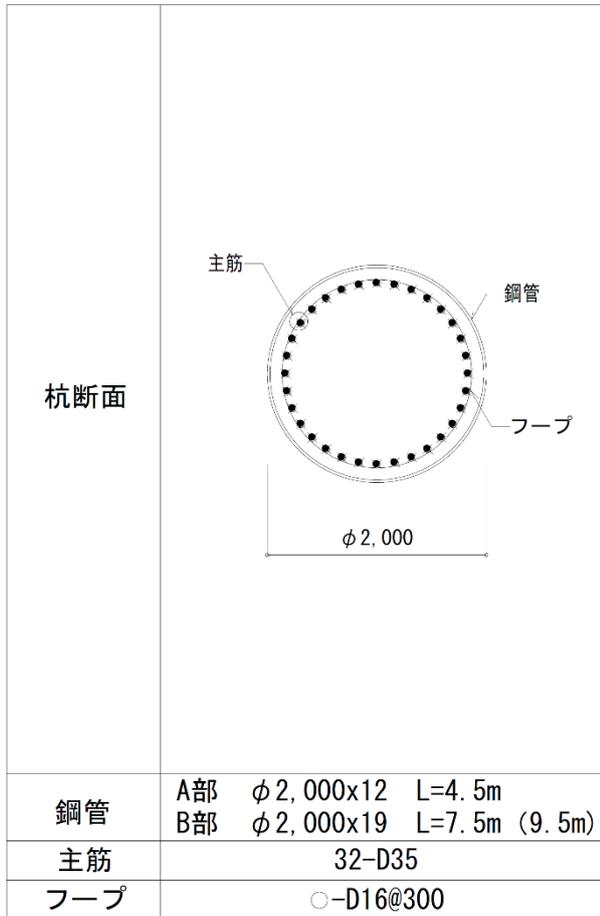


図 4.12 排気筒 Y1 通軸組図

(単位 : mm)

杭仕様

- ・杭種 KCTB場所打ち鋼管コンクリート杭
- ・工法 オールケーシング工法  
同時建て込み工法
- ・コンクリート  $F_c=36\text{N/mm}^2$
- ・鋼管 SKK400-IR



( ) : P1Bを示す  
(単位 : mm)

図 4.13 排気筒 杭リスト

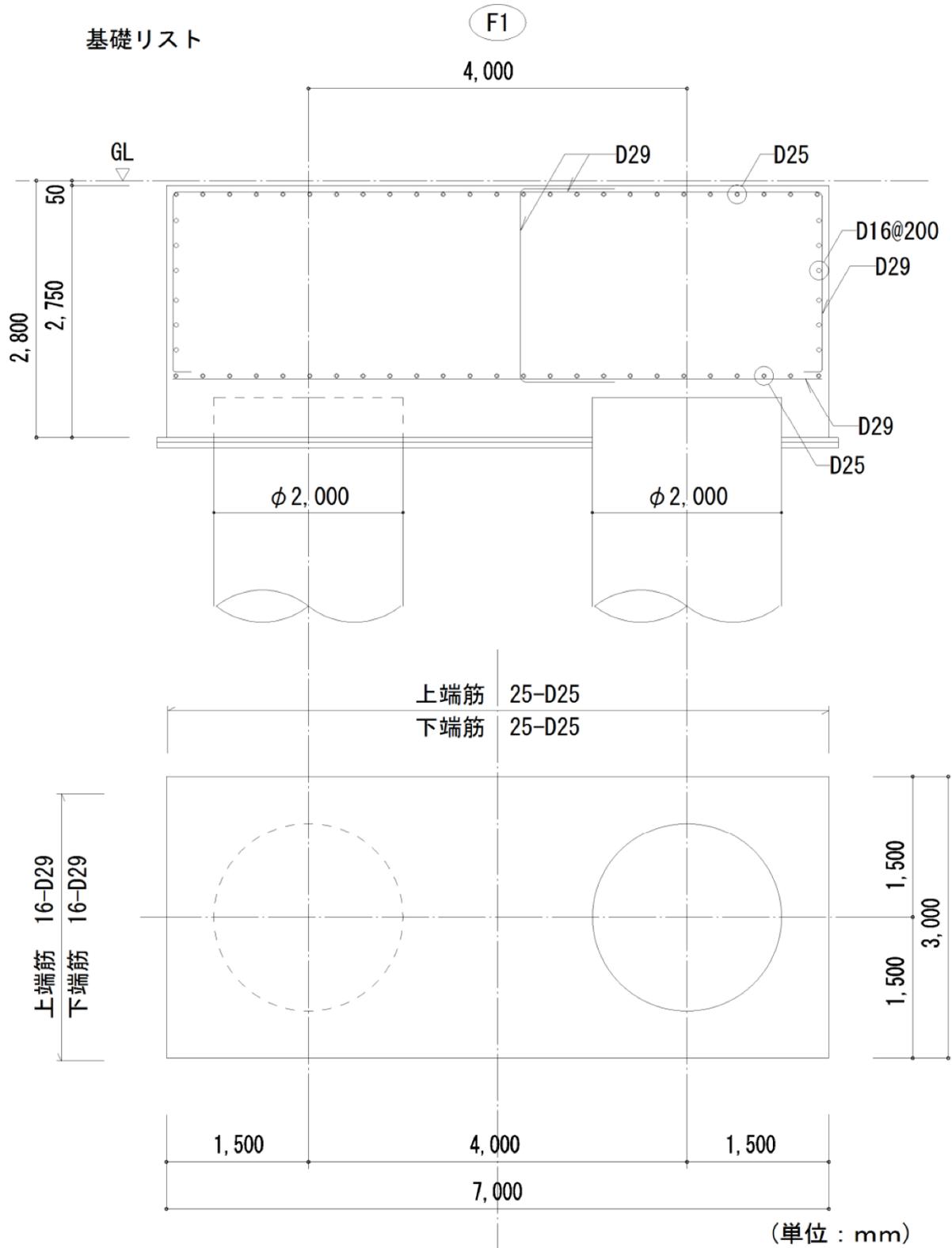


図 4.14 排気筒 基礎リスト (1/2)

基礎柱リスト

符号	FC1
位置	全断面
断面	
Dx × Dy	2,400 × 1,600
主筋	40-D38
帯筋	□ -D16-@100

床板リスト

符号	MS	盤厚	位置	短辺・長辺方向共 全断面
		900	上端筋 下端筋	D19-@200 D19-@200

※ +50~100 水勾配用フカシ有り

基礎梁リスト

符号	FG1		
位置	端部	中央部	Y1 通共同溝部
断面			
B × D	1,600 × 1,800	1,000 × 1,800	1,000 × 1,500
上端筋	18-D38	12-D38	14-D38
下端筋	18-D38	16-D38	27-D38
あばら筋	□ -D19-@150		

注：表示寸法は構造躯体寸法を示す。  
×及び---は補助鉄筋を示す。

図 4.14 排気筒 基礎リスト(2/2)

(単位：mm)

柱 リスト 特記なき限り下記に依る。  
1) 使用鉄骨：STKN490B

位置	符号	C1	C2	C3	C4
断面		○ - 800 x 32	○ - 800 x 28	○ - 800 x 25	○ - 800 x 22
部位		HTZ1~HTZ2	HTZ2~HTZ4	HTZ4~HTZ5	HTZ5~HTZ9

ブレース リスト 特記なき限り下記に依る。  
1) 使用鉄骨：SN400B

位置	符号	V1	V2	V3	V4
断面		H-488x300x11x18	H-390x300x10x16	H-300x300x10x15	H-250x250x 9x14
部位		HTZ1~HTZ3	HTZ3~HTZ5	HTZ5~HTZ7	HTZ7~HTZ9

大梁 リスト 特記なき限り下記に依る。  
1) 使用鉄骨：SN400B

位置	符号	G1 <sup>※</sup>	G2 <sup>※</sup>	G3	リング梁
断面		H-600x300x16x28	H-500x300x12x25	H-300x300x10x15	[-600x200x16x28
部位		HTZ5~HTZ9	HTZ2, HTZ3	HTZ2~HTZ4	HTZ6, HTZ9

小梁 リスト 特記なき限り下記に依る。  
1) 使用鉄骨：SN400B

位置	符号	B1A <sup>※</sup>	B3	B4
断面		H-600x300x16x28	H-300x150x6.5x9	H-200x200x8x12

片持ち梁 リスト 特記なき限り下記に依る。  
1) 使用鉄骨：SN400B

位置	符号	CG1 <sup>※</sup>
断面		H-600x300x16x28

※ 外法一定H型鋼を示す。

図 4.15 排気筒 鉄骨部材リスト

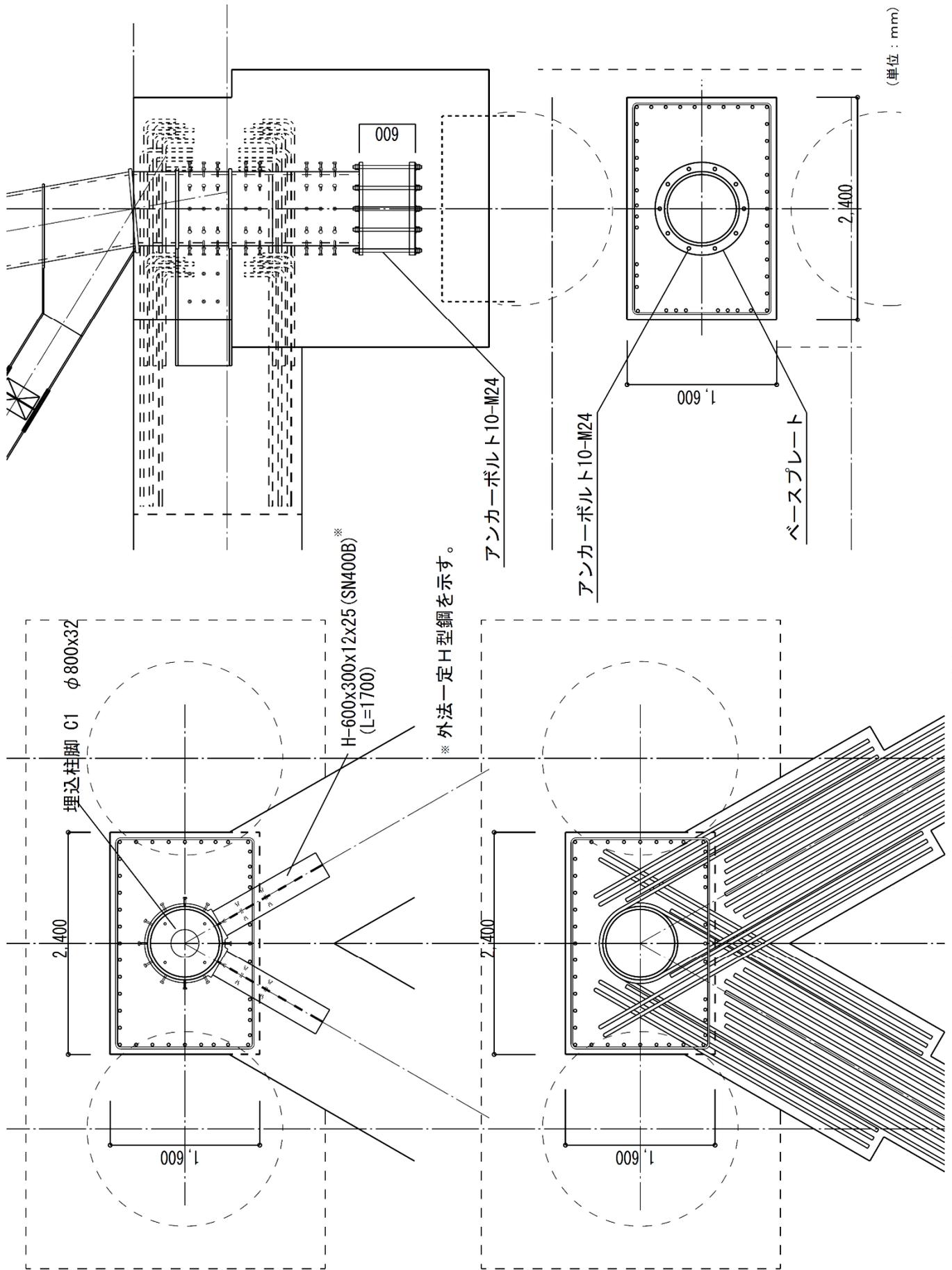


図 4.16 排気筒 柱脚リスト

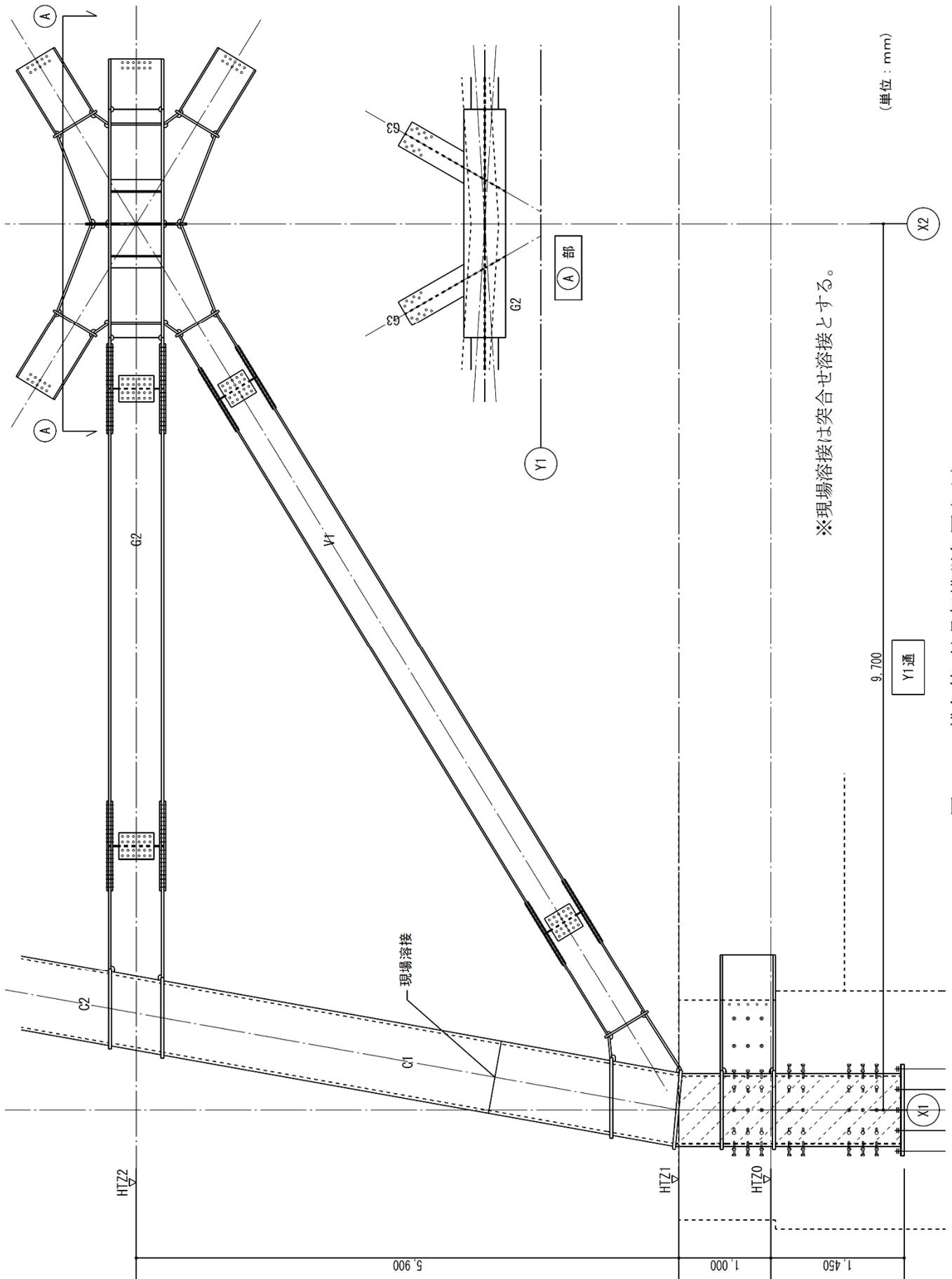


図 4.17 排気筒 鉄骨架構詳細図 (1/6)

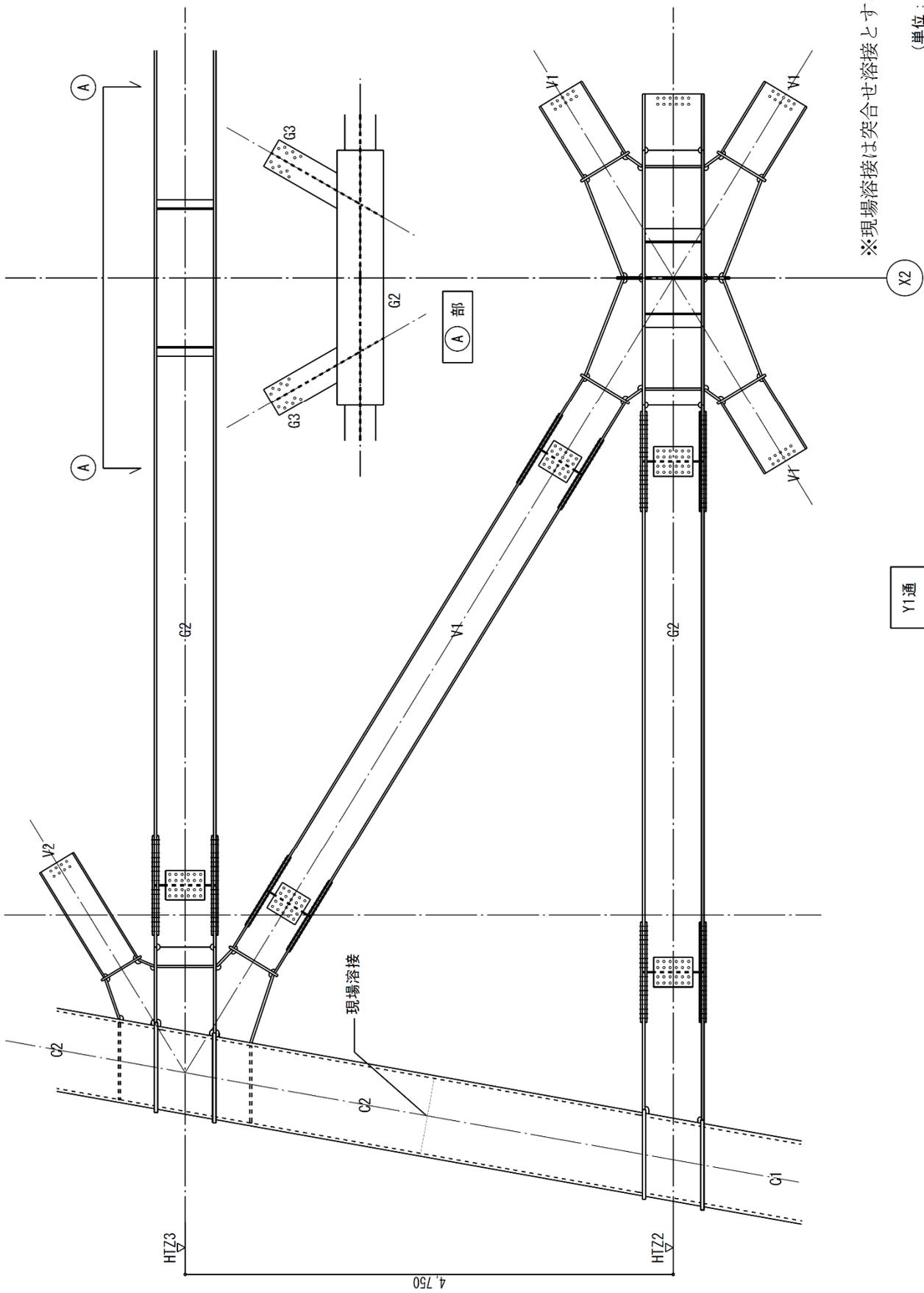


図 4.17 排気筒 鉄骨架構詳細図 (2/6)

(単位 : mm)

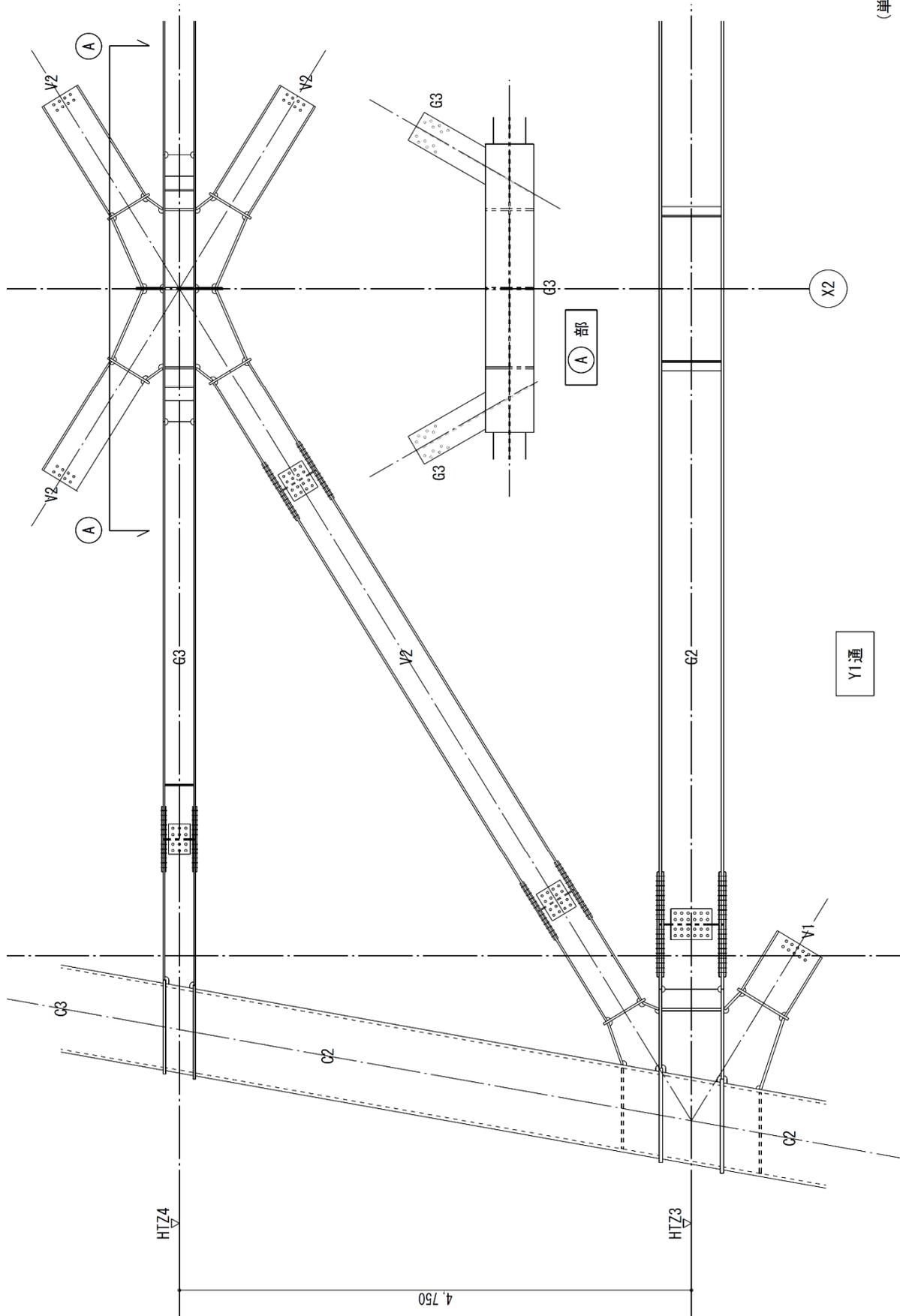


図 4.17 排気筒 鉄骨構詳細図 (3/6)

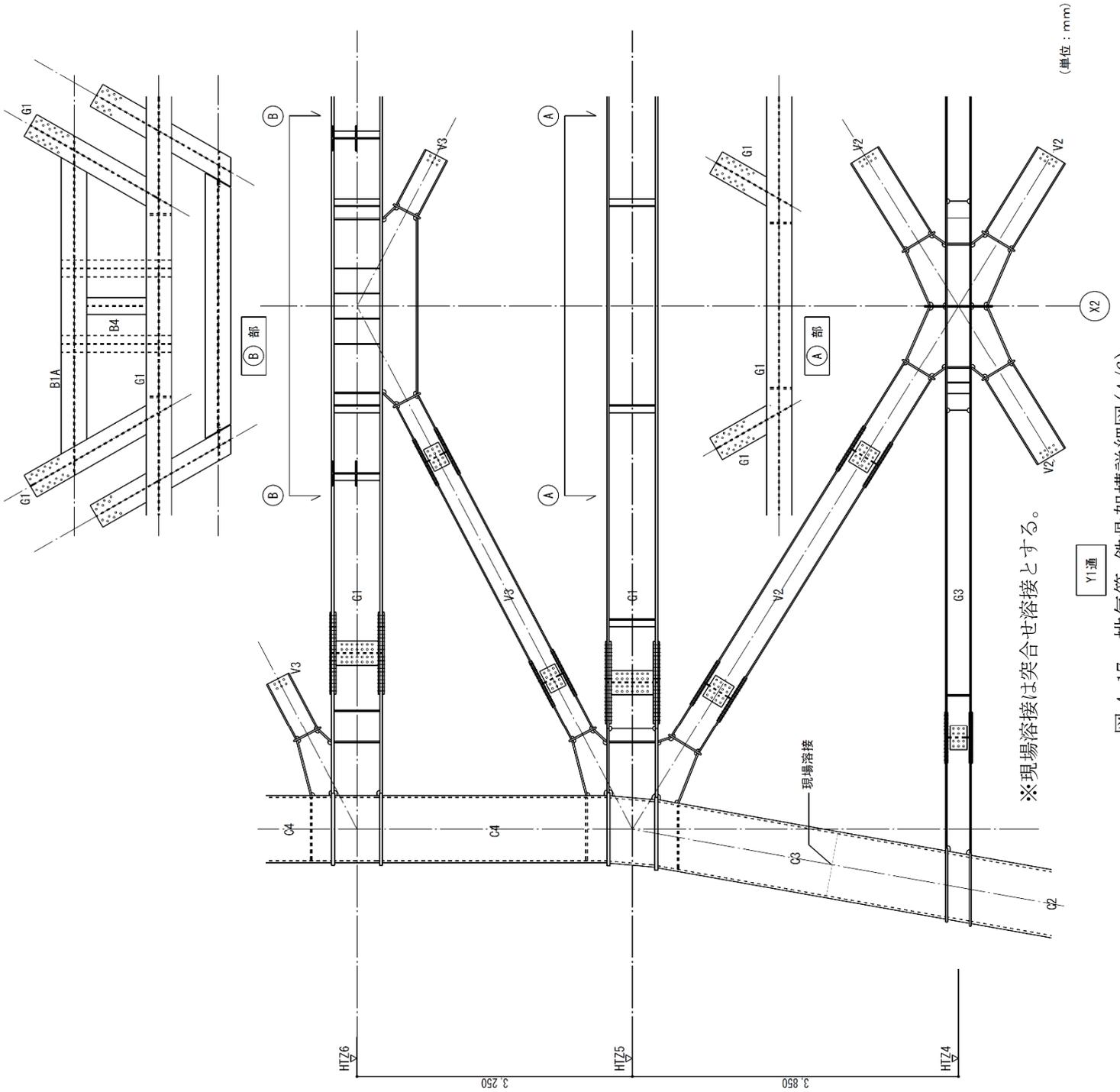
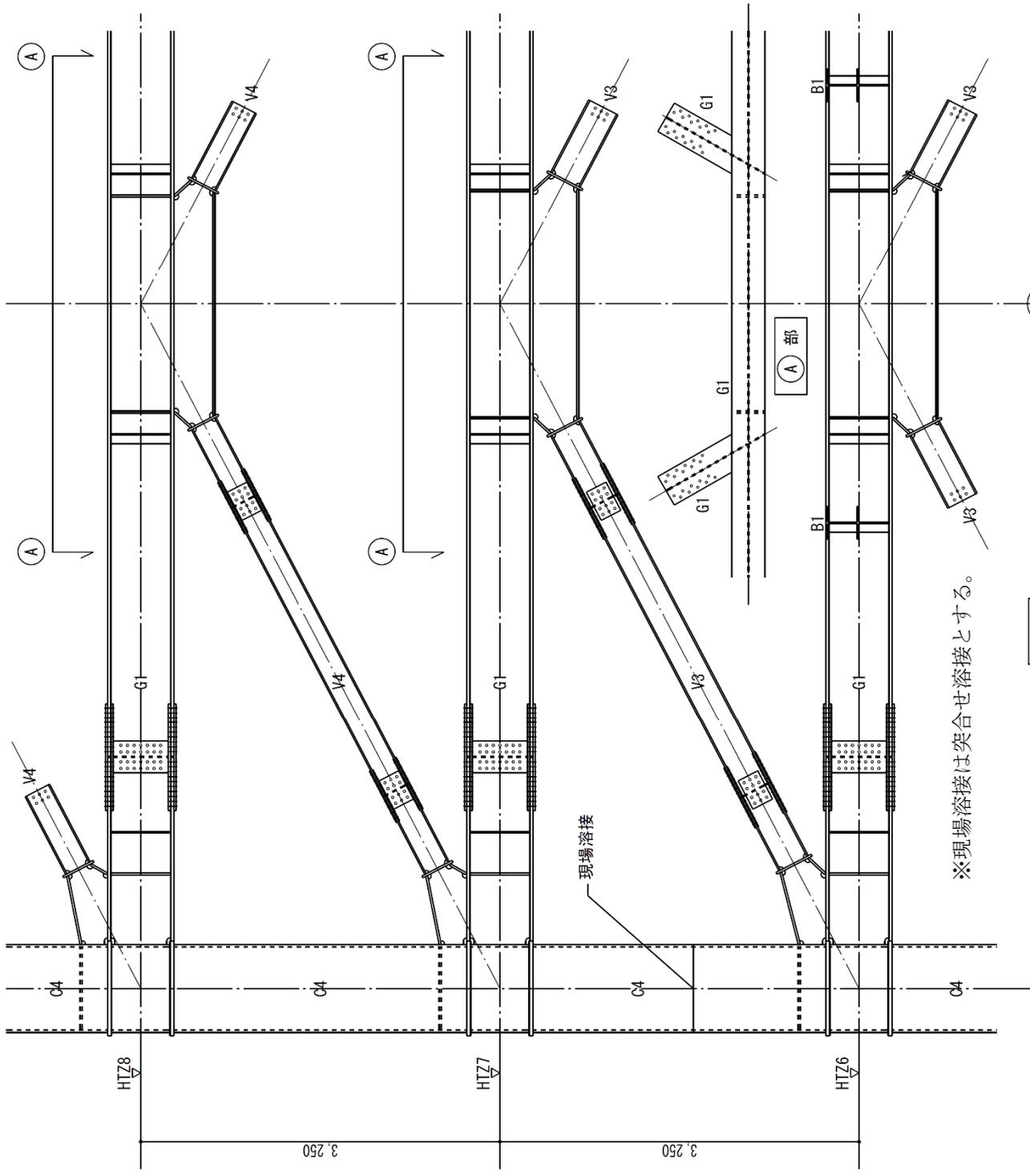


図 4.17 排気筒 鉄骨架構詳細図(4/6)

(単位 : mm)



Y1通

X2

図 4.17 排気筒 鉄骨構詳細図 (5/6)

(單位：mm)

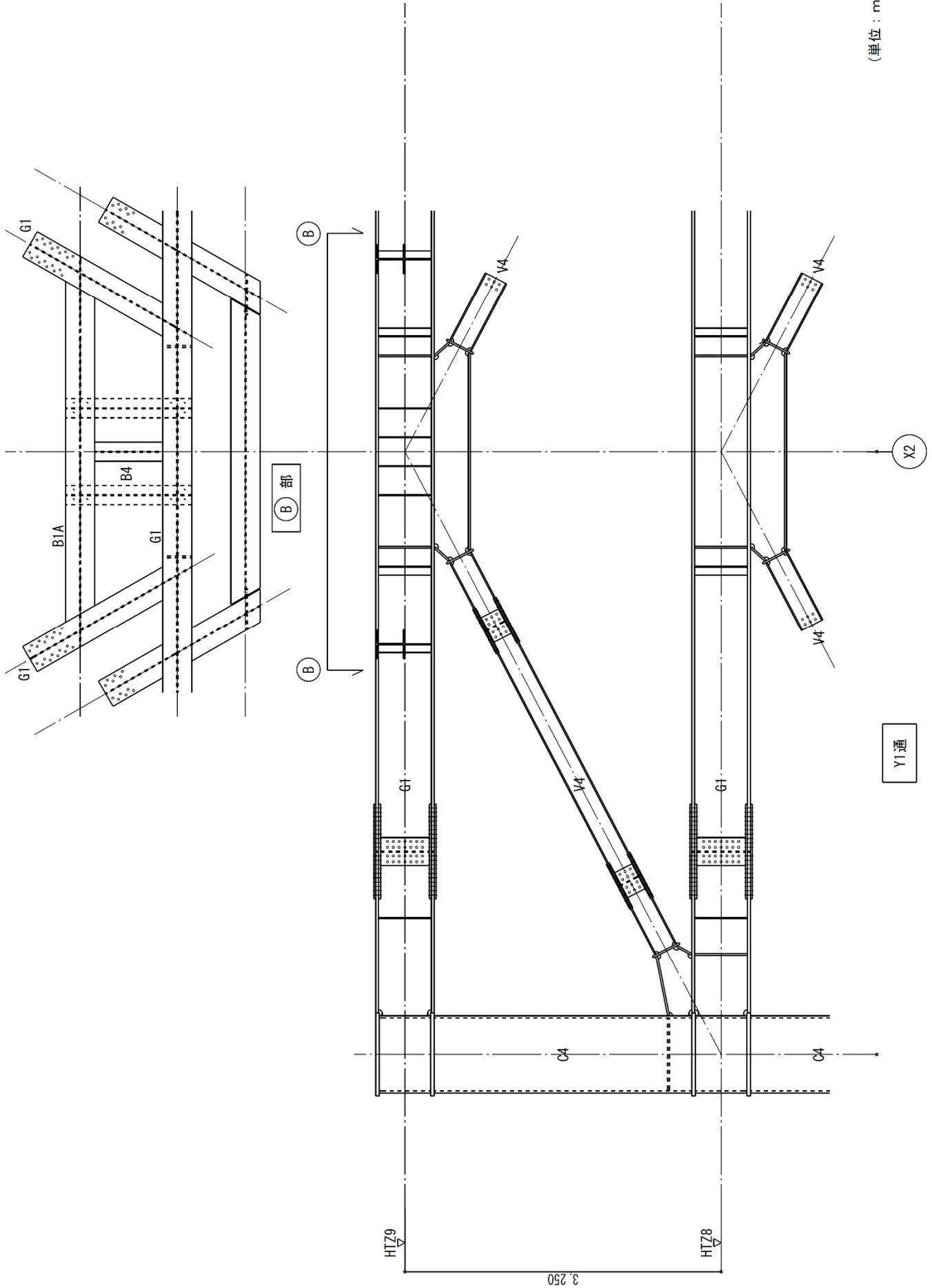
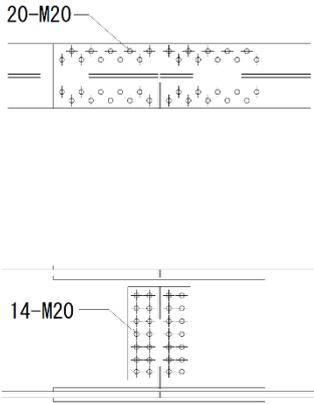
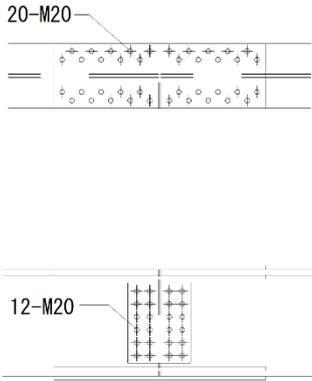
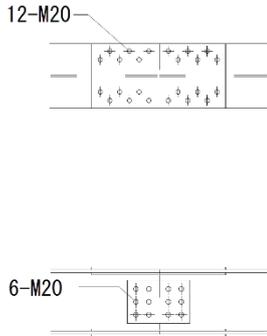


图 4.17 排氣筒 鉄骨架構詳細図 (6/6)

鉄骨部材継手 リスト

	H-600x300x16x28*	H-500x300x12x25*	H-300x300x10x15
断面			
	※ 外法一定H型鋼を示す。		
フランジ	(PL) -19x300x980 (2PL) -19x110x980	(PL) -19x300x980 (2PL) -19x110x980	(PL) -12x300x620 (2PL) - 9x110x620
ウェブ	20-M20 14-M20	20-M20 12-M20	12-M20 6-M20

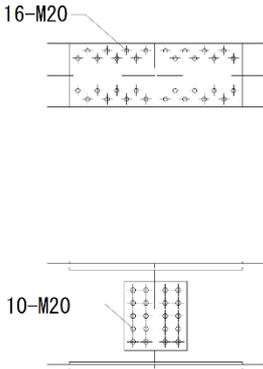
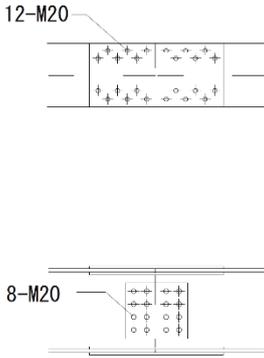
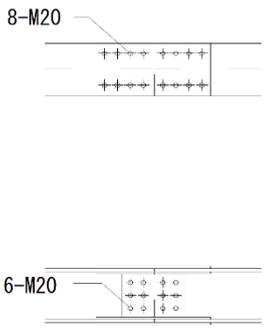
	H-488x300x11x18	H-390x300x10x16	H-250x250x9x14
断面			
フランジ	(PL) -12x300x800 (2PL) -12x110x800	(PL) -12x300x620 (2PL) -12x110x620	(PL) -12x250x530 (2PL) - 9x100x530
ウェブ	16-M20 10-M20	12-M20 8-M20	8-M20 6-M20

図 4.18 排気筒 支持鉄塔鉄骨部材継手リスト

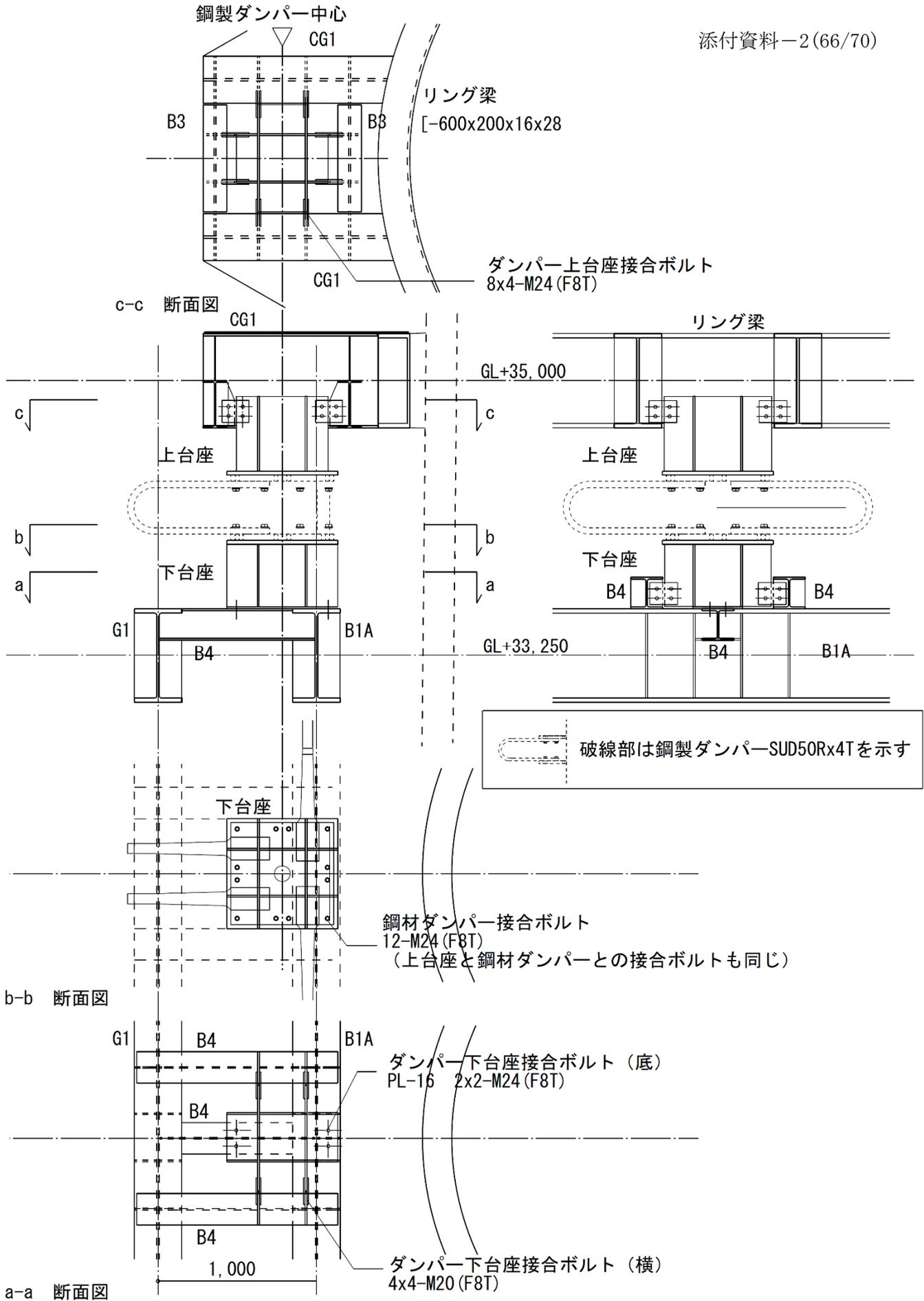


図 4.19 排気筒 HTZ9 鋼製ダンパー取付詳細図

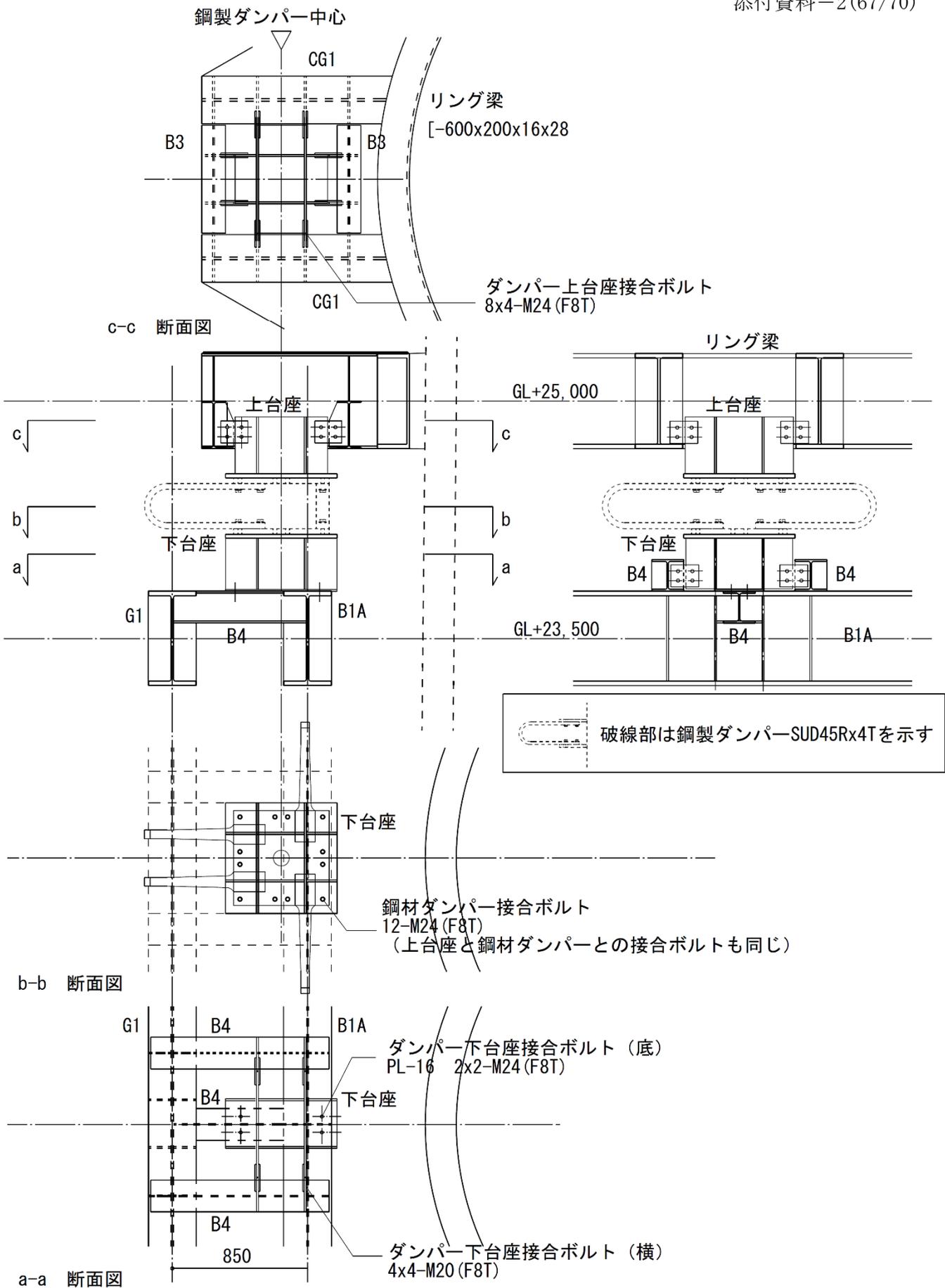
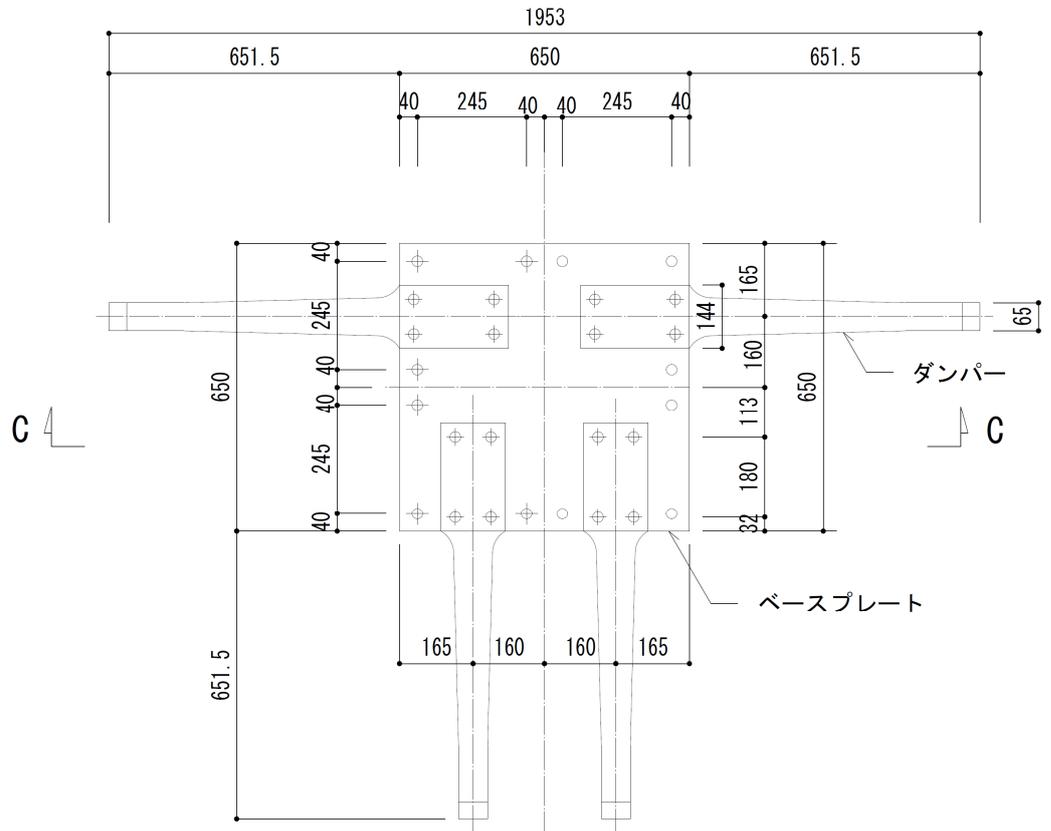


図 4.20 排気筒 HTZ6 鋼製ダンパー取付詳細図

鋼製ダンパー製品図 (SUD50R×4T)

(大臣認定番号MVBR-0501、0531)

平面図



断面図

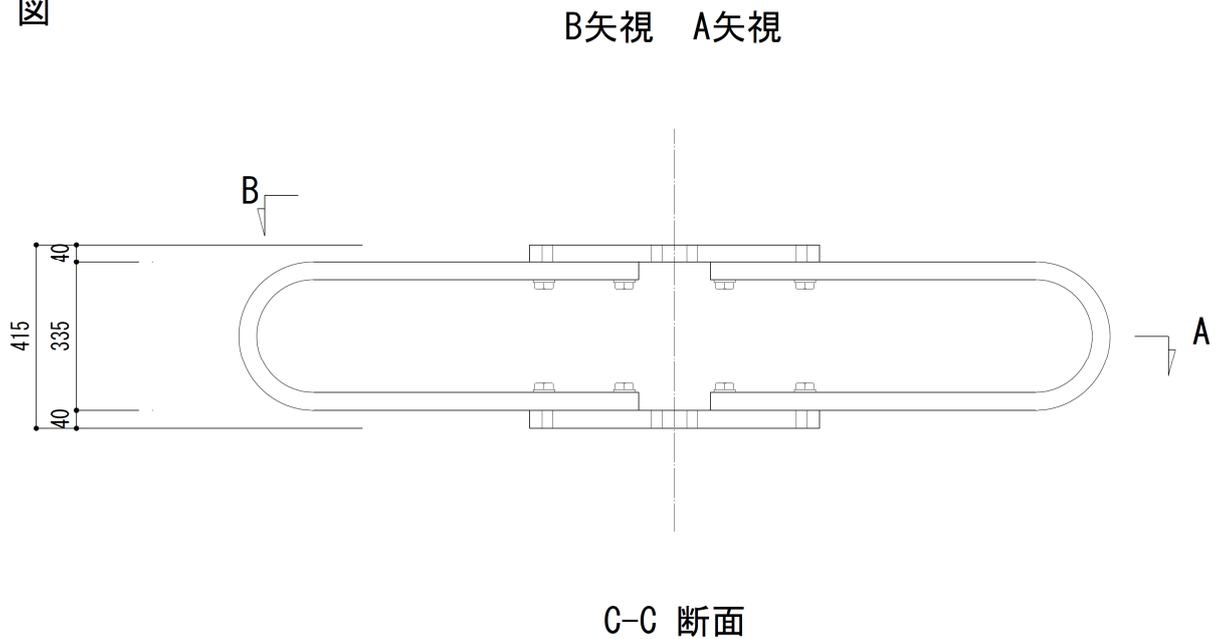
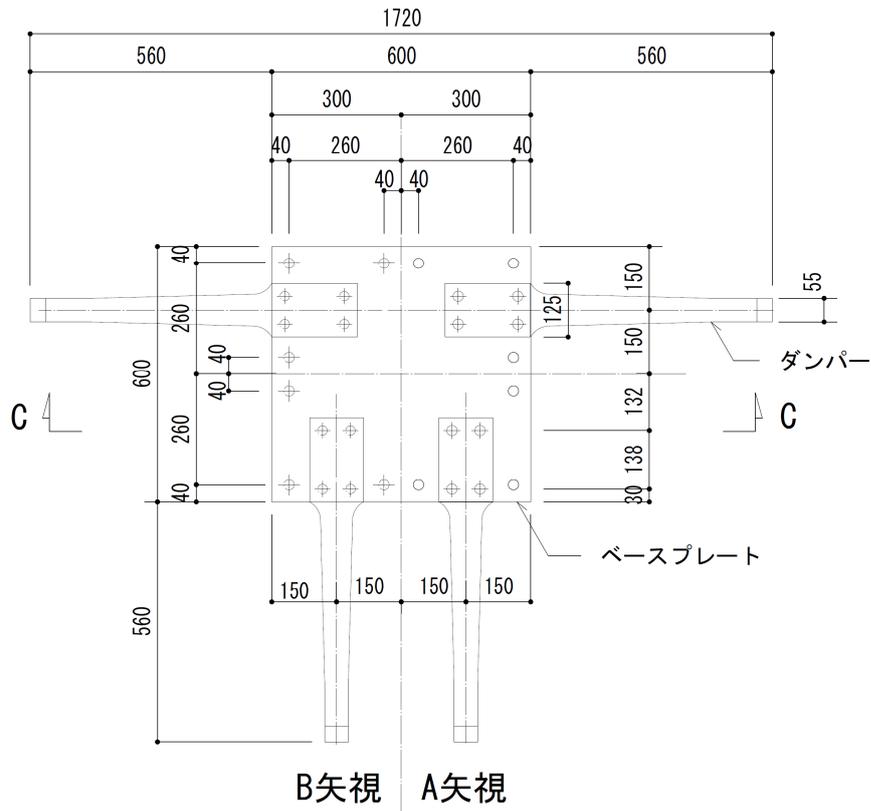


図 4.21 排気筒 HTZ9 鋼製ダンパー詳細図

鋼製ダンパー製品図 (SUD45R×4T)

(大臣認定番号MVBR-0501、0531)

平面図



断面図

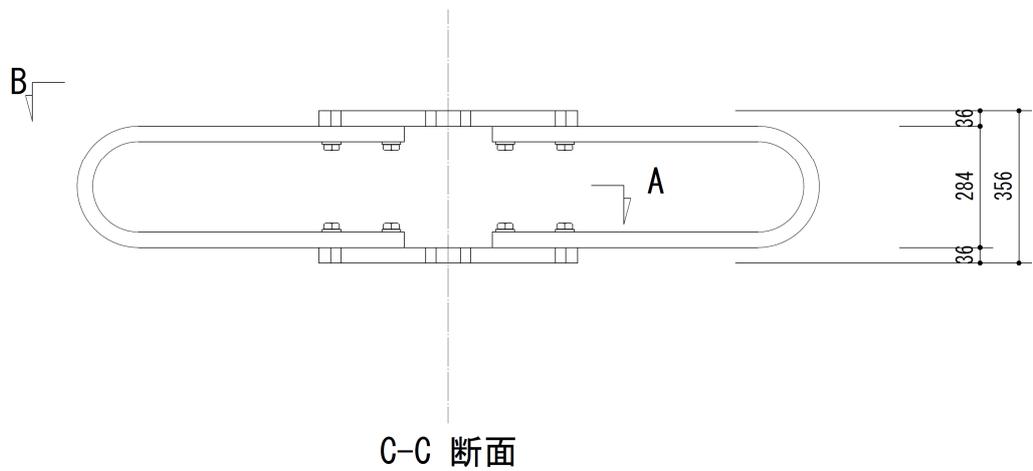


図 4.22 排気筒 HTZ6 鋼製ダンパー詳細図(2)

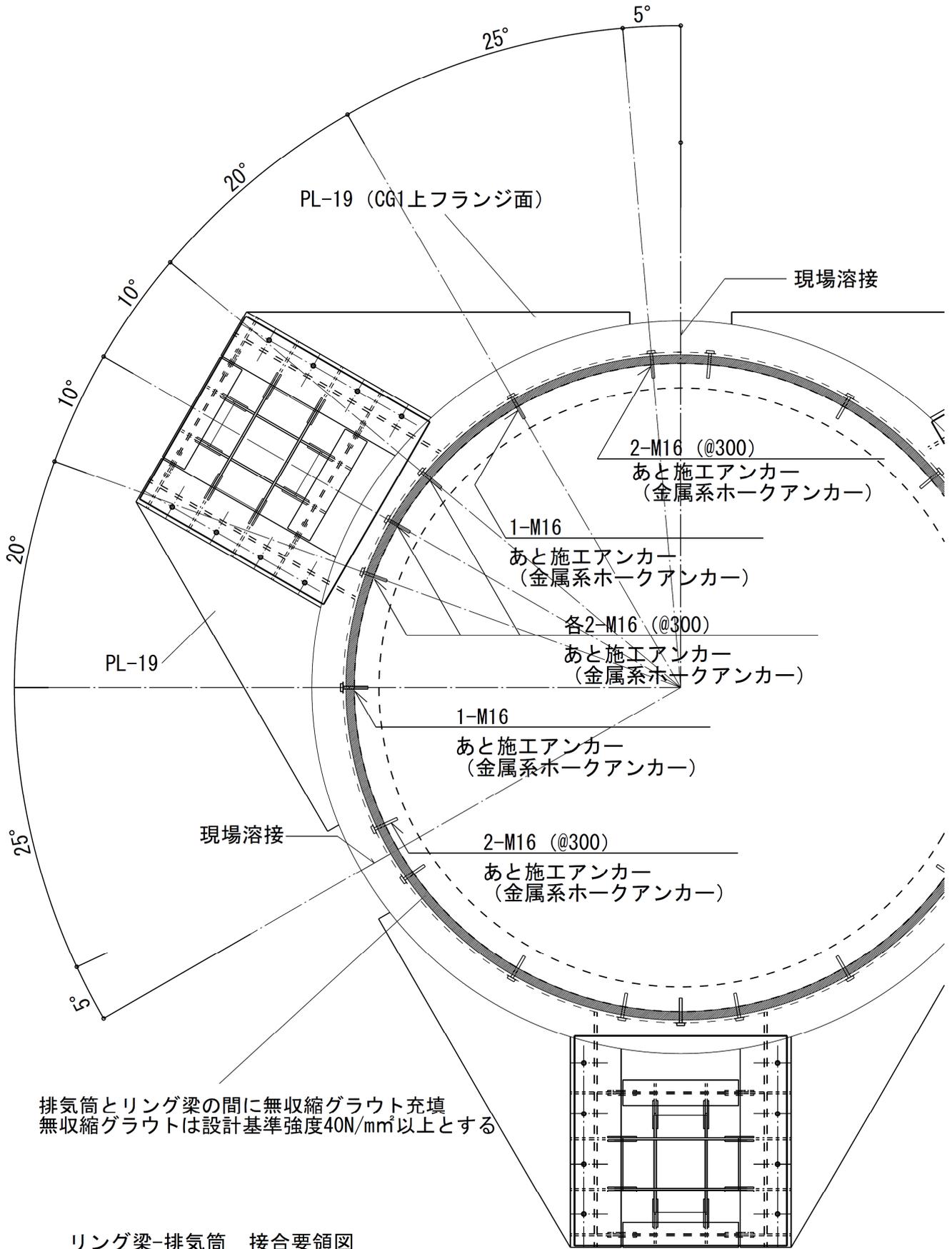


図 4.23 排気筒 リング梁-排気筒接合要領図

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）  
使用前検査成績書（その 2-1）

〔核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〕  
〔放射性廃棄物の廃棄施設〕

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

事業者及び事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		
検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室 燃料管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒		
検査場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 JR R - 3 原子炉施設		
申請年月日及び申請番号			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
別紙-1のとおり	別紙-1のとおり		別紙-1 のとおり
原子力施設検査官			
検査立会責任者 (役職名)			
備考	設工認申請書に記載されている試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の4第5号に基づく試験研究用等原子炉施設の性能検査をもって終了とする。		

検 査 項 目	検査年月日	結果	摘要
○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強））			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 2, 3 のとおり
配 筋 検 査	年 月 日		別紙－ 4, 5 のとおり
型 枠 検 査	年 月 日		別紙－ 6, 7 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 8, 9 のとおり
○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強））			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 10, 11 のとおり
配 筋 検 査	年 月 日		別紙－ 12, 13 のとおり
型 枠 検 査	年 月 日		別紙－ 14, 15 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 16, 17 のとおり
○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室・燃料管理施設の連結補強）			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 18, 19 のとおり
配 筋 検 査	年 月 日		別紙－ 20, 21 のとおり
型 枠 検 査	年 月 日		別紙－ 22, 23 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 24, 25 のとおり
○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（杭基礎の新設））			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 26, 27 のとおり

検査項目	検査年月日	結果	摘要
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－ 2 8, 2 9 のとおり
配 筋 検 査	年 月 日		別紙－ 3 0, 3 1 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 3 2, 3 3 のとおり
○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設））			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 3 4, 3 5 のとおり
配 筋 検 査	年 月 日		別紙－ 3 6, 3 7 のとおり
型 枠 検 査	年 月 日		別紙－ 3 8, 3 9 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 4 0, 4 1 のとおり
○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（支持鉄塔の新設））			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 4 2, 4 3 のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－ 4 4, 4 5 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 4 6, 4 7 のとおり
○放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒（鋼製ダンパーの新設））			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 4 8, 4 9 のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－ 5 0, 5 1 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 5 2, 5 3 のとおり

○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（使用済燃料貯槽室、燃料管理施設）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒）			
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙－ 5 4, 5 5 のとおり
品質管理の方法等 に関する検査	年 月 日		別紙－ 5 6, 5 7 のとおり

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。</p>			

## 材料検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表1、表2、表7、表8、図1.1～1.10、図2.10及び図2.11」参照）に記載された材料が使用されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

## 検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：配筋検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。</p>			

## 配筋検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）		
判定基準		結果	検査方法
① 鉄筋、アンカー筋及びシアコネクタ筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 1.1～図 1.10、図 2.10 及び図 2.11」参照）のとおり施工されていること。			記録
② アンカー筋及びシアコネクタ筋の埋め込み長さ並びにアンカー筋の定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 1.1～図 1.7、図 1.9、図 2.10 及び図 2.11」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
③ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 3、表 4、図 1.1～図 1.10、図 2.10 及び図 2.11」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
④ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 5、図 1.1～図 1.8 及び図 2.10」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

## 検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：型枠検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。</p>			

型枠検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）		
判定基準		結果	検査方法
型枠の寸法が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表6、図1.1～図1.8、図1.10及び図2.10」参照）のとおり施工されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

## 検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。</p>			

## 外観検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室（壁、柱、梁の増打ち補強）			
判定基準			結果	検査方法
柱、梁、壁の増打ち補強部が、使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 1.1～図 1.8 及び図 1.10」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないこと。				立会
備考				
本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。				
・立会検査記録				
図番	場所	符号	結果	備考
図 1.4	F 通 14-15 通間	柱	1C2h, 2C2h, 1C3h, 2C3h	
		梁	1G5h, 2G1h, 3G3h	
		壁	EW200h, EW150h-1	
図 1.5	K 通 13-14 通間	柱	1C3h, 2C3h, 1C1h	
		梁	1G6h, 2G1h	
		壁	EW150h-2	
	K 通 14-15 通間	柱	1C1h, 2C1h	
		梁	1G6h, 2G1h, 3G3h	
		壁	EW150h-1, EW150h-2	

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R － ３ 原 子 炉 施 設

検査項目：材料検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）		
確 認 事 項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。</p>			

材料検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表1、表2、表7、表8及び図2.1～図2.11」参照）に記載された材料が使用されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：配筋検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。</p>			

## 配筋検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）		
判定基準		結果	検査方法
① 鉄筋、アンカー筋及びシアコネクタ筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 2.1～2.11」参照）のとおり施工されていること。			記録
② アンカー筋及びシアコネクタ筋の埋め込み長さ並びにアンカー筋の定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 2.1～図 2.7 及び図 2.9～図 2.11」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
③ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 3、表 4、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
④ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 5、図 2.1～図 2.8 及び図 2.10」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：型枠検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。</p>			

型枠検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）		
判定基準		結果	検査方法
型枠の寸法が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表6、図2.1～図2.8及び図2.10」参照）のとおり施工されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

## 外観検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 燃料管理施設（壁、柱、梁の増打ち補強）			
判定基準			結果	検査方法
柱、梁、壁の増打ち増設部が、使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 2.1～図 2.8」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないこと。				立会
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-58に示す。				
・立会検査記録				
図番	場所	符号	結果	備考
図 2.4	A 通 1-2 通間	柱	1C1Ah, 2C1Ah, 1C2h, 2C2h	
		梁	1G2h, 2G2h, 3G2h	
		壁	EW300h, EW200h	
	A 通 2-3 通間	柱	1C1Ah, 2C1Ah	
		梁	1G2h, 2G2h, 3G2h	
		壁	EW300h, EW200h	
図 2.5	E 通 2-3 通間	柱	1C2Ah, 2C2Ah, 1C1Ch, 2C1Ch	
		梁	1G2h, 2G2h, 3G2h	
		壁	EW250h, EW200h	

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

材料検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表1、表2、表7、表8及び図3.1～図3.17」参照）に記載された材料が使用されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：配筋検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。</p>			

## 配筋検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）		
判定基準		結果	検査方法
① 鉄筋及びアンカー筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 3.1～図 3.17」参照）のとおり施工されていること。			記録
② アンカー筋の埋め込み長さ及び定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 3.1～図 3.17」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
③ スパイラル筋の径（呼び径）、外径及びピッチが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 3.1～図 3.17」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
④ 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 3、表 4 及び図 3.1～図 3.17」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
⑤ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 5 及び図 3.1～図 3.17」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：型枠検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。</p>			

型枠検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）		
判定基準		結果	検査方法
型枠の寸法が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料-2「表6及び図3.1～図3.17」参照）のとおり施工されていること。			記録
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-58に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R － ３ 原 子 炉 施 設

検査項目：外観検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

## 外観検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室・燃料管理施設（連結補強）				
判定基準			結果	検査方法	
連結補強部の柱、梁、壁及び床スラブが、使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 3.1～図 3.17」に示す位置に施工されており、有害な傷、へこみ等がないこと。				立会／記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-58に示す。					
・立会検査記録					
図番	場所	床	符号	結果	備考
図 3.1	F-G 通間 15-3 通間	床	S500X, S300X		図 3.13 参照
	G-H 通間 15-3 通間	床	S500X, S300X		
	H-I 通間 15-3 通間	床	S500X, S300X		
	J-K 通間 15-3 通間	床	S500X, S300X		
	G 通 15-3 通間	壁	EW300X		図 3.15 参照
	G-H 通間 15-3 通間	壁	EW600X		図 3.17 参照
	H 通 15-3 通間	壁	EW300X		図 3.15 参照
	J 通 15-3 通間	壁	EW600X		図 3.16 参照
図 3.2	F-G 通間 15-3 通間	床	S500X		図 3.14 参照
	G-H 通間 15-3 通間	床	S500X		
	H-I 通間 15-3 通間	床	S500X		
	J-K 通間 15-3 通間	床	S500X		

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

材料検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－２「表１、表２、表７、表８、図４.２及び図４.１３」参照）に記載された材料が使用されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
判定基準		結果	検査方法
杭の径（呼び径）及び杭の長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 4.2 及び図 4.13」参照）に記載された寸法以上であること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-58に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R － ３ 原 子 炉 施 設

検査項目：配筋検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録		
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録		
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録		
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

配筋検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
判定基準		結果	検査方法
① 鉄筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 4.2 及び図 4.13」参照）のとおり施工されていること。			記録
② 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 3、表 4、図 4.2 及び図 4.13」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

外観検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（杭基礎の新設）		
判定基準		結果	検査方法
① 杭が、使用前検査実施要領書の添付書類－2「図 4.2」に示す位置に配置されていること。			記録
② 鋼管表面に有害な傷、へこみ等がないこと。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

材料検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表1、表2、表7、表8、図4.2、図4.3及び図4.14」参照）に記載された材料が使用されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：配筋検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

## 配筋検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
判定基準		結果	検査方法
① 鉄筋の径（呼び径）、本数又は間隔が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）のとおり施工されていること。			記録
② 鉄筋の継手長さ及び定着長さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 3、表 4、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）に示された値以上で施工されていること。また、フレア溶接を行った場合の継手部については、割れ等の有害な欠陥がないこと。			記録
③ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表 5、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」参照）に示された値以上で施工されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：型枠検査

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

型枠検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
判定基準		結果	検査方法
型枠の寸法が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「表6、図4.2、図4.3及び図4.14」参照）のとおり施工されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－58に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

## 外観検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設）		
判定基準		結果	検査方法
基礎、基礎柱、基礎梁及び床板が、使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 4.1、図 4.2、図 4.3 及び図 4.14」に示す位置に施工されており、コンクリート表面に有害な傷、へこみ等がないこと。			立会／記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			
・立会検査記録			
対象部位	結果	備考	
基礎			
基礎柱			
基礎梁			
床板			
※立会範囲は地上露出部分とし、その他は記録確認範囲とする。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（支持鉄塔の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

材料検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（支持鉄塔の新設）		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－２「表１、表２、表７、図４．４～図４．１２、図４．１５～図４．１８及び図４．２３」参照）に記載された材料が使用されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（支持鉄塔の新設）		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
③	使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（支持鉄塔の新設）		
判定基準		結果	検査方法
鉄骨部材の断面寸法及びアンカーボルトの径（呼び径）が、設 工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－２「図 4.4～図 4.12、図 4.15～図 4.18 及び図 4.23」参照）に記載された寸法で あること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R － 3 原子炉施設

検査項目：外観検査

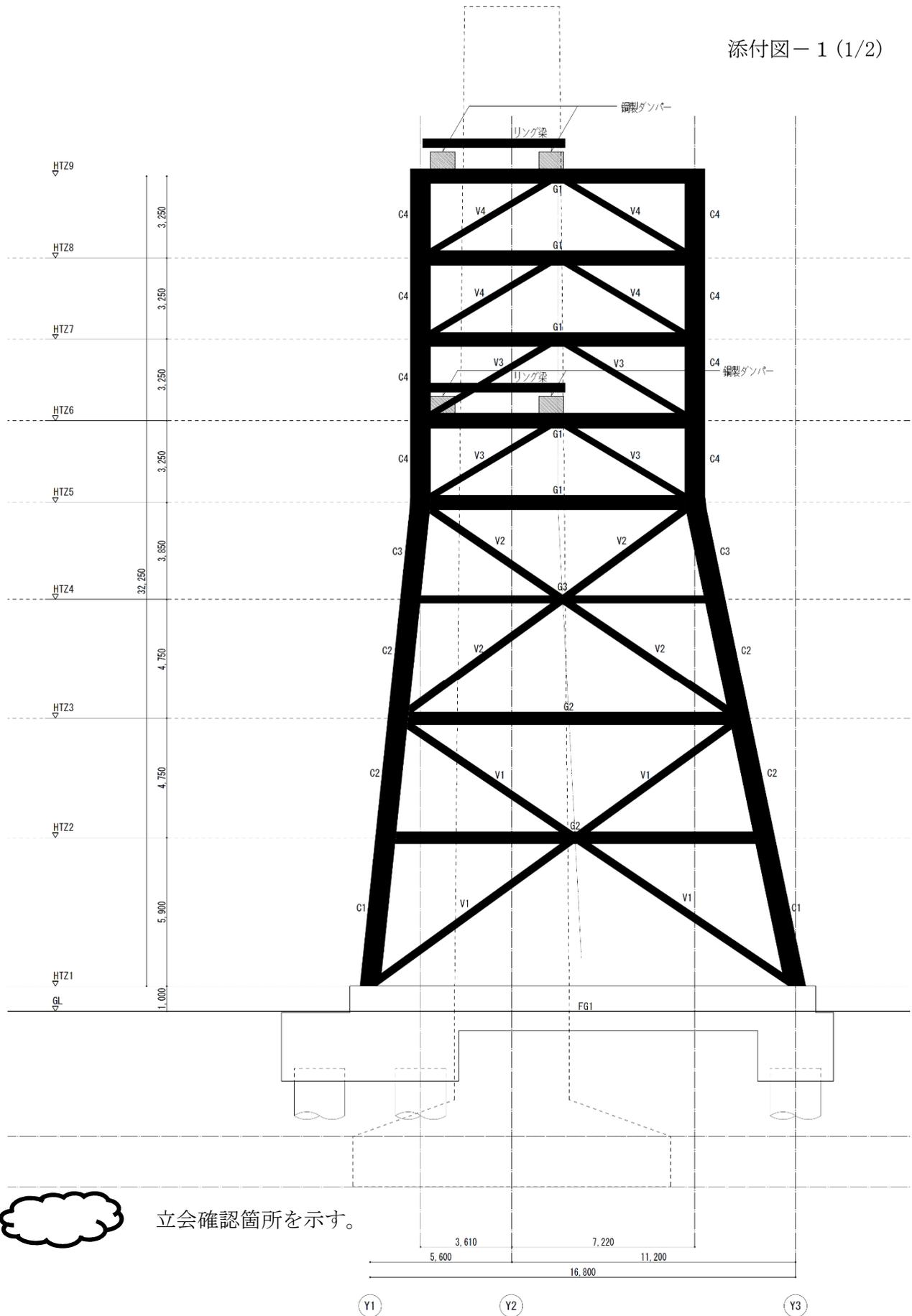
検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（支持鉄塔の新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

## 外観検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

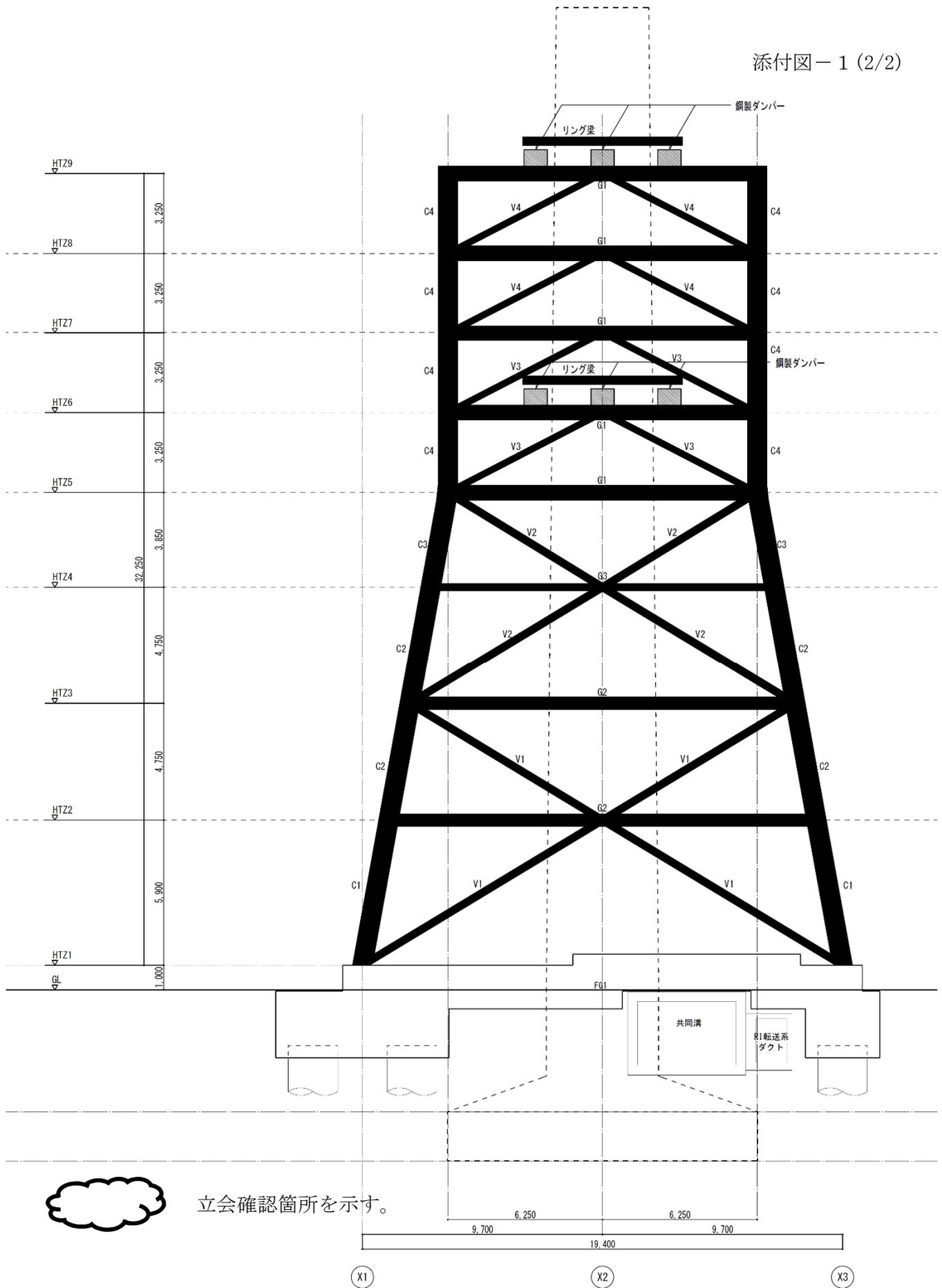
検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（支持鉄塔の新設）		
判定基準		結果	検査方法
① 鉄骨部材が、使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 4.4～図 4.12、図 4.15～図 4.18 及び図 4.23」に示す位置に施工されており、鉄骨部材の表面に有害な傷、へこみ等がないこと。			立会／記録
② 現場溶接部を目視にて割れ等の有害な欠陥がないこと。			立会／記録
② アンカーボルトが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 4.4～図 4.12、図 4.15～図 4.18 及び図 4.23」参照）のとおり配置されていること。			記録
③ 支持鉄塔が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 4.4～図 4.12、図 4.15～図 4.18 及び図 4.23」参照）のとおり配置されていること。			立会
備考 立会確認箇所を添付図－１、本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			



立会確認箇所を示す。

図1 排気筒 X1, X3 通軸組図  
(X1 通は反転となる。)

(単位 : mm)



立会確認箇所を示す。

(単位 : mm)

図2 排気筒 Y1 通軸組図

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R － 3 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（鋼製ダンパーの新設）		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

材料検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（鋼製ダンパーの新設）		
判定基準		結果	検査方法
鋼製ダンパーに設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－２「表１、表２及び図４.１９～図４.２３」参照）に記載された材料が使用されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（鋼製ダンパーの新設）		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射線廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（鋼製ダンパーの新設）		
判定基準		結果	検査方法
鋼製ダンパーが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図 4.21 及び図 4.22」参照）に示す大臣認定品として定められた所定の形状であること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R － ３ 原 子 炉 施 設

検査項目：外観検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（鋼製ダンパーの新設）		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

## 外観検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒（鋼製ダンパーの新設）		
判定基準		結果	検査方法
① 鋼製ダンパーが、使用前検査実施要領書の添付資料-2「図 4.19～図 4.23」に示す位置に施工されており、鋼製ダンパーの表面に有害な傷、へこみ等がないこと。			立会
② 鋼製ダンパーの据付状態に異常ないこと。			立会
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。			

## 検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R － 3 原子炉施設

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室 燃料管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒		
確認事項	確認方法	結果	
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録		
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録		
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

<p>検査範囲</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち                  試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち                  耐震構造のうち                  使用済燃料貯槽室                  燃料管理施設                  放射性廃棄物の廃棄施設のうち                  試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち                  耐震構造のうち                  排気筒</p>	
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究用等原子炉施設の地盤（第6条）</li> <li>・ 地震による損傷の防止（第7条第1項）</li> </ul>		
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 5 8 に示す。</p>		

## 検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室 燃料管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒	
確 認 事 項	確 認 方 法	結 果
法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。	記録	
備 考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。		

## 品質管理の方法等に関する検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 使用済燃料貯槽室 燃料管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造のうち 排気筒	
判定基準		検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。		
総合所見		
品質管理の方法等に関する所見	1 品質保証の実施に係る組織 2 保安活動の計画 3 保安活動の実施 4 保安活動の評価 5 保安活動の改善	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－５８に示す。		

## 記 録 一 覧 表

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

\*備考欄の記載について

(材) : 材料検査、(寸) : 寸法検査、(配) : 配筋検査、(型) : 型枠検査、(外) : 外観検査、(適) : 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、(品) : 品質管理の方法等に関する検査